

第九十四回国会 大蔵委員会 議 録 第十五号

昭和五十六年三月二十四日(火曜日)
午前十一時一分開議

出席委員

委員長 綿貫 民輔君

理事 越智 伊平君 理事 大原 一三君

理事 小泉純一郎君 理事 山崎武三郎君

理事 伊藤 茂君 理事 沢田 広君

理事 鳥居 一雄君 理事 竹本 孫一君

相沢 英之君 麻生 太郎君

今枝 敬雄君 木村武千代君

熊川 次男君 笹山 登生君

椎名 素夫君 白川 勝彦君

中村正三郎君 平泉 渉君

平沼 赳夫君 藤井 勝志君

毛利 松平君 森田 一君

柳沢 伯夫君 山中 貞則君

山本 幸雄君 与謝野 馨君

佐藤 觀樹君 塚田 庄平君

戸田 菊雄君 平林 剛君

堀 昌雄君 村山 喜一君

柴田 弘君 渡部 一郎君

木下敬之助君 玉置 一弥君

正森 成二君 箕輪 幸代君

柿澤 弘治君

出席國務大臣

大蔵大臣 渡辺美智雄君

出席政府委員

經濟企画庁物価 齋藤 成雄君

局審議官 大蔵政務次官 保岡 興治君

大蔵大臣官房審 水野 繁君

議官 大蔵大臣官房審 梅澤 節男君

大蔵大臣官房審 小山 昭蔵君

議官

大蔵大臣官房審

議官

委員外の出席者

大蔵大臣官房審 吉田 正輝君

大蔵省主計局次 長 吉野 良彦君

大蔵省主税局長 高橋 元君

大蔵省関税局長 清水 汪君

大蔵省理財局長 渡辺 喜一君

大蔵省国際金融 局長 加藤 隆司君

国税庁次長 川崎 昭典君

国税庁直税部長 小幡 俊介君

国税庁調査査察 部長 岸田 俊輔君

議 員 伊藤 茂君

總理府人事局參 事官 吉田 道弘君

行政管理庁行政 管理局管理官 増島 俊之君

經濟企画庁総合 計画局計画官 河原 康之君

經濟企画庁調査 局統計課長 田原 昭四君

大蔵省銀行局保 險部長 松尾 直良君

運輸省海運局監 督課長 井上徹太郎君

日本国有鉄道常 務理事 加賀山朝雄君

大蔵委員会調査 室長 葉林 勇樹君

委員の異動

三月二十四日

辞任 玉置 一弥君

同日 補欠選任 木下敬之助君

辞任 補欠選任

木下敬之助君 玉置 一弥君

三月二十四日

所得税法の一部を改正する法律案(堀昌雄君外八名提出、衆法第一八号)

財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出第三号)

アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第三号)

一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第五四号)

臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

提出第一三三三)

国税通則法の一部を改正する法律案(堀昌雄君外八名提出、衆法第一三三三)

法人税法の一部を改正する法律案(堀昌雄君外八名提出、衆法第一四四号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(堀昌雄君外八名提出、衆法第一五五号)
所得税法の一部を改正する法律案(堀昌雄君外八名提出、衆法第一八号)

○綿貫委員長 これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので順次これを許します。沢田広君。

○沢田委員 最初に、国税の職員の不足といえますか充実といえますか、関係者の委員の皆さん方からそれぞれの立場を通じていまでもたくさん質問がされてきました。きょうはそれをまとめて言ってみたいと思つていたのであります。そういう意味ですから、余り意見は述べないで、ひとつそちら側の対応というものをきちんと整理をしていってみたい、こう思います。

まず、現在日本の法律は申告制度ということになっていきますから本来ならばその申告を尊重する、これが大原則であつて、それぞれの国民の良識を前提として物を考える、こういうことで理解をしていくのかどうか、これがまず第一点、これからお伺いしていきたいと思います。

○川崎政府委員 申告納税でございますので、先生おっしゃるとおりでございます。

○沢田委員 申告ですから本人の意思を尊重する。そこで今度は調査をするという場合の発動のその前提、これは何ですか。

○川崎政府委員 申告納税でございますから皆さんがまじめに正しい申告をしていただく、別の言葉で申しますと申告水準が適正といえますか高い

水準でなければならないということで、そのために、中には正しい申告をしない人がある、そういった人に対して調査をしようという物の考え方でございます。

○沢田委員 そうすると、この申告を原則としていく現在の税制の中で、中には正確でないということはどう判断されるのですか。

○川崎政府委員 私どもの方で調査選定の方針としてしまして悪質重点とか大口重点と言っておりますが、一般の水準に比べて申告の水準が低い、簡単に言えばこういうものを調査の対象とするというところでございます。

○沢田委員 もう一回整理していきますと、国民は申告制度で納税をいたします。それは国民の良識によつて憲法で認められていた納税の義務を履行する。いわゆる税務署が今度は調査をする。その調査をする場合は、いま言われた例は悪質である、それから大口である、それから一般の水準よりも落ちてくる、これが三原則になりますか、そういうことだけですか。

○川崎政府委員 三原則と申しますか、悪質重点、大口重点ということが言いかえれば申告水準が低いものを対象とするということで、三位一体というふうな感じでございます。

○沢田委員 そうすると判定権といえますか認定権はその申告の水準が低い——低いという判定は何を基準として低いというふうに、法律上といえますか税務調査上という解釈をしておられるのですか。

○川崎政府委員 判断の基準といえますか、これを基準にしてこう決めつけよといったものがございませぬけれども、たぐさんの納税者が申告をしておる、その中で大体営業規模が同じであるにかかわらず非常に申告の低い人があつて、格段に低い理由が申告されていないといったようなものを徐々に検討しながら対象を選定するわけでございます。

○沢田委員 現在捕捉率という問題がいろいろと議論をされております。この捕捉率というものの

対していまいろいろ言われていることは、いわゆる一般の水準よりも低いということだけであつて、正確な捕捉をする任務というものでこの調査をしているのではない。そうするとあくまでも容疑者、脱税というか脱漏というか申告漏れとか、とにかくそういう容疑のあるものについてだけ調査をするということに考えてよろしいですか。

○川崎政府委員 そのとおりでございます。正しい申告をされておる方に対しては調査はしないというのが原則でございます。

○沢田委員 たとえば法人関係だけを視点にして物を考えてまいりますと、すべての法人にその調査をしなかつた場合においては、正しく申告している税務署が考えれば、それはその調査の対象にならない。税務署が正しくないと考えれば、それは調査の対象になるということに解していいのですか。

○川崎政府委員 一概にそのとおりにならない場合もあるかと思いますが、大体にやはり税務署と申しますよりは調査担当者といえますか、そういった者が脱漏があるのではないかと考えるところを調査対象としておるということでございます。

○沢田委員 なぜ、スピード違反みたいな抽出方法をとることが公正だと考えますか。その抽出という方法が果たして妥当だと考えますか。

○川崎政府委員 全面的に見渡しまして、そうして無作為に抽出をして調査をするということによつて隠れた不正が発見されるのではないかと御趣旨かと思ひますが、そういったやり方が妥当な場合もあるかと思ひますけれども、全面的にそういう方法を採用できるだけのゆとりがないといひますか人数がないという事情もござい

○沢田委員 私の言っている抽出という言葉は解釈を間違えられたようですが、税務署というのかその調査官というのか、これは法律上どこに権限があるのか、これはまたお答えいただけますが、ある

AならAという企業を調査する選定権、その選定権はどこにあつて、そのAと決めるということがその不正というもののとの関係をどう考えているかということでお答えいただきたい。

○川崎政府委員 先生がおっしゃいますような選定権といったものはないかと思ひますけれども、法律上は質問検査権と申しますか税務官吏にそういった権限が与えられておるわけでございまして、その権限を前提としてどういう企業あるいはどういう個人を調査するかということをいろいろ内部的に検討して決定するわけでございます。

○沢田委員 内部的に検討して運が悪い者と運がいい者が現在出ているというこの現状はお認めになりますか。それともいまの状況の中で、これは運が悪かつたな、税務署の調査に入られてしまつたよ、こういう言葉を私たちは時たま聞くのです。このことはどういうことかということになるわけですか。ことしは税務署の調査が入つたというとか何らかの金とにかく出される、こういうことになるわけですが、その現実についてはあなたはどう思つておられますか。そういうことはなはないと思つておられるのですか、そういう言葉が現実にあると思つておられますか。

○川崎政府委員 なかなかむずかしい御質問でございますけれども、調査をした法人なり個人がすべて脱税をしておる、しないのは全部が正しい、そういうふうにはどうも考えておりません。

○沢田委員 いや、いま私が言つておるの、あなたはやる方だ、言うならぶん殴る方だ、だからわりあい自分には痛さを知らない。しかし、ぶん殴られる方の痛さは、ほかの者はぶん殴られないで私だけがぶん殴られたという意識を持つのが現実でしよう。この現実を認めるのか認めないのか。そうじゃない、なでたんですよあなたはそのうのかもしれぬけれども、そういうことで当たつた者についてはいわゆる追徴税を払わなければならぬという現実から見ると、きわめてそれはぶん殴られたという感じになる。それで隣のやつはぶん殴られないでただぶん殴られた、そういう一つの

不信心というものが現実には起きているというこの現実、どうあなたは把握しているのかということをお聞きしたいわけです。

○川崎政府委員 そのぶん殴られたという物の受け取り方でおられる方もそれはいいではないかと思ひますが、やはり私どもはある年に調査をしますと、それで仮に不正がございまして次の年から正しい申告をしていただけるであらうといったようなことで、なるべく広い範囲に調査対象を及ぼして、そして高い申告水準を維持できるようにというふうな考えでおるわけでございしますが、必ずしも定員が十分でございませぬから思つたようにはまいらないわけでございませぬけれども、物の考え方といたしまして、調査というところと指導ということと結びつけて考えておるわけでござい

ます。またそれ以外に相談ということと広報というところ、結局税務行政の四本柱として考えておるわけでございしますが、いろいろな角度で調査に当たつた人だけが犠牲者である、そういった風潮が生じないような行政を行いたいということを念頭に置いておるわけでござい

○沢田委員 これは我田引水でも結構ですが、そういう不正をなくすためにどういう方法が一番いいと思つておられますか。

○川崎政府委員 最善の方法を申し上げるのはなかなかむずかしいかと思ひますが、先ほど申し上げましたように調査ということと指導ということの組み合わせ、また相談と広報ということの組み合わせ、この四つをまた相互に活用しまして、十分御納得のいく納税をしていただきたいと考えておるわけでござい

○沢田委員 いや、私が言つておるの、定員が十分でない、こうあなた言つたでしょう。だから定員が十分でないからぶん殴られた人とぶん殴られない人との不公平感が起きています。これは現実、その解釈は別として、例示は悪いかもしれませぬ。あなたはなでたんだと言ふのかもしれぬが、とにかくぶん殴られたという片づ方は印象だ。そういうことが、定員が十分でないから起きるん

だとすれば、それはパーフェクトとまでは言わなければ、九〇％可能にするための措置としては何があるのか。あなたの描いている理想像、あなたが描いているいわゆる国民に不信感を起こさせない条件を具備するためにはこれから何が必要なんですか、それを答えてください。

○川崎政府委員 いろいろな施策の組み合わせが必要と考えますけれども、私も担当者としてやはり国税、特に熟達をしました職員の数を確認したいという希望をずっと抱いておるわけでございます。

○沢田委員 練達した職員を確保する、その確保する量はこういう目安で必要と考えますか。

○川崎政府委員 毎年増員をお願いしておりますが、御承知のような事情でございますので、なかなか思うようにまいりません。現段階でこの程度の人数が欲しいということではなくて、増員ということと非常に質の高い職員ということとございまして、外部的に質の高い職員を申し上げたいこと、また別に内部的にいろいろ検討して努力してまいらねばならぬということがあるわけでございます。

○沢田委員 私が言っているのは、いろいろな周りの諸条件というものをゼロにしまして、国税徴収ということだけをひとつ取り上げてみて、あなたが描く徴税事務というものがビジョンとしてはどうあるべきだ、それを聞きたいわけです。だからほかの条件があつて、定員が増えなうと――

総理大臣も何もいらないと思つて答えてもらえばいいのです。ほかの省は関係ない。とにかく徴税と国民ということとの配置の中において、あなたが徴税をしていくのには一番いい理想像というものはどういう条件を具備することですか。定員がいま不足しているからだめだ、こう言われたが、その点についてはどういう条件を具備すればおおむね国民が納得できる条件というものが生まれるのですか。何も考えてないですか。何となしにやつて

○川崎政府委員 理想像とおっしゃられますと非

常にむずかしいわけでございますけれども、やはり理想は申告納税でございますので、余り調査をしなくても高い水準が維持できるといったような納税環境の整備されることが一番望ましいわけでございますけれども、現実には調査をある程度やりませんと高い申告水準がなかなか維持できないというところもございまして、できれば何年かに一度は全部の対象を調査できるようにするのが一応当面の理想ということにならうかと思ひます。

○沢田委員 何年には一回と言うその何年というのはどの程度のサイクルを言われているのですか。

○川崎政府委員 このサイクルは時代によつて変更がございまして、過去三年に一度ということもございまして、現在はともそういう状況には定員上もないということ、また納税環境もよくなつてまいつておりますから、その必要もないという点がございまして、私もとしましては、七年なり五年なりに必ず一巡できる程度の事務が組めれば非常によろしいと考えるわけでございます。

○沢田委員 そうしますと、法人だけをもし考えてみますと、百七十一万七千件という申告件数です、これは法人税だけの状態でいきますと、それでいま五年をサイクルということになるとこの五分の一が当面この年度ですね。そうすると一職員が調査できる能力というものは何社くらいになるのですか。

○川崎政府委員 一職員が調査するというのは相手の数にもよります、いまちよつとここに申し上げられる資料を持っておりますので、また後ほど御報告したいと思ひます。

○沢田委員 いやそんなむずかしい問題を質問しているわけじゃないですよ。一税務職員が調査をするのに一年間に大体どの程度が平均的に、たとえばあなたたち持つていないと言われているけれども、実地調査件数は大体一〇％でしよう。十七万九千件とかかつているじゃないですか。もしこの件数を全職員で割れば、それは大体出るわけ

です。出るのだけれども、私が意見を言つたつてしやうがないのだから一応あなたの答えを聞くのていまでいふていふのです。私が出したのじやしやうがないから、五年のサイクルとすると、大体三十四万件くらいになるのです。それをいま、一職員がどの程度可能なんですか、一年間にやれる業種は何業種くらいできるのですか、こう聞いています。

○川崎政府委員 全法人数が百七十万あるという前提で、法人税の調査職員が一万七千とございしますが、単純に割つてみますと百七十というところになりますから、実調率というのが大体一〇％でございまして、まあ一人平均十七というふうな計算にならうかと思ひますが、これは非常に算術的な話でございまして、実際は一社に何名かが行くといつた大きな会社もございまして、一人て一日に二つ三つ済ませるといふこともございまして、おおよその見当にしかならないという意味でお聞き取りをお願いしたいと思います。

○沢田委員 いま大体出てきた結果では、職員一人が十七社、大体十七万九千件しか実地調査件数はない。所得税の方も合せて職員はあるわけですね。これも所得申告は九百四十二万ある。実地調査件数は十三万九千件くらいになる。これを両方合せても大体三十二万件くらいになる。この比率が一〇％というのは、スピード違反的ないゆる運悪い論でいつていいのかどうかということが一つは基本になるわけですね。

現在国民としてはやはり重税ですよ、何といつてみてもいまの状況からいって。税金というのは重いですよ。だから軽くしたいというのは本能的な国民のいわゆる欲求ですね。軽くしたいから、そのためにはどうしたらいいかということのみならず、知恵を働かしているわけですね。選挙法だって、幾ら法律つくつたつてまた抜け穴が出るというよなもので、やはりどうやつてみたつてその間を縫つていこうという努力を、国民は生活の知恵を働かせるわけですね。

その現状から見た場合に、実際に行くのは調査

指導、相談ぐらゐまででしよう、広報はチラシみたいなものでしやうから。だと仮定してみた場合に、問題は苛斂誅求になつてはいかぬ、といつて運悪い論で通してもいけない。そうすると、せめて半分ぐらゐまでは大体当たるというやうな、当てる人の方をともかく多くしなければいかぬ。そうしなければやはり少数だけの被害者という意識の方を自動的に持つちまう。ですから、どうしても半数を超える条件をまず確保することが、株主じゃないが最低の要件。やはり五十一％の調査率というものは、申告者の過半数は調査を受けるのですという条件をとにかく一回つくれば、後は大体その慣行が生まれてくるだろうと思ひます。いまのやうに一割だけがぶんなぐられるという論理ではどうしても不信感というものが助長される。そういう体制をつくらなければならぬ。これは考えただけでいきます、現実には合う合わないかは別問題。考え方としてはそういうことを肯定されるかどうか、その点をまずひとつ伺ひたい。

○川崎政府委員 私どもにとりましては大変ありがたい御示唆でございまして、調査というものも考えます場合は、五十一％といふと、二年に一回参るほどの必要はなく、過去の最高の場合でも三年に一回というふうな考え方でもございまして、税法の時効も三年というふうな考え方になつておる点から見ますと、五〇％までという必要もないかと考えるわけでございます。

○沢田委員 いわゆる不信感がなくなるまでの間の措置ということをばくはただし書きつけているわけだよ。いまとにかくこういふことがずつと歴年積んできたわけですよ、高度成長以来、それ以前からも続いて。税金とは逃れるものである、言うなら国民の哲学はそういうことです。どうやつてうまく逃れるかの知恵をしぼろうというのが現実ではないですか。それは給与所得者などはごまかしがきかない。しかしそれ以外が、ごまかすという言葉は適当じゃないかもしれぬが、なるべくだつたら軽くしたいというのが国民のいわゆる実感なんですね。それに刃向かつてあなたの方は

向かうのですから、憎まれ者になることは間違いない。この前も言ったように、飲むのめずいぶんつらいだろう。飲み屋へ行ったら、税務署のやろうとんでもないやなんて言われるだろうし、隣近所からは横目で見られるし、ずいぶんつらい立場にいるとは私も考えます。しかし、そういうことで結果的にはその実調をあくまでもやるならば、五〇〇程度に一回はして、そして不正感というものをまず除去して、その後、じゃ三年なら三年ということを定着させるという体制を確立することとはやはり必要なことじゃないか、こういうふう

に思うのですが、いかがですか。

○川崎政府委員 まことにありがたい御示唆でございますが、全部の対象にいま五〇〇ということを実行するというのはやはりちよつと無理であろうかと考えております。

そこで現実的には、全部じゃございませんで、やはり多くの人は正しい申告と申しますか納税をしていただいておりますので、納めたくない、何とか隠そうというようなグループであろうというところを選びまして、二年に一回とかあるいは毎年とかいうふうなやり方をしてまいった方が能率的ではないかというふうに考えるわけでございます。

○沢田委員 あなたのやつてることが、あなたもそのうちかわつちやうんだらうけれども、結局毎回やつてゐる間は無難に過ごそうというのが、いわゆる役人の大体の発想なんですよ。いままでのものを急に変えるのは——鈴木総理はそういう意味においては偉いと思つてゐる。とにかく今度増税しないで行政改革だけでやりますなんて、これはもう偉い。その意味においては大いに見識を多とするのですよ。そういう発想の転換がやはり公務員にも求められてゐるというふうには私は思うのです。あなたの任期中、うまくいったら次官になれるかなんて頭に描きながら、何とか無難に過ごそうとすると、この段階を余り変えたくない、恨まれる仕事もよけいしたくない、しかし、だからといっていままでの実績よりも下げたくない、これが素朴なあなたの置かれてゐる環境だと私は思うのですよ。あなたの置かれてゐる環境はそういう環境にあるんだ。だけれども、そういうところから一歩踏み出して、国民の不信感というものを除去していくために、言うならば自分の職務にひとつ忠実になつてみるということは大変大切なことじゃないか。だから私は結論的にも、私の質問に答えて余り、理解がありませんぐらいな程度で答えが返つてこないんだが、それだつたら、やらない方がいい、任しちゃつた方がいいと思つて、そして申告額を全部発表して、まあ新聞なんかには出ちやつてゐるけれども発表しちやつて、世間の中から批判をおのずから起こしていく方が、それならよほどプラスなんだ。一割だけ隠密に守秘義務をやつてゐる、それだけでしか出てこないんだつたら、全部完全オープン、公開にして、国民の中からおのずから発生する不信感というものを、あれがあれだけの生活をしていながらあれだけの申告とおかしいじゃないかという疑問を投げかけた方が、あるいはより正常性を確保するのに近道かもしれない。だから、あなたのうちに九〇〇は隠しておいて一〇〇だけ調査をして、それで全体完全であるという論理は私は通らないと思ふのです。その点はいかがですか。

○川崎政府委員 おつしやるとおり九〇〇は放置しまして、一〇〇だけを常に調査するというのでございまして、おつしやるとおりでございますけれども、その一〇〇というのは、ことしはこの一〇〇、来年はこの一〇〇というふうに動くわけでございます。しかもその動くのが恣意的というのじゃなくて、ある程度の根拠を持つて、先生おつしやいますような悪い脱税者を探し出すという方向で選定をしておりますので、まあ実調率が低いのは残念ではございますけれども、この状態で絶対にはけしからぬというふうなものではないと考えております。

○沢田委員 こへ来ると、あと政務次官なりそちらの出番になるのですが、大体いままでのやりとりを聞いて、どちらかに重点を置かなければ、方針を転換しなければ、現在の税の——あなたは政治家だからよくわかつておられると思う、そういう不信感というものを除いていくためには、実調件数をふやしてある程度の整合性をとるか、あるいは開放主義に基づいて市民のお互いの率制というものに依存して、オープン化することによつて率制によつて納税率という正常な申告を求めていくか、やはりその選択の時期に来てゐると私は思うのです。それをまたマンネリズムでずっといつたら不信感は除かれぬ。これは確実だと思ふ。だとすれば、どちらを選択するかということになるだらうと思うのです。ですから私はいまの制度を進めていくならば、やはり実地調査をふやすなり、三年に一回なら三年に一回の数をこなせる形をとることが一つ必要になる。いまのようない一〇〇程度、所得税の方は一・五％程度しかないのですが、そういう状況でいくとするならば、これは開放主義の方がよい。そのかわり実調はなし、全部開放主義で市民のお互いの率制によつて正常化を図つていく。これは現在投書マニアなんていふばあひありますからね、いろいろなくさんもののがわれわれのところへ来るくらいですから、とにかくいま投書魔なんて言われておりますが、そのくらくら投書が多いわけなんです。ですからそういうことによつて実態のより正常化を図つていく、こういう方法との選択の分かれ道にいまいると私は思ふ。だからどちらをとつていくか、実調を充実して取つていく路線をとるか、いわゆる開放主義に基づいて市民のお互いの率制を続けながら正常化を図つていくか。隠れてゐるものは常に隠れてしまふというところは許されな

い。とすれば、どちらかである。大いに内部告発もあつて結構だと思ふのです。だからそういう意味において、市民がお互いに職員であらうとなかろうと、とにかく率制し合つていくという状態が果たして望ましい状態かどうかはわかりませんが、しかしそういうことによつてある程度正常化を図る、政治家としてはどちらを選択されることがいいと思うか、ひとつお答えいただきたい。

○保岡政府委員 納税をきちんとして国の歳入を確保するということは、国家にとつて、また国民にとつてきつと重要なことだと思ひます。そういった意味できつとした納税が行われることの工夫というものは常に真剣に検討していかなければならないと思ひますが、先ほど来国税庁の次長がお答えしているとおり、自主申告制度という納税者を信頼して税を確保していくというより制度がずつと行われてきてゐるところでありますから、基本的にはその制度を前提としてゐる工夫していくことが最善ではないだらうか、もちろんいま先生が言われるようにいろいろな不正が出てまいりますと、先生のおつしやるような考え方を待つ人も中には出てくる、そういう余地もありますので、そういうことがないよう努めることが大事だと私は思ひます。

○沢田委員 はつきりした答えではないのですが、たとえば実調も大切である。それから開放も大切である。それを両方利用するという方法はどうですか。

○保岡政府委員 やはり自主申告制度というものを基本にするということですが、これはたとえば守秘義務というものを先ほど先生触れられましたが、守秘義務をきちつとすることによつて本当に洗いざらい自分の所得、収入というものを国税当局に教えてもらつて、そして税の制度の中でのしつかりした確実な徴収権を行使させていただくという本質的な理念というものがあつますから、一般に何もかも知らして一般の人々の批判の中で税を確保していくというものは、制度として急に取入れられるものではないのではないかと、こういうふう

に思ひます。

○沢田委員 そうは言つても皆さんの地方だつて地方紙にはベスト三百とかベスト百とかみんな載つたつてしまふ。そういう人たちはただはいずれにしても社会の中にさらされてゐることは間違いない。問題は法人の場合なんです。個人の場合はわりあいそうやうつて出てしまふけれども

ただきたい。

○保岡政府委員 納税をきちんとして国の歳入を確保するということは、国家にとつて、また国民にとつてきつと重要なことだと思ひます。そういった意味できつとした納税が行われることの工夫というものは常に真剣に検討していかなければならないと思ひますが、先ほど来国税庁の次長がお答えしているとおり、自主申告制度という納税者を信頼して税を確保していくというより制度がずつと行われてきてゐるところでありますから、基本的にはその制度を前提としてゐる工夫していくことが最善ではないだらうか、もちろんいま先生が言われるようにいろいろな不正が出てまいりますと、先生のおつしやるような考え方を待つ人も中には出てくる、そういう余地もありますので、そういうことがないよう努めることが大事だと私は思ひます。

○沢田委員 はつきりした答えではないのですが、たとえば実調も大切である。それから開放も大切である。それを両方利用するという方法はどうですか。

ども、法人の場合が出ていかない。そこに実は問題があるわけなんです。そういう意味において、法人の方についての実地調査というものがきわめて大切な。個人についてはプライバシーとかいろいろあるかもしれません。しかし法人については少なくともワースト十だとかあるのはベストテンだとかランキングは出ますが、一般的に見ると隠れておる部分の方が多いことは間違いない。ですから、そのためには実地調査件数をふやしていく。これはいまの体制を進めると仮定をするならば、ある程度努力してもらうことが必要じゃないかと思う。とりあえずその点で、いままで何回か質問してきたのだが、行管庁を呼んできておるのとはそこなんです。大蔵省がここで何とか節減しようと言っておるときに、税務署の職員だけふやすわけにはいかぬだろう。行管庁では全体的にどういうふうなその点を考えているのか。行管庁としてはどういふような物の考え方によってこういう分野を見ているのか、その点見解を承りたいと思うのです。

○増島説明員 ただいまの御質問でございすが、現在の定員管理の基本といえますのは、行政規模全体としてにかくふやさないという大方針がありまして、そのもとでできるだけ各省庁の中のいろいろな部門の合理化を図りまして、そして新しい行政需要の方に振り向けていくという考え方でございします。国税庁につきましても必要性は十分承知しているわけでございしますが、政府全体として行政需要の強いところが非常にたくさんあるわけでございしますが、全体的な勘案をしてこの再配分を図っていくということでございします。

○沢田委員 各行政庁の需要が高いところが多いというのは、ちょっとこれこそワースト十じゃないか、五つぐらい挙げてくれませんか。

○増島説明員 第一番には、現在では国立学校があると思います。それから国立病院、療養所でございますが、これは政策医療いろいろございします、それに対応しましてふやす部門あるいはまた

二百海里対策などで海上保安の増員というのがあると思います。それからまた、法務省の登記事務がございしますが、これもいろいろ業務量が増高してくる。それに対して対応するというようなことでございします。

○沢田委員 そうすると、あなたの方の考え方は、いまの徴税の関係ではその対象の中に入らない。いまあなたが挙げた順序の中に入っていないのですが、ウエートとしては何番目くらいに入ってきておるのですか。

○増島説明員 国税庁も当然入ってくるわけでございします。(沢田委員「何番目くらいだと聞いておるのだ」と呼ぶ)これは順番というのとはなかなかむずかしゅうございしますけれども、この増員につきましては、国税庁の場合でも四百名ないし五百名の増員を年々図ってきているわけでございします。

○沢田委員 四百名の増員じゃなくて、とにかくあなた方はずいぶん。河川だつて何のかんのだつてみんな順番をつけておいて、その順番を追い越すためにはだれかの発言がなければ順番を飛び越えられないという現実が主計局でもやられているわけだ、それぞれの主計官は。だから行管の方では、需要の多いものはどれとどれとで、どういう順序で補てんをしていく考えているのか。その構想を持ってないんだつたら行管庁なんて要らないよ。もう少しきちんと、充実しなければならぬものはこういうところだとつぎつぎみてくださいます、順番を。

○増島説明員 これは現在いろいろ御審議をいただいているわけでございしますけれども、昭和五十六年度につきまして申し上げますと、先ほど国立学校、国立病院、療養所……(沢田委員「いままで言った四番目までは要らないから、その後の順序を」と呼ぶ)それから外交体制の強化、それから国税ということでございます。

ただ、順番といいますが、これは全体の定員でございしますので、根つこの員数が非常に多ければまた増減するようなこともございしますし、その緊急度等いろいろございしますので必ずしも順番ということではございしませんけれども、実際に増員しました員数から考えますとそのようなことが挙げられるということでございます。

○沢田委員 では続いて行管庁では、業務量が時代の変遷とともに減ったと思われる、たとえば土地の移動が減る、建築の戸数は百四十万戸ありますが、大体農地転用の届け出も減る、国土庁なんかも地価の測定以外は大体空みたいになつちやっている、こういうようなものもたくさんあります。いまは需要が多い。需要が減ったところはどこどことどこぐらいいですか。これも五つぐらい挙げてみてください。

○増島説明員 その業務の合理化を図っていく部門ということでございますけれども、定員の増減という観点から申し上げますと、食糧事務所の関係、地方建設局の分野、北海道開発庁の分野あるいは港湾建設局等、そのほか各省庁の中でも事務の合理化を図るというような部門はいろいろございしますけれども、そういうところから削減を図って増員に充てているということでございします。

○沢田委員 いまあなたのおっしゃっている行管の物の発想では、需要のあるところとだんだん簡素化をするところと大体対比する数字を言っているわけですか、これは全然考えない数字を言っているわけですか。

○増島説明員 これは相対的に、合理化を図り得る部門あるいは新規需要に対応しなければならぬ部門、そういうことで申し上げているわけでございします。

○沢田委員 いわゆる需給計画を立てた上で挙げた数だ、こういうことですね。

○増島説明員 これは、毎年度各省庁から定員の御要求があるわけでございしますが、そういう御要求を受けましてそれで毎年度いろいろ審議をし、あるいはまた各省庁とも御協議をして決めていっているわけでございします。

○沢田委員 いや、協議すると言うけれども、自分

分が主体性があるんだから、自分のところではこう考えています、相手の省がどう考えるか別問題なんです。あなたの責任は、あなたのところで最善を尽くすことなんでしょう。行管庁としてはほかの省が反対しようが何しようが、一応こういう原案でおりますというものを持たなければ、これは答弁にもならないし、話にもならないじゃないですか。隣のうちの顔ばかり見ていて、言っていないものや悪いものや、そんな態度で答弁になつていいると思いませんか。あなたの方の省はこう考えています、ほかの省では抵抗が多いです、これは抵抗が少ないです、それはあるでしょう、しかし、あなたの省としての責任の範囲内において答弁するのがあなたに与えられた任務なんです。それはほかの省と相談してみてもなければ言えないというのじゃなくて、うちの方ではこう考えています、ほかの省にはそれぞれ意見がある、よくちやいけなさい」と呼ぶ者あり)ところがそれを、何にもあなたの方の柱も持たないで、よその顔色ばかりうかがつてそれで物を言っているのだったら、本当にいま言われたようにあなたの方自身が要らなくなつちやうなんだよ。だからそういうことでいくと、あなた方は全く見識がなさ過ぎる。いま求められている国民のニーズにこたえるのにこたえなければならぬでしょう——それはいいか悪いかは別問題ですよ、われわれの中だつていろいろ意見があるのですから。しかし行管庁という職務で給料をもらつていふ以上、そこで私たちはこう考えていますというものが出なければ、これはあなたの方、皆エリートで偉いんだから、そういうことで物を出してもらわなかつたか合つていかなんだよ。これは時間がなくなつてきたので、勘弁して注意だけにしておきましょう。だから、それはそういうことで、そういう意味じゃちつとも答弁になつていないということをよく理解しておいてください。

政務次官、またもとへ戻りますが、そういうことで結果的に見ますと、行管の方の順番から見ると

と、はつきりしたことは言わないようなものだけれども、六番目ぐらいいにか当たってない。しかし、去年の実績を見ると、所得税の方は別にして法人税だけで申告漏れ所得が八千四百八十七億もあるという状況の中で考えてみると、どう考へても実地調査件数が十七万九千という数は少な過ぎる、これを引き上げていかなきゃならぬということはどうも現状の国民の世論と見ていいのじゃないかと思うのです。だからさつき言ったように、私もパフエクトにこれをやろうという形まではいかなくてもいいだろう、しかし一回は総ざらいをしてみる必要はある。そしてその後はなるべくならば自主的なものに依存していく。いまの段階では運不運の論理になつてしまふ、これは何とかなくさなければいかぬ。この運不運の問題を何とかなくすための知恵をわれわれはしほらなくちゃいかぬ。国税庁の方でもその答弁は出てこない。政務次官なり国税庁の方でも何とか不正感、不合理感、不信感を除くという方法を考へていかなきゃならぬ。そこでわれわれはいまいろいろ、とりあえず向こう三年なら三年だけやってみたらどうだろうか、あるいは五年なりやってみたらどうだろうか、そういう一つの重点主義的な物の発想で物を言っているわけだ。

それともう一つは、政務次官、時間がないですからあとの問題はできないのですが、いままでも各委員が言われたことと重複するのは避けて言っていたのですが、国鉄なんかと同じで物すごい老齢化現象を起しているのですよ。老齢化現象を起しているわけだ。これも、六十歳定年制を政府は出しているわけだ。これも、六十歳定年制を出しているわけだ。そこへ行ったら人口構成比からいってべらぼうに下がって、一度にやめて、退職金も大変なことだろうと思うんだけど、物すごい断層が生まれるだろうと思うんですね。だからいまからある程度養成していかないと技術の継承——まあ技術の継承という言葉がいいかどうかわかりませんが、それが不可能になつてしまふ。しかも、税務職員になろうとする人は税理士法の関係があ

るから二十三年いたいという気持ちになる。大学を出たと仮定をして二十三年なり四で入つて、二十三年勤めて、その間の研修期間を含めあるいは見習い期間を含めて考えていくと、それは配置転換をするにしてもしないにしても、こちらが求める者はきわめて限られた年齢構成になつてくるだろう。そういう形になつてきたときのことを、それらの幾つかの要素を考へて、いわゆる予断は許しませんぞということをおし言いたい。いまからや

はり物を考へていかないと、どさつとやめちゃつた後、それこそ不正感が出てきたり若気の至りも出てきたりということになつていろいろと問題が起きますぞ、だからいまからそれを充実していくという体制をとるのがちよつとこの一〇％を引く上げる時期にぶつかつていく。一〇％の比率を高める時期にぶつかつて、断層ができたときを穴埋めをしながら、そしてそのときにあとは申告を重点に移していきながら、その人員のバランスを固めていく。いま考へないと時期を失するといふ懸念が私はあるのです。ですから、その点きわめて政治的な話ですが、定年制の問題と断層の問題と技術の問題、調査能力の問題、判断力の問題、そういうものの養成期間というものを考へ、しかも税理士の資格のつく二十三年というものをある程度確保する、こういう幾つかの要素を満足させるものは何かといったら、いま考へないとこの断層は埋められないということになる。これは国税庁も、感謝にたえませんと言っただけじゃ能がないですから、それに対して命をかけて、鈴木総理だつていま政治生命をかけてと言っているんだからそれぐらいの気持ちで、全体的なバランスをとつていくためにどうあるべきかということ、私の言っている意味はわかるでしょう。恐るべき事態が出てきてしまふ。そういうことを考へたときに政務次官なりそれぞれ担当からお答えいただきたい、こういうふうに思います。

うれしく思います。

いまお話しの実調率を高めるために速急にいろいろ措置をとらないと、たとえばベテランの、中堅の職員があと十年ぐらいいしたら退職していくではないか、その数もおよそ二万人ということがわかつておるわけでごいさすけれども、そのため新採用する職員の質を確保する、また新規採用の数も十分その点を踏まえて、そういう将来大きく減ることを補てんでできる採用数というものを十分検討していかなければならないでしょうし、また比較的若い職員に対する研修なども、全力を挙げてベテランと一体となつて進めていく体制も工夫を要するところでありましよう。また先生先ほどからいろいろ御議論のあるところの、国税庁の中でも徴税事務に関する職員に重点を置いて、他の事務は合理化していくという工夫の余地はあるいは大蔵省の中でもいろいろ工夫の余地はあると思います。また他省庁との配置転換等についても、できるだけ希望者が大蔵省に、国税庁に来てもらえるように努力をして、受け入れ体制その他工夫を要するところだと思ひます。

いづれにしても厳しい財政事情を抱えて、財政再建という大変な国家的な課題に取り組まなければならぬ、国民経済生活上重大なこの課題に挑戦して勝利をおさめるためには、いま先生御指摘の点を十分心得て対処する必要があると思ひますので、そのように努力をしたいと思ひます。

○川崎政府委員 ただいま政務次官がおっしゃいましたとおりでございます。とりわけ私どもとしては先ほど行管の方からも御説明がございましたが、政府内部の配置転換ということをお一層促進していただきまして、私どもの職員構成の大きな意味で配置転換を中心に努力をしたいと考えております。

○沢田委員 税務職員になつて熟練度ができて一人前になるまでは国税では大体どの程度の年限を考へておられますか。

○川崎政府委員 一人前ということのまた考へ方でございませうけれども、非常に高度の、熟練した、りつぱという意味ではやはり十年ぐらいいと考へております。これは普通科を卒業いたしましたして、第一線に配属をされまして、また実務の経験とまた書物の上での勉強でいろいろやりまして本科というものに入るのをごいさすけれども、その平均の入校年齢がやはり十年ぐらいいになつております。

○沢田委員 そうすると、いま政務次官さつきからお答えいただきました、十年、これから一人前——一人前という言葉がいいか、ある一定の水準に達するために十年かかる。ちよつと断層と一致するのですね、この切れ目と。ですから、いまから準備していかないと、その十年目にはどうしても谷間ができてしまふ。これは来年埋まつていていいというものでもないのです。ですからこれは私たちの国鉄なんかでも、技能養成所が一時採用停止があつた時期があつたのです。それは過剰だから採用停止だ。ところがその間養成所が中断したために技術の継承に断層ができてちよつと、いまにもうSLなんというのは直せる人がいなくなつてしまふ。そういうこともあるわけで、だからこれは継続的なものの技術というものはある、見方がある、統み方がある、監察力がある、洞察力がある、そういうものを持たなければなりませんので、半端な時期にこれを継承すると引き継ぎがうまくいかなつてしまふ。ですから私はことしからというか、五十六年、もう間に合わないのです、五十七年になると遅過ぎるのですからその点をよほど考へないと——行管庁、よく聞いておきなさい。そういうことの、何といひますか、プロセスの大切なところと行つてすぐ役に立つのと、インスタントラメンみたいなものと時間がかかるものとの差というものもある程度考へながら判断していかないと、先を見ての判断をしないと、とんでもない狂いが出てくるということになるわけなんです。これは行管庁もせつかく来ているんだから、これで帰つていいから、いま言われ

たことについてどう思ふかひとつ答えてもらいたい。いま言ったように、いまからもう継続していかないと、えらい断層ができてしまつてとんでもない、国民がえらい迷惑を受ける、あるいは国民が間違つて不信感をより増長する、こういうこともなりかねないのであつて、その辺も構えて考えてもらえるのかもあらえないのか、その点をひとつ聞いておく。

それから政務次官も、さつきお答えをいただきましたけれども、ひとつあわせていまのこの継続の、引き継ぎの時期をどういうふうに継続していくのか、その点をお答えいただきたい。

○増島説明員 御趣旨の点を踏まえまして、定員の査定あるいはまた人員の配置転換等につきまして検討していきたいと考えております。

○保岡政府委員 先生るる御指摘の、継続性を持つてせつかく得てきた高い資質を継承して効率化を図っていくようにということでございますが、とかくいろいろ判断をするときにはそういう長期の流れというものを考へて徴収事務の経済性というものを考へることを怠りがちになることもあらうかと思ひますので、そういうことはないうように先生の御指摘の点を踏まえて、いままでもそういう点努力はしてきておりますが、なお一層努力をしたい、このように思ひます。

○沢田委員 行管は帰つていいです。国税庁、担当だから。

○川崎政府委員 次官からお答えいたしましたとおりでございますが、十年先のことを十分念頭に置きながら精いっぱい努力をいたしたいと考えております。

○沢田委員 その精いっぱい程度で……。

それからもう一つ、これは主税の方の関係なんです、これもいろいろ解釈はあるんだろうと思うのですが、申告漏れ所得、この間うちの同僚議員も質問してありますが、八千四百八十七億も出てきた。やればやるほど、しほればしほるほどという言葉ではありませぬけれども、どうも出てくるということなですね。ですから、本当はこ

れがゼロにならなければおかしいですね。ところが解釈の相違その他によつて申告漏れ所得というものがこんなに、法人税で八千四百億出てくるということになると、これもどうも客観的に見ると、普通のときにはどうしても自分の田に水を引くような解釈になりがちである。そういうことがいわゆる調査官との解釈のずれということになるわけです。ですからこれは不正だだと私は思つてないのです。いわゆる認定の違ひが、ある意味においては相当部分あると思つてゐるのです。ですから認定の解釈の相違というものをなくしていくためにどういうふうにしていったらいいか。国税審判所もありますが、そこへ持つていくほどのものでもない。何かそこで解釈論について相違を来すようなものをなくしていくための措置、これは必要なことではないかと思うのですが、これは両者からひとつお答えをいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、小泉委員長代理着席〕

○川崎政府委員 ただいま先生おっしゃいました八千何がしという数字はあるいは推定のものじゃないかと思ひますが、いずれにしても、脱漏をなくするための税法の正しい理解の推進ということで、私ども先ほどちよつと申し上げましたが、相談と広報ということ考へておるわけでございます。もちろん法規に慣熟するといひますが、よく知つていただくために通達も必要なものはどんな公開いたしておりますし、常時相談を受ける体制をつくつておるわけでございます。

○高橋三三政府委員 税制に関連した分野で申し上げますならば、いまお示しのありますような申告に非違というものは、必ずしも作爲的に所得を隠蔽しようということだけではないという点は御指摘のとおりだと思つております。ただ、そういう事態が往々にして起つてまいりますのは、一つは御本人の所得計算というものが必ずしも正確にいつてないということから来ておるのだと思ひます。これはまさに記帳水準の向上、たびたびこの委員会でも御指摘ございませうに、そういうことに国税庁それから職業会計人のグループ、税理士さん、そういう方々挙げて取り組んでいただくことだと思ひますけれども、もう一つは、適用される法規が、私ども立法に携つております身で申し上げるのは大変恐縮でございますけれども、素人の方にと申しますか一般納税者の方々に必ずしもわかりよくないという点もしばしば指摘されておりました、そういう反省に基づいて国税庁の執行の第一線で生じてきます毎年毎年の問題点というものを税制改正にどう織り込むかという相談を毎年しております。そういうことを通じて、より一層わかりよくて、より一層正確な所得計算の方法なり税法の整備ということに努力をしたいという所存でございます。

○沢田委員 申告漏れ所得というものも、いま言つたような解釈の方の分野の多いかもしらぬ。たとえば接待の限界、繰引きですね。一番申告漏れが多いと思はれるのはリベート関係のもので、相手の名前とは言えない、言えれば相手に迷惑をかける。洋服を贈る、これは多額になるからいろいろな問題を起こしかねない。だからこれは出し場所とは言えませぬ。いわゆる接待とか会議費であるとか交際費であるとかいろいろ寄付金であるとかそういうようなものについて税務官僚の認定と、それから自分これは使ひものにならないものだと見て廃棄処分をしたものが、あるいは税務職員から見ればこれは有効なものだと見る場合もある。そういうようなことで私もいろんなものを受けてきておりますけれども、その辺の認定の差がなせ出てくるのだらう。なぜそこにそういうものが生まれてくるんだらうか。といつて片一方が、調査される方は被告の席にいます。ですから対等な条件というものがどうしても生まれてくる。これはだれにやつたんだ、名簿を出せ、出せませんと云えば損金不算入の中に入られる。そこが申告漏れ所得が出てくる、もつとほかにもありますよ、ありますけれども、一つの原因ではないか。

その辺の解釈例規というようなものについてもう少し国税の方も徹底していくという必要性はあるんじゃないか。たとえばある企業がそれぞれ官庁の職員に何らか配つた。高くなればこれは贈収賄になります、一般の段階のものだと仮定をした場合に、しかし、片方は名前を挙げることとは避けませぬ。それはどうして損金算入に入れるか、こういうことになるわけです。その辺の呼吸といひますか、あり方というもののについては、どういうふうにかから指導されようとなきつておりますか。たとえば会社であつても同じことですよ。会社であつても同じことですから、そういう点について一方ではできれば調査がなければ、それはそのまま損金に入つてくるのだが、調査になるとそこは解明できない。どこかの官庁の職員と飲んだのですというになると、名前を挙げるわけにはいかない。そうするとそれは損金の不算入になる、こういう形は起り得るわけですね。そういうものについてどういうふうな指導されようとしておりますか。

○川崎政府委員 調査の實際に当たりまして、事實は一つなんだけれども、税務官吏の方と納税者の方で見解が違うということは間々ございます。私どもとしましては、取ろう取らうという気持ちじゃなくて、納税者の身になつてということをつつと指導しておるわけでございますけれども、具体的には、いろんなケースに応じまして相当細かく通達も出して、その都度いろいろ解釈通達も出されておりますが、今後とも先生言われるような趣旨で細かく通達を出して、一つの解釈基準というものが明らかになるケースは非常に多いのだらうと思ひます。ただ、御指摘の使途不明とか、そういう不正関係のことにつきましまして、やはり厳しい姿勢で臨むということを一貫してやつてまいつておまして、その点は御寛容願ひたいと思ひます。

○沢田委員 主税の方はないのですか、あつたら言つてください。

○高橋(元)政府委員　いま国税庁から申し上げたのとおりでございますが、通達面ではどういふふうに網羅的に書けるかということになりますと、これは百数十万の会社、千差万別の仕事をしておりますので、必ずしも統一に書くとかえつて繁雑を来すということもあらうかと思いますが、よく私どもの法規と申しますか、税制全体、それから、その執行に当たつて起つてまいる具体的な問題もなるべく明快に法規の中に取り込めるように、法規を読めば、また基本通達を読めば大体經理の遺漏ということがなくてできるようにということ、を常に念願をして努力をしているつもりでございます。よろしく御指導いただきたいと思ひます。

○沢田委員 この問題の締めくくりとして、政務次官と国税庁長官は、いま行政管理庁は先ほど述べたような程度しか認識していない。しかも、十年間も熟練度が必要だということの認識もない。学校の先生は、ことし採用してことしすぐそのまま教壇に立てるわけですが、病院も同じように、看護婦学校を出ていれば、あるいは資格を持っていれば、そのまますぐ病院に入れる。ところが片方は、そうでないという事実に対する認識度合いというものは全然欠けている。ですから、いまから三年か五年の後には多過ぎる時期が来るわけですから。これはそうなるわけです、訓練年数が違うのですから。そういうことをある程度容認をしなければ、次にあるべきものの定員というものはどうあるべきかという過渡的なものと、将来性のものを二つ分けて、二つというか、もつとあつてもいいのですが、そういうものをつくって具体的に提起して、これはひとつ政府部内において統一的な認識をしていく必要性がある。行管庁自身がある程度にしか考えていないとすればえらい違いがあるのだと思う。ですから、この点は十年後を見越してのいわゆる需給計画、これを確立するということを政務次官と国税庁の方からひとつきちんと明確にしていきたい、こういうふうに思います。

○川崎政府委員 先生おっしゃいますとおりでござ

ざいまして、将来にわたつて定員の関係がどうなるか、特にどの程度の採用数を確保していかなければならないかということは、私ども常々研究しております。またその採用の内容も高度の質のいい人を選ばなければいけないので、高等学校出と大学出とどういうふうに組み合わせたらいいかといったことも検討いたしております。しかしながら、こういう定員事情でございますので、現在から、もう少しという定員事項でございますので、まだまだ思うように行っていないという点もございますが、なお一層政府関係機関内でも協議をさせていただきまして努力をしてまいりたいと思ひます。

○保岡政府委員　先ほど来お答えしてきたとおり、財政再建というのは国家の最大の課題である、そういう点では歳出面でものすごい決意をもってこれに臨まなければならないと同時に、歳入の面でも、制度の問題はありますけれども、執行の問題に重大な関心を寄せて、定員の現在あるべき状況についていろいろつぶさにお調べの上、大変貴重な御意見を賜ったと思います。いま国税庁の方からお答えしたとおり、いろいろ厳しい環境にはありますけれども、先生の御意見を体して全力を挙げて取り組みたいと思います。

○沢田委員　では次の問題に入りますが、退職金の税制といわゆる社会の公正というものについて、若干私の意見もありますが、お伺いをしてまいりたいと思います。

ともかく三億とか四億とか二億とかという退職金は、庶民にとっては感覚的に非常に不信任をもたらしものであります。これは公務員関係ですが、いま法案も出ておりますけれども、それでは給料というのはどの程度のバランスが順当なのかということになりまして、これは大体十倍ということが相場になっていくわけですね。初任給の十倍が最高の役職にある者の大体の給与である。これは現在人事院の方も大体そういうことで、九万円の初任給に対しては政務次官九十万円、こういうことで、給料も大体十倍という一つの範囲というものが世の中のバランスをとる幅である。その場合、

退職金も同じじゃないかと私は思っているわけです。ですから、その人の年俸に対する十倍というものゝ退職金の常識的な限界である、五百万の収入の人は五千万、年俸四百万の人は四千万、それ

までは言うならば長年の御苦労に対する表示として一つの目安になると私も思うのです。ところが、給料の五割増しを月数に掛けるなんというものもあるわけです。これは言うならば給料の積立金金なんです。これは完全なる所得税に該当すべきものだと私は思う。年金にもかかっているのですから、所得税扱いにされているのですから、それを、所得税扱いにされているのですから、それを、退職金扱いにして、そして給料の二分の一掛ける月数、こういう掛け方の退職金というのはいわゆる所得税法の扱いにならなければならぬと私は思う。退職金というのは勤続年数、年を単位にしないう。勤めた年数に応じて四十年勤続なり三十五年勤続なり考えているわけです。ですから、その

辺までがいわゆる退職金税制の恩恵を受ける限界ではないか、私はそのように若干考えるわけです。賃金はスライドするのですから同じように退職金の分もスライドする。それを一億もらったり三億もらったりするなんというものは所得税、合算所得で税金をいただいたつていいんじゃないか。役員の報酬金にしてもそのとおりであります。そういうふうな点についてどういうふうにお考えになつておられるか。これはいろいろ議論もあるようでありますけれども、ある意味におけるこれはまた違った格差だと私は思いますので、その点ひとつお答えをいただきたい。

○高橋（元）政府委員　まず、現在どういうふうな退職一時金が支給されておるかということをお答えさせていただきますが、昭和五十一年に労働省がやりました高年齢労働者雇用実態調査報告というので見ますと、三十年以上勤続された方が退職一時金として受け取られる金額のなかでは、一千万以上という方が全体の大体五五％であります。こういう方々が最終的に俸給として受け取っておられるものは、民間給与実態調査と若干年次が違いますけれども、勤続年数の長い方

の場合平均の年収は恐らく五百万円ぐらいだと思います。したがって、大体二倍から三倍というのが実際にもらっておられるものかと思えます。

もう一つ別の数字で申し上げますと、同じく労働省の賃金労働時間制度総合調査報告というのによりますと、五十三年に、千人以上企業でそれから一番大きな企業でございますが、三十年以上勤続して退職した場合、現在の所得税法上の退職所得の控除額は一千万円でございますけれども、一千万円を超える退職金を受け取っておられるのは大卒の一千三百十五万五千円、それから高卒が一千万九十八万円、この辺が大きいわけでございます。で、大卒、高卒三十年、高卒の三十五年、のをのけますと、ほぼ全体は現在の退職所得の控除額の範囲におさまっております。したがって非課税であるというのが現実でございます。

いまお示しのように非常に高い退職金を支払っておるといふ事例は、私こういう統計で拝見しております限りはなかなか出てまいらないわけでございますけれども、そういうものについてどういうふうに考えるべきか、これは社会の公正ということもございますし、その辺はいろいろお示しをいただいてこれから考えてみなければならぬというふうに思います。

○沢田委員　私もきょうはその資料と同じようなものは持つてきませんけれども、退職金だけの資料を調べ、あるいはいろいろな賃金、退職金の資料を調べてみると、退職金制度というのはそれぞれの企業の特徴がありますから企業によつて若干のずれはありますが、現時点において千七、八百万から二千万ぐらいまでいつているのです。しかし、その人たちが大学卒であろうが高校卒であろうが、四十年、三十五年勤続ぐらいが頭打ちだと仮定いたしましたも、一般的にはいま言った給与所得、年収の十倍以下なのであります。あなたがはいま言われたのも以下なんです。

だから私は、その常識を越えたものについて退職金の恩恵控除を与える必要はないんじゃないか

ということを行っているわけなんです。問題は、そういうものがあるかないかということじゃないのです。制度としての物の考え方を言っているわけですね。制度として物を考えた場合に、退職金がそれ以上支給される条件というものは、それはもう退職金ではない。退職金という言葉の解釈もむずかしいですけれども、いろいろ議論はありますが、それは退職金というものに該当するものではないんじゃないか、言うならばそれは報償金であり、いわゆる所得の一部であると私は考えざるを得ない。しかも、ある自治体の計算は給料の二分の一掛ける総月数ですが、そういうことで退職金が払われているのですよ。そういう計算でいくから二億だとか三億だとか四億だなんていう金額が出てくる。とにかく給料が八十万だとすれば、十六年勤めれば毎月その二分の一の四十万ずつの十二倍掛ける十六年ですから、そのぐらいのものが結果的には出るということなんです。それは退職金という限界を越えたものだと思ふのです。だから退職金の限界を越えたものであるとすれば、その分は総合課税に該当してさしつかえないんじゃないかということ、退職金というものの規定づけの解釈としてどう考えるか、そういう一つの考え方もあるということ、私は言っておるわけです。

○高橋(元)政府委員 退職所得につきまして、ほかの給与所得または一時所得と違ひます種別をつくって軽い課税を行っております理由は、大きく申して二つあると思うのでございます。

一つは、これは生涯最後の所得だ、したがって、その所得の拒絶力は比較的低いと思ふなければならぬということでございます。退職金を何に使うかという調査をしてみても、退職後の生活費に充てる、または持ち家の建築費に充てるというのが圧倒的に多いでございます。そういうものとして観念されておる退職金については、他の所得よりは弱い所得というふうな観念していいのではないかと、そういうのが一つであります。

もう一つは、何十年という間いけば生涯を企業にささげてもらう退職金でありますから、そういう

う意味では一時に発生した所得であります。かつて戦後、退職金は変動所得の平均課税の制度というのを適用したこともございますが、昭和二十七年から分離課税で二分の一課税をしております。そういうことは、いまの二つの考え方がいまの制度に合っております。

そこで、いま御指摘のありますように、そういうものの常識を超えた退職金については退職所得と別の考え方をしたいではないかということでございますが、いま私が申し上げておりましたのは、普通の雇用者が長期企業に在職をして、比較的高額の退職一時金をもらう場合でございます。役員が、これはそんなに長い間勤めるわけでございますので、六年とか八年とかの期間経営をやりますので、その経営に当たっておった役員期間について比較的高い功労金を払われる、それはさつき私がお答えしましたような職員に対する退職金とは恐らく支給率も額も違つておると思ひます。そういうものにつきましても、生涯最後の所得であり、それから長期にわたつて退職金の原因が発生しておつて、一時に、退職時に実現する、そういう性質もまたこれはあると考へてもいいのではなからうかというふうに考へて、役員に対する退職金につきましても職員に対する退職金につきましても同じ法制を適用してきておるといふのが現実でございます。

その場合に、たとえば一月について〇・五カ月というような高い退職金でございますと、いまお示しのありましたようなケースですと、任期四年の場合に、二十四カ月ぐらゐの退職金が払われることになるわけでございますが、そういうものも同じように観念していいかどうかということ、もつと大きな広い範囲で考へなければならぬことであらうかと思ひます。どういふふうな構成していくにいたしまして、現在の退職所得については特別の税制を設けておりますその考え方、それはあると思うのでございますが、それで退職所得控除額を引いた残りの二分の一を分離課税にしたいかどうかということになりますと、もつと

広くいろいろな御意見を伺つて検討はいたしたいかなければならぬことであらうと思ひます。

○沢田委員 それは検討していただいて社会の――ばくは言いにくい話をしてゐるわけですが、役員で退職金をもらひ歩きをしてゐる人もゐるくらいで、それが最後だというならこれまで話は別なんです、ある公団でもらい、次に行つてもらい、今度はどこへ行つてもらいということで、退職金だけで一財産なしてしまつた人という話もなはないのですから、そういうことはやはり社会的、道義的に許されることではないと、常識的に解釈するわけです。それはそれだけの努力をなさつたのかもわかりません。だからそういう人は幾らもらつても、私はもうこれを制限させようと言ふのじゃない。それは、嘗々として三十五年、四十五年勤めてきた一般の職員の、人生の大半をつぎ込んできた人とは違ふ、異質のものであると私は言いたいわけです。それはいわゆる一時所得である、退職金という名称に該当しない概念の範疇に属するというのが私の言わんとしている意味なんです。

それからもう一つは、今度は違つた意味で、いま言つたように四十一年で二千何百万、土地も上と上がつてゐます。ちよつと普通の家の建築でも坪当たり四十五万ぐらゐする、五十万近い。退職金というものがどうであつたか理屈は別として、一般の職員が大体自分の家と土地を有する程度というのが昔の概念であつた。これはいいか悪いか別ですよ。しかし昔は、退職金で家と土地、長屋もできたわけです。いま長屋までは言つてもとても無理ですが、退職金でようやくそれを得ていた。だとすれば、今度は逆の言葉で言へば、二分の一じゃなくて四分の一に課税をしていいんじゃないのか、課税なしと言ひたいけれども、そんなことを言つてもとてもむずかしいでしょうから。私の言うのは、二分の一のその二分の一に課税をする程度でいいんじゃないか。今日のインフレによつて、いま言つたように、昔の退職金から見ると、実質価値が半減してしまつてゐる。

だから、その半減しているものをカバーするためには、やはりそれだけ、今度は二分の一の従来の税制から一歩進んで四分の一にする、その段階までのプロセスとして三分の一というのがあるかもしれないけれども、そういうことが考えられないと、いま言つたアンバランスは正されていいのじゃないかならうか。だから、いま私が言つた最初の質問は、従来の皆さんの先輩がやめていつたときの退職金は、いまにおいて見ればわずかであつたかもしれないが、言うならば、土地を求められ自分の家がつくられる実効価値を持つていた、その解釈についてどう考えるか。その実効価値を確保していくとするならば、いま引き上げるといふことはなかなか困難でしょうから、それはある意味においては税の方で三分の一ぐらゐに、とりあえず当面はそのぐらゐにしてそれを課税対象にする。頭は頭で抑える、しかし中は厚くしてやる、これが私は政治的なではないかというふうな思ひますので、その点はどうお考えになりますか。

〔小泉委員長代理退席、山崎(武)委員長代理着席〕

○高橋(元)政府委員 退職金の制度が一時金制度と年金制度に分かれてまいりまして、最近では、私ども数字で見えております限りでは、退職一時金と退職年金の併給という制度をとつておるところが多いようでございます。

そこで、私もいまお示しのことも十分理解をいたすわけでございますが、考へておりますことは、退職一時金の形でもらいます場合と同じ退職金を年金形式でもらいます場合、年金でもらいますと、これは御承知のとおり給与所得でございますから、もらいました金額について毎年毎年給与所得控除が働いていくわけでございます。そのバランスということも重要な問題であらうかと思ひます。通常の労働省の設定をしておりますモデル退職金を例にとりまして、これを年金でもらう場合と一時金でもらう場合のバランスというものを私どもは毎年検討するわけでありますが、現在のところ

はほぼ均衡がとれております。むしろ一時金でもらう場合よりは退職年金でもらう場合の税額の方がたしか幾らか軽くなつておつたかと思ひますが、そういうバランスを崩すようなことになりまして、これもこれは一つの大きな問題でございますし、退職一時金というものはわが国だけの制度でございます。外国にはむしろ退職年金というものが支配的であらうというふうに理解しておりますが、退職年金の方向に向かつていくという世の中の風潮を害しない範囲で課税の合理化をどうやっていくかという問題だと思います。

退職所得控除という制度につきましてはたびたび見直しを行っております。現在の三十年勤続で一千万円引くという制度は、たしか五十年にできたわけでございます。その後の退職金の支給実績を労働省の統計等で毎年見ておりましても、先ほどお答えいたしましたように、まだそれほど多くの方が課税になっておるというのではなくて、むしろ退職所得については分離非課税という方が多いのであるというふうに考えております。

それからもう一つの問題は、ちよつと戻りまして恐縮でございますが、先ほどのお尋ねでございますけれども、勤続年数が比較的短くて、役員の功労金のような比較的高い支給倍率の一時金をもらわれず場合には、退職所得控除が非常に小さいわけてございます。たとえば五年ですと、百二十五万円以上は全部課税されます。それが分離課税でありますために、税率表の初めの一〇%のところからの税率を受けるか、その人の一時所得としてほかの所得を合算した上積み税制をとるか、こういう問題でございますけれども、退職所得控除が比較的短期の場合には少ないということから、現在は、比較的高い役員の功労金のようなものにつきましては二分の一分分離税という制度のもとでかなり重課されておることも事実であらうと考えております。

○沢田委員 後段の話はそのとおりです、勤続年数にかけるのですから。しかし、それでもなおかつ不信感はぬぐい切れないものがありますという

ことを私は言つて、それが最後の収入だという判断の仕方は若干違ふのじやないかということを描いたわけです。年金の問題も、今度は厚生年金金制度が変わりまして、いま企業が年金制度をやつていくシステムというのは、一つは企業として内部留保金として非常に利用価値がある、運用益がある、これもこれからの経済のインフレ状態がどうなるかということによつて大変な問題を起すわけであります。安定していく限りにおいては、いまの私の持つてきた書類においても、大体年金の併給制度が多くなつてきておる。これは、二千五十円の基礎年金のときの状態で、今度は厚生年金の基礎年金が上がりますと、昭和十七年に始まりまして現在ちょうど三十五年、これから満期でもらえる人が多くなつてくるわけでありまう。そうし

ますと、大体百八十六万ぐらい、まあ十五万ぐらいを、もつと多いでしようけれども、標準報酬を二十万としてもなかなか企業年金というのはその間のつなぎであつたという意識が強いと思うのですね。ですから、これからは厚生年金でもほぼ十五万ぐらいの毎月の所得になっていく。そうなつていった場合に、さらに六万円を加えていく必要性があるかどうかということになりますと、いまの土地の代金が高過ぎる、家が高過ぎますから、住宅ローンで借金をして、返して、退職金のために一度に払うというのが大体いまの一般の庶民階級の現状なんです。住宅ローンで借りて家を建て、土地を買って、そして退職金で一度に払って清算する。ですから、私がいろいろなところへ行つて手を挙げさせて、そのとき見ますと、絶対に年金制度反対というのが多いんですよ、現実の庶民一般は。半分積立金にしておいて年金制度にして、どちらを選びますかという話をすると、絶対にそれに反対が多いわけです。それはだからいまの厚生年金の水準が百十何万とか百十六万ぐらいの水準でいたときには六万円が出るか出ないかが大きな条件であつた。そういう条件下における年金制度の成熟の度合いとこれからの年金制度の度合いとは、満期になつて厚生年金の成

熟度が伸びていった場合とは違ってくる、そう私は判断しております。だから昔の退職金によって、実効価値の点についてはお答えいただけなかつたのですが、いわゆる退職金の実効価値というもののから判断すると、やはりいまだ少し実効価値を近づけてやるという努力はしてやる必要があるんじゃないだろうか。あなたは、どう思っているかわからぬが、あなたもいつかなるんじゃないが、あと三十年もあるとは言えるわけじゃないから、そう考えてみたときに、それで昔の人間と比較して、判任官、まあ高等官二等でやめた人の退職金と比較して、あなたぐらいいなりますと一等になりますか、二等でやめたと仮定して比較したときの実効価値がどれだけ違うか、ではその点の見解だけをひとつ聞かしてもらいたい。

○高橋(元)政府委員 退職金が現在平均して高いか低いか、それが老後の生活及び持ち家の建築費費を賄うに十分か、こういうお尋ねだと思います。これはもう大変お答えのむずかしい問題でございませうけれども、給与の俸給表のカーブについて冒頭にお示しがございましたけれども、俸給表の高さと申しますか、角度というものと退職金の額というものとこれは関連していると思うわけでございます。支給倍率ということで、私も深く調べたわけではございませんのでうろ覚えで恐縮でございますが、支給の倍率ということからしますと、それはかつてといまと余り変わっていないんだらうと思います。ただ、そこにありますのは、俸給表の立ち方の問題が一つと、より大きくは退職金の使途という調査でいきますと、これは重複回答でございますから一〇〇を超えますが、退職後の生活費に充てるという人が圧倒的に多くて、三分の二でございます。それから持ち家の建築費に充てる人が四割でございます。足すと一〇〇を超えてしましますけれども、そういうようなことで、持ち家の建築費に充えると言った人が、要するに土地が上がつたために十分な家が出てこない、ウサギ小屋にも達しない、こういうこと、それをどういうふうにかえるかなんでございますけれども

も、これは根本的にはやはり地価対策ないし土地の供給の問題で、退職金だけで受けとめていくというのは大変むずかしい問題があると思います。が、お答えしておりますように、三十年、三十五年と勤続をいたしました場合に、千人以上の雇用規模の事業所で、大体高卒、大卒というところだけが若干の課税を受ける。それ以外の人々については大体現在の退職金は非課税でございます。そういう形の中で、税制でこれに対応すると言っても非常に無理がありますので、むしろ年金とのバランスということを考えながら、頭に置きながら、なおかつその退職所得控除のあり方というものについて常時検討を怠らないということで対応いたしたいというのが私の考えでございます。

○**沢田委員** 私の質問に大分認識を欠いておる方も、あつちの方でやじで言っておりましたが、言っておきますが、私は退職金を幾らもらつたつて構いませんということを言っているわけです。構いません、幾ら出してもいいんです。ただ、社会の常識を超えるものについては、退職金の一時控除の特例から外して、一般給与所得並みに扱うべきである、こういうことを言っているんです。その点は二億もらおうが三億もらおうが、それは自由です、それぞれの会社なりそれぞれのところで決めるのは。その住民が決めたりその会社の役員会で決めたりすることですから、われわれが介入できない面がある。ただ税法から見れば、それが一般常識を超えた分はその恩恵税率でなくて、いわゆる一般総合所得課税という体制にするのが、いわゆる退職金に該当しない分野に属するのではないか、こういう解釈論を言っているのであって、その辺は誤解がないようにしていただきたいと思ひます。

それから、ちよつときようは生保を呼んでなかつたんですが、総理府を呼んでおりますので、総理府の方にお答えをいただき、いまの問題は続いて政務次官後と一緒に答ええたいのですが、いままでの話をやっていますして、総理府の方では、法案審議に入るつもりは毛頭ないのですが、

○沢田委員　もう一つでちょうど時間になりますから、政務次官、もう少しあれで、今度はさつき言つた退職の価値観の減少、じゃそれをどう改善したらいいか。退職金をふやせと言つてみたつて、いまの情勢でそうはできない。とすれば、その価値を高めてやるためにできることは何だろうか。それは土地の価格を安くするということは確かにそれとおります。しかし今まで政府が土地政策にそういう政策をとってきたかという点、全然そういうものとはられていない。とすれば、結果的にはわずかであつても気持ちの上で税法で幾らかか

○保岡政府委員 今度は比較的小さい方の退職金の取り扱いですね。老後の持ち家の問題とか生活の保障をどうするか、これは総合的に政策を推進するべきものだと思いますが、先生がおっしゃるように、税制面で何らかの措置がとれないか、いま先生の御提案のことも含めて、こういう厳しい財政状況下でございますから、減収につながる改善が現時点においてすぐ具体的な検討課題になるかどうか、これはなかなか厳しい環境にあると思ひますけれども、しかし先生のおっしゃっていることはよくわかりますので、先生の御議論、先ほど申し上げたように低い方も含めて税制調査会に御報告をさせていただいて、検討していただくようにしたいと思います。

いう中でやはり私はパートの労働者の場合あるいは内職の婦人の場合もつと税制上配慮すべきでないかというふうに考えるものです。

しかし、そういう中で特に内職婦人について言えば、パートの場合と違いまして給与所得控除がないということ、より一層、低所得でありながら税負担がかかってくるという実情があるわけですから。たとえば年間六十九万円の内職収入を家庭にします。たとえ年間六十九万円の内職収入を家庭にものたらそうとする場合に、いろいろ経費もかかるわけ、たとえばそれが縫製の場合の糸とか消耗

ただ、いまお尋ねのありました件は、パートは給与所得控除があるけれども、事業または雑であ

る場合には給与所得控除がそもそもありませんから、その場合には、いまのお話ですと二十一万円なんです。そういう経費をさらに給与所得控除に充てて簡易に認定できないかという問題だと思ひます。簡易な所得の経費の把握ということについては、これはむしろ執行の問題でございまして、たびたびお尋ねをいただいておりますので、国税庁ともいま相談をしておりますので、何らかの明快、簡便な方法というものがあつかうか、できるだけそういう方向で検討を進めてもらつておるわけでありま。

○養護委員 いまお答えをいただいで簡易な方法について検討中ということですが、ぜひ一日も早くこの点での善処をお願いしたいと思ひます。政務次官の御答弁もいただかせようか。

○保岡政府委員 先生いま御指摘の点、確かに給与所得控除を得られる者が圧倒的に、概算控除という制度ではありますけれども受けられる、具体的に経費を算定すると今度はまた税がかつてくる、これはなるほどちよつと不公平かな。あるいは給与所得控除をそのままかかるところにも問題があるかもしれないけれども、いま局長からお答えしたとおり、経費をできるだけ概算的にして、それより超えるものについて見るとか、いろいろ執行面の工夫ができると思ひますので、いま国税庁でいろいろ検討しているようにございまして、趣旨を踏まえてやりたいと思ひます。

○養護委員 それでは、租税特別措置についてお伺ひします。

まず最初に、LPGの貯蔵施設について割増し償却制度というのが設けられるということですが、けれども、この制度を設ける理由についてお尋ねしたいと思ひます。

じてまいつたわけですが、石油にかかりますよりクリーンなエネルギーという意味で、LPGの持つております政策的な意味というものがより高くなつてまいりましたし、それを助成すべき政策上の必要性も高まつてまいりましたので、今回LPG備蓄法の制定を契機にこれを割り増し償却の対象に加えたということでございます。

○養護委員 この制度を利用できるという企業、対象企業といひましようか、それはLPGの輸入業者ということにならうかと思ひますが、これはかなりの大手商社などになると思ひます。その点では資金調達能力は十分にあるはずではないでしょうか。

それで、これに関するいろいろな制度が設けられておりまして、備蓄LPG購入費用関係では、備蓄LPG購入資金として、石油公団融資で融資比率九〇%という制度が設けられる。そしてLPG備蓄増強対策補助金ということで、石油特会から利子補給三%が行われるというふうになつており、また備蓄基地建設費用関係では、LPG備蓄基地建設というものに開銀の融資で融資比率七〇%、さらにまたLPG備蓄施設融資利子補給金というものが石油特会から利子補給二%、こういうふうないろいろな制度で資金手当てが至れり尽くせり、おんぶにだつこ、手厚く用意されているというふうになつてゐるわけだ。

このほかにもまたLPG貯蔵施設割増し償却制度というのを国税で措置しようということになるようですけれども、これはちよつとやり過ぎではないか。一方では財政再建で、特に所得税の減税も行わないという厳しい態度をとりながら、大企業向けの、特に限定される大手商社等に対しては、エネルギー対策ということであらゆる手だてをとることにならうと思ひます。こういうふうな大企業に対する一点集中的な優遇措置というのは改める必要があると思ひます。

LPGの需給見通しにつきましても、家庭、業務用の需給の伸び率はきわめて低いというふうに見積もられておりまして、電力用については著し

い伸び率を見込んでゐるわけだ。この見込みそのものもちよつと過剰見込みではないかとまで言われておるようだけれども、それにしてもこういう特定の大企業用に異常なほどの手当てをするというの、こういう時期にいかかものかと思ひうわけで、税制上の優遇措置を特別に設けることは、国民側から見ると新たな不公平の拡大と受け取らざるを得ない状況ですので、この点について、やめるべきであると考えますが、政務次官の御答弁をいただきたいと思います。

○高橋(元)政府委員 私、先ほどお答えしました中でちよつと間違つたことを申し上げましたので、おわびして直させていただきます。

石油備蓄法の改正でLPGを対象に取り込んで、そういう法案を現在国会の御審議を仰いでおるところでございます。失礼いたしました。

そこでいまのお尋ねでございますけれども、すべてのLPGタンクを対象にするというのではございませんで、備蓄法の規定によりまして、前年の平均貯蔵量を超えており、かつ指定された日数以上平均貯蔵日数がある。しかも内容積六万立米以上のタンク。それから同一敷地内で、同一事業年度において合計六万平米以上になるタンクというふうなものを対象にいたしておるわけでございます。こういうタンクは比較的資力といひますか、規模の大きい業者でなければ設けられないことは事実でございます。石油ガスの輸入法人、石油ガスの基地法人、この二つを対象にして制度を創設することについて御審議をお願いしておるわけでございますけれども、最近の財政事情でございますので、今回石油備蓄法の改正によりまして、LPGを対象にするにつきまして、石油、LPGを含めて割り増し償却率を従来の四割から三割六分に落としてゐるわけでございます。そういう点もあわせて全体として考慮しておりますが、租税の公平を害しても、特別措置でございますから、国民経済的また国民生活的に達成を助成すべき目標があるということがこういう政策税制の根幹でございます。現在のようにエネルギー事情が非常に

国全体の政策として大きく浮かび上がつてまいりまして、それに対して財政投融资、財政支出、それから金融、税制、すべてを通じて、LPGの供給、全体としてのエネルギーの供給ということに配慮する必要があるという基本的な前提を頭に置きまして、その一環として税制を創設することについて御審議をお願いしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○養護委員 エネルギー対策そのもの、あるいは代替エネルギー確保ということについて私どももとやかく言う立場ではございませけれども、それにしてもやり過ぎではないかということ、その点について政務次官はどのようにお考えでしょうか。

○保岡政府委員 いま局長からお答えしたとおり、国民的な課題としてエネルギー対策はきわめて重要なものでございまして、石油の備蓄はかなり進んでまいつておりますけれども、LPGの備蓄はまだ十分でない。しかもLPGは国民生活上非常に重要で、家庭の大事なエネルギー源であります。そういったことから、一たん昨年のイラン・イラク戦争のようなあいつ世界情勢の変化があつて、いつなんどき厳しいエネルギー環境に立たされないと限らない。そういうことから国民生活上どうしても守つておかなければならぬ備えでございますので、税制面だけではなくて、あらゆる施策を総合してかからなければならぬ問題でありますけれども、そういう重要な政策であることにかんがみ、なお租税特別措置、これはできるだけ厳しくやるべきでありますけれども、先生の御指摘もそのとおりであります。本件についてはその必要性ありとして御理解を賜りたいと思ひます。

○養護委員 この点については、たとえば次のお尋ねの点とも関連しますけれども、エネルギー対策促進税制ということで新たな税制が考えられてゐるわけですね。エネルギー対策促進税制ということでは、すでに同様なものが五十三年度一年限りの措置として、省エネルギーから公害防止投資

を対象に投資額の一〇％を控除するという制度が導入されておりますし、五十四年度からは産業転換投資減税ということが導入されてきています。通産省などが重点施策として主張し、例外的に導入されてきているわけですが、その政策効果、どのような効果をもたらしたのか、有効性という点については明らかにしていないように思います。利用実態等も具体的に明らかにされていませんし、そういう中で政策税制とか言われながらいいものかという感じが、重要であるから承認しろということだけでは納得できないもので、やはり効果を明らかにすべきだ、効果を明示し得ないようなものについては特別措置というのは承知することができないというのが国民の認識だというふうに思うわけです。こういう点から見ても、エネルギー対策促進税制についてどのような効果があったのかという点をちょっと明らかにしていただきたいと思います。

○高橋(元)政府委員 五十三年の投資減税は、これは一般的な不況からの脱出のための投資減税でございます。広く産業、企業が行います投資を対象としております。五十四年、五十五年、両年度に適用されました産業構造転換投資促進税制でございますが、これは不況産業、特定不況産業というものに属しておりますが企業が不況から脱却いたしますために構造不況産業から構造不況産業以外に新しく投資をします場合にそれを対象としたわけでございます。したがって、ここ三年間に二つの投資税額控除があったわけでございしますが、それぞれ政策目的を異にしております。これの実績が縮まれないではないかというお尋ねでございますけれども、実は私も会社標準調査というのを国税庁でいたしておまして、これにあらわれてまいります数字をいま申し上げるわけでございますが、ひとつその前にお断りしておきたいと思ひますのは、会社標準調査は国税庁の事務の都合で二月から一月という年度で集計をいたします。したがって二月—一月年度でございますから制度改正は一年おくれの翌年に出てまいります。

ります。そういう点を留保して申し上げさせていただけば、五十三年度にこれは取得して使用に供したものが税額控除対象として九十五億、百億をちょっと切ったくらいでございます。五十四年度にこれは三百五十億程度税額控除の対象になったものがございします。それぞれがそれぞれの政策目的に応じて投資税額控除は働いておると思ひますが、なおこれは五十五年の会社標準調査の結果を見ましても五十四年度改正の効果というものは御報告できないわけでございますが、私どもは通産省にもいろいろ話を伺っておりますけれども、それなりに効果を上げてきておるというふうに思います。

○養輪委員 こういう税制を利用できるのは特に大企業などが中心になるわけで、今回新設されるエネルギー対策促進税制について言えば、大企業の場合は開銀の調査ですぐに省エネ、代替エネ設備投資は拡大基調にあり、新たな不公平を拡大してまで本税制を新設する必要はないというふうに私は思ひます。

昨年十一月の設備投資研究会というところの報告でも、五十五年度の設備投資計画で見ると中小企業の場合、大企業に比べて他人資本からの資金調達に依存せざるを得ないという状況ですが、大企業の場合は設備資金の八四％を自己資金で賄っているというふうにも指摘されているわけですから、その点考へるならば大企業にはちゃんと十分な資金調達能力があるわけですから、あえてこのような税制を設ける必要はないというふうに思うわけですが、その点いかがでしょうか。

○高橋(元)政府委員 会社標準調査の数字を先ほどお答えしたのでございますけれども、五十三事務年度の税額控除額約九十五億と申し上げたが、それは中小企業分、全体百二十億の中で九十五億が中小企業分でございます。五十四年度は三百五十億程度と申し上げましたが、その中の二百億は中小企業分でございます。今回御審議をお願いいたしております省エネエネルギー、代替エネルギー、この二つの選択的な投資

税額控除、その対象となります企業規模で申し上げれば、中小企業設備は全体一兆円の取得設備の中で六千六百億円、減収額で申し上げると八百億円の減収のうちで五百四十億円が中小企業ということで、中小企業については私どもは相当の配慮をいたしておるというふうに思っておりますし、対象となりますスベック、機械設備の名称等を決めていきます際にも中小企業の取得する設備というのについて手落ちのないように現在告示等の制定のために準備を進めておる次第でございます。

〔山崎(武)委員長代理退席、委員長着席〕
○養輪委員 中小企業が利用できるという部分もありますけれども、大企業がもっぱら利用する対象設備というのを見ても、たとえば大手鉄鋼業がすでに取り入れつつある連続鋳造設備というものは単価が百億円もするというふうに行われておりますので、七％の税額控除で約五億二千万も減税になる。巨大な設備投資を行う大企業ほど巨額の税の軽減を受けるという仕組みになっているわけで、大企業に関してはこうした減税措置は要らないのではないか。これこそ新たな不公平の拡大であるというふうに思ひますので、その点について最後に尋ねて終わりたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 ヨーロッパの国々それから日本、エネルギーが何に使われているかというところを見ますと、ヨーロッパの国々では暖房用というのが寒い国でございしますから非常にウエートが高いわけでございします。三分の一から四割ぐらいはたしか暖房用に石油が使われておる。日本の場合ははまだ自動車に使っております石油の割合というのはそれほど高くございしませんで、そのほとんどが、ほとんどと申しますか一番大きな部分は産業用でございます。したがって、六十五年までに輸入エネルギー依存度を五割に下げていくというためには、産業の使いますエネルギー原単位を下げていくということが最も大事なことになるというわけでございします。いま御指摘のありました連続鋳造設備でございますが、これは省エネ

ギー率が四割というふうに考えております。それから、いろいろ当初の段階では広く連続鋳造設備を対象にしたかどうかという通産省の御示唆もあつたわけでございますが、お話し合いの結果スベックをずいぶんしぼりまして、現在これは五％ぐらいの普及率かと思ひます。スベックをこれより上げた場合に、いま四〇％の省エネ効果を上げる見込みと申し上げました、そういうものがこれから先鋳造設備として機能していくということが全体としてのエネルギー原単位を下げていくために大事なことでございしますし、前にもお答えしたと思ひますが、省エネエネルギー設備というものを選びます際に省エネ率ということと新式の頭書の改良が行われた機械ということと普及が低いということの三つを基準にして、私どもこの制度をこれからの技術の進歩に応じて進めて動かしてまいりたいというふうに考えております。全体の制度も三年限りということで、ずるずると延長するということでもございせんので、現在の政策的な要請ということの中でこういう政策税制が必要であるという点について御理解をいただきたいというふうに考えます。

○養輪委員 いろいろ説明されましたが、やはり大企業優遇という感じがぬぐえないわけで、私どもは生活実感を踏まえて考えてみた場合に、所得税減税が行われない中でこのような措置というのは非常に不公平なものであるということを指摘しておきます。

質問を終わります。

○綿貫委員長 正森成二君。

○正森委員 残り時間が十分余りですので、ごく簡単に伺います。

今度の租税特別措置の中で戦争災害準備金制度というのがあるようですが、その内容をごく簡単に説明してください。

○高橋(元)政府委員 戦争保険料の支払いに係る異常危険準備金という規定を租税特別措置法の中に創設するようにお願いをいたしております。その内容を申し上げますと、特定海外水域、こ

これは具体的に申しますとベルシャ湾というものを政令で決めるつもりでありますが、特定海外水域を航行する海運業者に對しまして、当該水域に係る前三年の平均支払い保険料の二倍から当期に支払った支払い戦争保険料を引いた差額を限度として異常危険準備金の積み立てを認めるわけでございます。この異常危険準備金は、支払い戦争保険料を超えます支払いを起した場合はその超過額を取り崩し、また二年たつたらこの準備金の積み立ては取り崩すということが制度のあらましでございます。

○正森委員 この制度は、一年半、二年近く前にイランの情勢が戦争状態になりまして非常に危険になったということで、いろいろ海運業界その他から要望があつたものでもあり、また、わが国が石油を確保しなければならぬという国家的な政策から見て必要だということで設置されたんだと思われのですが、若干の関係者の書いたものを見ますと、これは戦争保険のものだけれども、戦時戦争保険ではなくて平時戦争保険ではないか。つまり、余り損害を受けないときには役立つけれども、本当に物騒になつてきたときには役に立たないものじゃないか。一つには解除条項というのがありまして、もう一つには自動終了条項というのが約款の中でございまして、本当に物騒になつてきたときには役立たないものじゃないかという意見がありますが、いかがですか。運輸省でも、保険部ですか、どちらでも。

○松尾説明員 現行のいわゆる戦争保険がどういう仕組みであるかというお尋ねでございますが、通常の船舶保険の普通保険約款に基づきます契約におきましては、戦争であるとか海賊行為、ストライキ、暴動、こういった危険についてではん補されないことになっておりますので、別途船舶戦争保険特別約款というものがあつてございまして、この特別約款におきましては、いま申しました戦争等の損害をてん補するわけでございまして、御指摘のような解除条項あるいは自動終了特別条項というものがついております。解除条項と

申しますのは、保険会社が十四日前の書面予告をもつて解除できるということでございます。それから自動終了条項と申しますのは、第一に、核兵器が戦争に使用された場合。第二には、イギリス、アメリカ、フランス、ソ連、中国、いわゆる五大国間で戦争が生じた場合。第三番目に、日本政府または外国政府によつて被保険船舶の強制使用が行われたとき。こういう場合には自動終了するということになっておるわけでございまして、いま申し上げましたように、これは核戦争とか五大国間の戦争というような非常事態には自動的に終了するものとなつておるわけでございまして、現在までのところこれが自動終了になつたということはないわけでございます。現在、イラン・イラク、その他戦争がございまして、この仕組みが現に動いておることでございます。

○正森委員 自動終了条項というのは核兵器が爆発したり、そういう物騒なものだから、とても保険では賄ひ切れぬ。ただ、いま部長がイギリス、フランス、米国、ソ連、中国の五大国間の戦争ということでしたけれども、これはその五つの国の間の戦争ということですか、五つの国が加つた戦争ということじゃないんですか。

○松尾説明員 五大国全部がという意味ではございませんで、五大国間のいずれかの二カ国で戦争が起きた場合ということでございまして。

○正森委員 自動終了条項はともかくとして、解除条項が非常に問題があつて、せっかく船舶戦争保険を掛けておつてもいよいよ物騒になると十四日前の書面予告で契約を解除し得ることになつておる、あるいは継続する場合に除外水域を設けてまして、短期間の割り増し料率を課するというふうになつておるのですね。

この間のイランとイラクの戦争を例にとりまして三日間で最高は三%ですね、付保額に對して。そういう保険料を課せられたということで非常に皆が困つたというのが出ておるんですね。たとえば三十五億円の値打ちのある船だとすると、危険

水域に三日間おれば一億五百万円取られる、だから、締めて百日間おればまるまる船の値段だけ保険料を掛けなければならないということで、これはかなわぬということになつておるわけですね。そういう苦情もあつて今度のような制度もできたということになるかと思うのですけれども、しかし、幾らなんでも三日間で船の値段の三%の保険料というのは、これはもう保険料とは言えないようなものだという苦情が船舶関係あるいは荷主関係から出ておるんですね。

それに関連して、ある雑誌に載つておりました論文によりますと、二十年間に戦争保険の保険料収入が八十五億円あつた、実際に事故が起つて支払われた保険金というのは八億五千万円、だから一〇%であつて、九〇%は安心料であつて、まるまる保険会社のポケットに、ないない、ごちそうさん、こういうことになつておるというんですね。

そこで、一部の関係者の中からは、三つないし四つの改善をしてもらいたいというのが出ておるのです。時間がございせんから申しますと、まず第一に、高い戦争保険料を払つておるのに事故が起けると、とてもかかにも余り発動されたことではないようですが、十四日前に書面で通知して停止できる、この停止はやらぬようにしてほしい、まあ保険会社から言えば何が起つても十四日前には危険を負担しているのだからありがたく思えということかもしれません、十四日前の予告で停止されてしまうのでは危なくて仕方がない、これをやらぬようにしてほしい。

第二番目には、保険料を上げるのもいいけれども、五十億円の船が百日間でまるまる五十億円の保険料になるのはかなわぬので、付保額の二〇%まで保険料が達したら、それ以上はもう堪忍してもらいたいとか、あるいは英語ではノー・クレーム・リターンと言うのだそうですが、ともかく危険水域に行つて無事に出てくれば、初めに保険料を掛けるのはやむを得ないけれども、帰つてきたら高い保険料を払つておるのだから二分の一だ

けは返してくれとかいうようないろいろな要望。それから、ベルシャ湾の一部はなるほど戦争しているけれども、その近くのクウェートとかそんなところに行くのまでぐつと保険料を上げるといふのはかなわぬ、いわゆる保険料の便乗値上げですね、こういうのを何とかしてほしいというふうな三つないし四つの要求があるんですね。これは大蔵省保険部というのですが答えることなのか運輸省が答えることなのかよくわかりませんが、そういう要望は聞いておると思うのですが、どう思いますか。

○井上説明員 先生お尋ねの件につきましては、船主協会からの要望ということで船舶保険連盟の方にお出ししたものでないかというふうに考えております。

引受停止の問題につきましては、そういう事態に至らないよう極力努力をいたしたいというふうな回答をいただいております。さうして、非常にむづかしい問題であるといつたような回答を得ております。その他いろいろございまして、努力すべきものは努力したい、こういう状況でございますので、この点につきましては十分御理解をいただきたいと思います。

○正森委員 私がこういう問題を聞きますのは、どんな保険会社も自分の独力でできないので再保険に付さなければならぬですね。その場合にはロンドン関係の意見が非常に強くて、その意向によつて保険料率が決まってくる。それで、この間のイランの事案の場合に三日間で三%ですかというふうな高い料率になつたのも、ロンドン関係の業界筋の意向がそれに追従せざるを得なかつたというふうなことがございまして、一部の業界からは国が再保険関係でめんどうを見てもらえないだらうかという見解があるのです。それはある意味では、戦争保険の保険料が年間十億ぐらゐ入るから二十年ぐらゐを単一の保険年度として計算すると二百億ぐらゐのリスクに耐えられるの

で、これを出しても結局は保険料が入ってくるんだから、国の問題としても十分にペイするんだというような意見があるわけです。わが国は平和国家ですからわが国自身が戦争をするということは考えられないにしても、貿易立国の国ですから、どこでどんなことに巻き込まれるかも知れないという点を考えての意見だと思いませんか。私は何もうるうのが正しい意見だとは思いませんし、政府筋の意見として、平時戦争保険の状況のもとで危険が少なく働きの多いときだけはいじを民間が吸って、最後の一番危ない戦時戦争保険の状況の救済だけを国に押しつけるのはどうかというのが政府筋の意見だ。それのもつともだというように思うわけですが、いろいろの危険度あるいは必要性というような点を考えますと、いろいろ考えなければならぬ問題があると思うのですが、こういう点について検討しておられますか。

○松尾説明員 先ほど先生からお話がありました、船主協会から損害保険業界への要望があったという点はわれわれも承知をいたしておりますが、この戦争保険がロンドン中心でロンドンの言いなりになっているのではないかとのお話、あるいは船主協会の一部にもそういうことを言われる向きがあるようでございますが、戦争保険というのは大変巨額かつ非常に一時的なものであるわけでありまして、その損害がどのくらい、どういう場合に出るかというのとはなかなか予測困難な問題でございます。またこれは民間の保険業界の通常の引き受け能力を超える問題であらうかと思うのであります。そういうところから損害保険一般が、巨大リスクというのは相互に国際的に連携をとりまして、再保険というシステムが行われているわけでございます。

これは何も戦争保険だけではございません。御案内のとおりロケットの保険だとか航空機の保険だとか巨大なリスクというのは次々にふえていますわけでございます。仮に先ほど先生のおっしゃいました二十億ずつ十年間、二百億たまるではないかというお話ございましたが、大型のタンカーが一隻沈めば二百億というのは一遍に飛んでしまう話でございます。その巨大リスクをだれが担保できるかといえます、長い歴史を持ちますのはロンドンのマーケットでいろいろな引き受け業者がいて、そのところが料率をこういう料率なら引き受け可能だというようにいたしていただくわけでございます。ロンドンの言いなりというのではなくて、日本の保険業界も単独では担保し切れないので、これをロンドンの再保険に出す。そのときには再保険料率というのはそういうロンドンの専門家が算定をする。それでなければ再保険料率がカバールとれないということ、事実上その料率が世界に適用される、こういうことであらうかと思うのであります。ただ、日本は従来の実績というのが非常にいいということもございまして、先ほど最高時には三日間で三割というお話ございましたが、これは日本の場合には現実には約一割引きの、三日間で二・七五割ということになっております。このように異常に高かった料率というのはいきわめて一時的でございまして、現在は一日当たりにはいたしますとシャットアラブ川の下がって一番高かったところでも〇・〇六まで下がっております。

ロンドンに対する交渉力というものを、日本の業界も相当大きな力を持つておるわけでございます。今後ともそういうロンドンとの交渉の力をより強く発揮したいということで、今後日本の損害保険業界が、いままでは個々の会社が引き受けておりますのを共同で引き受けて共同でロンドンと交渉に当たる、こういってことが近く具体化するよう聞いておる次第でございます。

○正森委員 保険部長の答弁されたことは私も一応知っておりますけれども、しかし制度の上でなお考えてみなければならぬ問題があると思う。もうでなければ今度の準備金制度をつくりまして、いざというときには再保険をロンドン筋に頼るといふので保険料率が非常に高くなつて、実際上は付保額に近いものを払つてしまわなければならない。それにはたえられないということで海運

会社非常な困るか、あるいはいつそ戦争保険を掛けないで、やられればやられたときで一か八かというところで出かけていくというようなことをやるかという問題がある可能性がある。

それから一方、また、保険料率がある程度落ちついてまいりますと、今度の制度は企業にとつて非常に、實際上出た利益を減らすことになるわけですから、企業優遇制になるといふような非常に微妙な制度になつてくるかというように思うわけですが、

政務次官に最後にお伺いしたいと思うのですが、制度そのものの前提にある保険業界の仕組みというのについてやはり大蔵省としてもよく研究して、将来またイラン・イラク戦争あるいはその他のことが起こる可能性があり、またあの海域というのわが国にとって死活的にも重要な点もありますので、考える必要があるのではないかと思います。

○保岡政府委員 先生御指摘のようにイラン・イラク戦争のようなことが起こると、この間の例でもそうでありまして、一日三割というようなことで、百日もすればその船が買える保険料を払わなければいけない。これでは実際にそういう状況になつた場合に航行をあえて行つて危険を冒すか、あるいはそこまでもできないでしょうから航行を中止するといふようなことになれば、これは国民生活上重大な事態になるわけです。したがって、これに対しては何らかの措置を講じなければならぬ。

そういう迫られたことから、とりあえず二年の限定を設けてこのような準備金制度を創設したわけでありまして、先生が公平に右からも左からもいろいろ御意見を賜りまして、またいろいろ御提言もありましたが、そういう問題をこの二年間に十分検討しまして、本当にどういふ保険構造でこれに対処したらいいものか、基本的には保険によつて解決しなければならぬ問題だと思ひますので、一生懸命検討させていただきたいと思ひます。

○正森委員 終わります。

○綿貫委員長 本会議散会後、直ちに再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後三時五十七分開議

○綿貫委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、堀昌雄君外八名提出、国税通則法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び本日付託になりました堀昌雄君外八名提出、所得税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、提出者より順次提案理由の説明を聴取いたします。伊藤茂君。

国税通則法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○伊藤(茂)議員 ただいま議題となりました四法案につきまして、提案者を代表いたしまして、順次提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

まず、国税通則法の一部を改正する法律案について申し上げます。

財政の再建が重要な課題となつてゐる今日、納税者の税金への関心と不満はかつてなく高まり、とりわけ不公平税制の是正と公平・公正な税務行政を求める声は大きな動きとなつてあらわれてきております。

ところが、このような納税者の不公平不満に対処すべき現行の権利救済制度は、租税事案を正當に解決することにはあまりにも不備であり、かつ、欠陥の多いものであります。

一九六八年に、社会党はシャープ勧告に基づいて設けられていた協議団制度を廃止し、内閣総理大臣の所轄のもとに国税審判庁を設置するという趣旨の国税審判法の制定を提案いたしました。

政府は、党の提案に刺激を受け、協議団を廃止し、国税庁に所属する国税不服審判所を設置するという趣旨の国税通則法の一部を改正する法律案を提案し、一九七〇年に成立し、今日に至っているのであります。長年にわたる協議団制度を廃止し、準司法的運用を企図した審判制度を取り入れたことは、わが国における租税救済制度上一定の前進であったと言えます。

その結果、民間人の起用を含めた人事の刷新が行われ、審判制度は新しい意欲に基づいた運営が始められるかに見えたのでありますが、十年の年月が経過した今日、この審判所とその運営の状態を根本的に見直す必要が生じてきております。それは設置当時危惧された弊害が生じてきているからであります。

たとえば、審判所事務運営の現状を見てみますと、まず、最も重要な事項である、審査請求事務処理すなわち審査、裁決の独立性の保持、あるいは、審判所の独立性が果たして確保されているかという問題があるのではありません。

最近では、国税審判官の多くは、国税庁、国税局、税務署の職員から直接任用され、数年で再び国税庁、国税局、税務署へ戻る傾向が強くなると、人事権も予算も国税庁が掌握しておりますので、どうしても国税庁、国税局の方を向いて仕事をするようになり、結果的に処分庁と同じ結論を出すという傾向が強いのではありません。このような現状においては、裁決の独立性の保持なり審判所の独立性が、基本的に確保されるはずがないのであります。

また、現行法では、国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる解釈により裁決しようとするときは、国税庁長官は国税審査会の議決に基づいて国税不服審判所長に対し指示することができると規定されておりますが、国税不服審判所が創設さ

れて十年もたつていながらもかわらず、いまだに長官通達と異なる裁決がなされた事案は一件もありません。このことは、現実の運用において、この制度が空洞化していることをあらわすものであります。

一方、租税事案についての裁判の公正の確保という見地から申しますと、裁判所による救済が最もその目的に合致するものでありますが、裁判所による救済、すなわち訴訟は、費用や時間を要する点に問題がありますので、裁断の公正を保持しつつ、比較的簡素な手続により事案が処理されるような制度が現在強く要望されているのであります。

そこで、第三者機関の公正な裁断による救済の要求と、行政段階での比較的簡素な手続による救済の要求という両者の要請を満たすような新しい租税救済制度を確立することが必要不可欠であるといわなければなりません。

以上のような考え方によりまして、第一に、現行の国税不服審判所を廃止し、行政段階の新しい租税救済機関として、執行機関から完全に分離独立した裁決機関としての国税審判庁を設けることとし、この国税審判庁が、純粋な第三者機関として租税事実につき比較的簡素な手続で公正な審判を行うこととし、第二に、審理手続の一層の民主化により、審判の公正を図ることとし、もつて納税者の権利利益の救済を促進することとする必要があることを強く認識し、ここにこの国税通則法の一部を改正する法律案を提案した次第であります。

以下、この国税通則法の一部を改正する法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

まず、第一に、この改正案による制度の基本的な仕組みは、国税不服審判所にかわる審判機関として、総理府の外局として国税審判庁を設置することとしたしております。これは納税者の権利利益の救済を図り適正公平の裁決を担保し得る第三者的税務裁判機構をつくるためには、何よりも国税の執行機関から分離させ、独立性を強

化することが必要であるからであります。

第二は、国税審判庁の長は国税審判庁長官とし、内閣総理大臣が任命することとしたしております。

第三は、国税審判庁の所掌事務といたしましては、国税に係る行政庁の処分についての不服に対する審査に関する事務をつかさどるものとしたしております。

第四は、国税審判庁の地方支部として各都道府県に地方国税審判局を置き、さらに地方国税審判局の事務の一部を取り扱わせるため、その地方国税審判局の管轄区域内に、地方国税審判局の支部を設けることができることとしたしております。現行の国税不服審判所には、全国に十二の支部しか置かれておりませんが、本改正案では、地方国税審判局は現行の支部の約四倍に増加し、納税者の便に寄与することとしたしております。

第五は、国税審判庁には、国税審判官及び国税副審判官を置くこととし、審査請求に基づく審理及び裁決は、三人の国税審判官の合議により行うものとし、この合議体の合議は、過半数により決するものとしたしております。現行制度では、合議の結果が最終的結果でないため、審判所の合議の価値が大いに問われているので、本改正案では、合議を本来あるべき重要なものとして位置づけているのであります。

第六は、審査手続は、口頭審理により行うことを原則といたしております。ただし、当事者の申し出により、書面審理によることもできるようにいたしております。

第七は、口頭審理は、公開して行うことを原則といたしております。

現在では、不服申し立ての審理は非公開で行っておりますが、国税審判庁の審理を公正に行うためには、その審理を納税者に公開する必要があると考えます。

第八は、審査の公正を確保するため、審判官の除斥及び忌避の制度を設け、審判官が事件や当事者と特殊な関係がある場合におきま

してはその職務の執行から除斥されることとし、また、審判官について審査の公正を妨げるべき事情があるときは審査請求人、処分庁または参加人はその審判官を忌避することができるといたしております。

第九は、審理及び裁決は総額主義でなく争点主義に基づいて行うべき旨の規定を新設することとしたしております。この点については、一九六九年に政府の国税通則法改正案が国会で可決された際参議院大蔵委員会において争点主義の精神を生かすべき旨の附帯決議がなされ、また、国税不服審判所の審査事務提要の中でもその旨が規定されてはおりますが、いまだにその趣旨が十分に生かされておらず、本改正案におきまして明確に規定することとしたのであります。

第十は、審理の迅速化を図るために、担当の国税審判官の指定は、現行法の処分庁による答弁書提出の時点ではなく、審査請求書の受理の時点で行うべきこととしたしております。

第十一に、不服が国税庁長官の通達が法令に適合しないことを理由とする等一定の場合には、不服申し立てを経ずに、直ちに裁判所に出訴する道を開くこととしたしております。

以上が、国税通則法の一部を改正する法律案の提案の理由とその内容の概要であります。納税者の権利利益の救済制度の根本的改革という問題は、かねてからの国民的課題ともいえるべきものであり、処分庁から完全に独立した純粋の第三者機関による権利救済制度の実現及びこの機関における審査手続の民主化は、真に納税者の権利利益の救済を万全ならしめるものとしてこの国民的課題の解決への大きな前進を意味するものであることは明らかであります。

国民の待望するこの国税通則法の一部を改正する法律案につきまして、何とぞ御審議の上、御賛成賜りますようお願い申し上げます。

次に、法人税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

わが国の特例国債依存財政は来年度予算で七年間も続くこととなり、かつて三五%にも及んだ国債依存率が二六%台に下がったとはいえ、国際的に見ても依然として高い赤字財政にあることは言うまでもありません。

政府は八一年度予算を財政再建元年予算と自画自賛し、歳出面においては思い切った節減合理化を行い、歳入面でも徹底した見直しを図ったとしております。しかし、その内容を見てみますと、不要不急経費の削減の全く不十分なことは補助金の整理とは名ばかりのものである一事を見ても明らかでありますし、歳入対策でも既存税制の枠内の増収対策をすべて講じ終え、今後の増収確保は大型間接税以外にないと短絡させていることに見られるように国民のための財政再建予算となっていないのであります。言うまでもなく、財政再建とは従来の大企業優遇の税財政制度を抜本的に改革することであり、それが特例国債依存財政から脱却する道でもあります。

したがって、現在の財政赤字を克服するに当たっては不要経費の削減及び一般経費の節減に努めるのは当然であります。抜本的な税制改革による財源の確保がきわめて重要であります。しかも、不公平な税制を是正し、負担能力ある大企業に対する課税の適正化を図ることが財源対策となることにも国民の税に対する信頼をもたすこととなるのであります。しかしながら、政府の税制改正の方針にはかかる認識もなければ計画的対応も見られません。すなわち、政府の税制調査会が昨年十一月に答申した中期税制答申における法人課税のあり方についても、企業課税小委員会の報告に基づいて、現行の法人税制を維持することが適切としておられるのであります。企業小委員会の報告が、法人の性格に照れて、実在説あるいは擬制説のどちらかの立場に割り切っていることはとうてい国民の納得するところではありません。

日本の上場株式の七割以上が法人所有という実態を見、かつ、平均利回りが一%にも満たない実

情を踏まえるならば、シャープ税制によって確立された法人擬制説に立脚した現行法人税制はいわば虚構の理論に立つ税制になったと言わざるを得ません。したがって、現行税制に立つての一律二%の法人税率の引き上げといった対応でなく、法人税制の根本的改革に着手すべき事態を迎えているのであります。これが本法案提出の理由であります。

以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。この法律案は、法人税についても負担能力に応じた課税を行うため、現行の比例税率を廃止し、所得区分による程度の超過累進税率を採用するとともに、大企業に有利な受取配当の益金不算入制度を廃止する等の改正を行うものであります。

まず第一に、税率の改正であります。現行の普通法人に対する四〇%の税率を、年所得一億円以下の金額については三七%、一億円超十億円以下の金額については四二%、十億円超の金額については四七%の税率に改めることとしたしております。

一方、軽減税率の適用幅を拡大し、資本金額等が一億円以下である法人の所得の金額のうち百分の二十八の軽減税率の適用を受ける所得の金額を、現行の七百万円以下から一千万円以下に改めることとしたしております。

第二に、受取配当の益金不算入制度の廃止であります。現行の受取配当の益金不算入制度は法人間の配当について二重課税を防止する見地から設けられているものであります。大法人の株式投資が増大し、その持ち株比率がきわめて高くなっている現在では、いたずらに大企業の税負担を軽くする制度となっており、これを廃止し、配当金はすべて課税所得の中に含めることとしたしております。

第三に、法人の寄付金の損金算入基準の引き下げであります。法人の寄付金につきましては、資本金基準及び所得基準による一定限度の範囲内で損金算入が認められておりますが、昨今では資本金または所得の増大によりその限度額が相当巨額

となり、法人の寄付金支出を容易にしております。そこで両基準をいづれも大幅に引き下げて適当な限度といたしております。

第四に、法人の貸し倒れ引当金の繰入限度は政令で定められておりますが、これを本法に規定するとともに資本金一億円以下の企業については繰入率を緩和することであり、金融機関を初め現行の繰入限度は貸し倒れ実態をはるかに超えた率となっており、これは利益留保の色彩の濃い制度となっており、これとあわせて、金融及び保険業の繰入限度を千分の五から千分の三に引き下げ、他の業種については、現行率を本法で規定して、経過措置を認めないこととともに中小企業には大企業より若干高率の繰り入れを認めることとしたしております。

第五に、法人の退職給与引当金の損金算入限度額の引き下げであります。引当金は準備金と異なり、企業会計上正當なものと考えられ、異なつた取り扱いが必要とされていまいが、実態は租税特別措置法による減税措置と変わりがなく、別当増大に役立てられておりますので、資本金一億円を超える法人の退職給与引当金の損金算入限度額を現行の百分の四十から百分の二十五に引き下げることにいたしました。

第六は、資本金額等が一億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社については欠損金の繰り戻しによる還付を行わないこととするものであります。企業が赤字を出したときに払い戻され法人税は昭和五十四年度で千七百八十七億円に上っております。今日の財政赤字の中でさらに歳入不足に拍車をかけるこのような制度は、一般の国民感情から見ても認めがたいものですので大法人には適用しないこととしたしております。

以上、この法律案につきましては、提案の理由及びその内容を申し上げました。次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

わが国の財政史においても、また、最近の先進諸国の財政においても見られない異例な巨額の財政赤字を抱えている現在の日本財政を立て直すには、かつての高度成長促進、資本蓄積優遇の体質と構造を改めて、いわゆる福祉優先型財政を確立することが必要であります。そのために徹底した財政改革と不公平税制の是正こそ国民の要望するところであり、特に、今後の社会においては公平、公正、平等の実現が最も重要な政治理念となり、そこで、税制の改革に当たつてもかかる観点に立つて対処しなければなりません。しかも、政府はかつてない大増税によって財政再建を図ろうとしている現在、租税特別措置法による税の減免措置も最小限に抑えるのでない限り国民の公平感を高めるのは不可能であります。

ところが、政府の租税特別措置の改廃、整理はきわめて不十分であります。政府は最近六年間で企業関係の租税特別措置九十八項目から七十三項目へと整理合理化を図つたとしておりますが、いまなお七十三項目存在していることが問題と言わなければなりません。しかも、政府の減収見込み額試算は公表されても実績は明らかにされていないのであります。

また、資産所得者優遇の税制も温存あるいは拡大されております。利子配当所得の総合課税は長年の懸案事項であります。政府は、グリーンカード導入を理由に源泉分離選択制度を継続しておりますが、実施可能な税務調査あるいは支払い調書提出義務の強化といった税務行政面での措置を講じつつ、不完全とはいえ総合課税化を早めるべきであります。さらに、土地税制の緩和も宅地の確保という保障のないままに三年連続の緩和が行われましたが、それが、かえって地価上昇を引き起こし、課税の不公平だけを拡大する結果を招いているのであります。

このように政府の主張する不公平税制の是正すなわち政策税制の是正も不十分であり、一部には逆に不公平を拡大してさえているのであります。その上、大法人優遇税制として批判の強い法人の配

当輕課率や受取配当の益金不算入などの廃止問題は全く取り上げられておりません。

財政再建のためには不公平税制を是正し、大法人と資産家に対する課税を強化して税収の増加を図ることが必要であります。これが本法案提出の理由であります。

以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、利子配当所得課税の特例、社会保険診療報酬課税の特例及び個人の土地譲渡所得課税の特例については正すとともに、大企業と中小企業の税負担に大きな差をもたらしている支払、配当輕課制度を廃止する等の改正を行うものであります。

第一に、利子配当所得課税について源泉分離選択課税制度及び確定申告不要制度等の廃止であります。これらは資産所得優遇の最たる措置でありますので、総合課税の本来の姿に戻すこととしております。

第二に、医師の社会保険診療報酬課税の特例措置の廃止であります。現行制度はかつての一律七二%の経費の控除制度からは改善されておりますが、いまなお不公平な税制にほかなりませんので、特例措置を廃止して実額経費控除制度に改めることとしております。

第三に、個人の土地譲渡所得課税の強化であります。長期譲渡所得に対して課税を強化することとし、現行の譲渡益四千万円、八千万円の課税所得区分をそれぞれ三千万円、六千万円に引き下げるとともに、譲渡益六千万円以上の部分については全額総合課税とすることとしております。

第四に、家屋の増改築に対する住宅取得控除の適用であります。現在、新築住宅及び中古住宅の取得者については住宅取得控除による税の軽減措置が講じられておりますが、家屋の増改築についても税負担の公平を図る意味からも住宅取得控除を適用することとしております。

第五に、法人の支払い配当輕課制度の廃止であります。法人の支払い配当輕課制度は法人の自己資本を充実にする目的で設けられた特例措置であり

ますが、いたずらに大企業の税負担を軽減する役割りしか果たしていないことにかんがみ、この制度を全廃することとしております。

第六に、交際費課税の強化であります。交際費課税につきましては、社用支出の実情にかんがみ一層の強化を図ることとし、損金算入限度額の限度超過額の全額を損金不算入することとしております。

第七に、各種準備金の整理、改廃であります。準備金はいわば将来の費用の繰り上げ計上でありますが、実際には現実に発生する損失額を上回って過大計上される傾向が顕著になっております。したがって、実際の費用的支出を上回る計上分は利潤の免税もしくは国からの補助金的支出と同じ効果を持つことになっており、利益隠蔽であるとの批判もある上に、制度の既得権化の問題が現実化しており、弊害が目立ち始めているのが実情であります。

そのような状態でありますので、とりあえず、特定鉄道工事償却準備金、原子力発電工事償却準備金、電子計算機買戻し損失準備金、湯水準備金を廃止することとし、また資本金一億円を超える法人の価格変動準備金、中小企業等海外市場開拓準備金、海外投資等損失準備金、金属鉱業鉱害防止準備金、特定ガス導管工事償却準備金、株式売買損失準備金、証券取引責任準備金、商品取引責任準備金、保険会社等の異常危険準備金、原子力損害賠償責任保険または地震保険に係る異常危険準備金、探鉱準備金、海外探鉱準備金を廃止することとしております。

第八に、技術等海外所得の特別控除や試験研究費の税額控除についても、大企業が独占的に利用している実情にかんがみ、資本金一億円を超える法人の技術等海外所得の特別控除、試験研究費の税額控除については廃止することとしております。

第九に、特定設備等の特別償却についても減価償却費を過大に計上することにより利潤を費用化して適用企業は無利子の融資と同様の資金を調達できる機能が顕著になってきている実情にかんがみ、資本金一億円を超える法人の特定設備等の特別償却を廃止することとしております。

第十に、不況とインフレとが共存する経済状況のもとで、中小零細企業の税負担を少しでも緩和するため、中小零細企業に対する法人税の延納の特例を設けることとしております。

最後に、政治団体に対する企業の政治献金についてであります。現在、政治団体に対する寄付金も一般寄付金として損金扱いとされておりますが、大企業の政治献金が以前から社会的問題となつております状況にかんがみ、この種の寄付金の損金算入措置を廃止することとしております。

以上、この法律案につきましても、提案の理由及びその内容を申し上げます。

最後に、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

わが党は、深刻な事態に迫り込まれている財政を立て直し、国民生活の安定を図ることを目標として、まず、インフレによる税負担の不均衡を是正して、勤労者中心に救済措置をとり、さらに、大法人課税の改革、租税特別措置の廃止、資産課税の強化等によつて公平な税負担構造を確立して税収の確保と所得の再配分を強化することを税制改正の基本方針に据えております。そのための改革を論議することが中期的税制改革論の内容でなければならぬと考えるものであります。

ところが、政府にはその方針に立つた計画的対応は見られません。とりわけ、国民大衆に直接大きな影響を及ぼす所得税については名目所得上昇に伴う実質増税を防止するためのいわゆる物価調整減税の制度的改革は講じられておりません。このため、所得税の税収弾性値は二を上回る状態となり、また、納税者数も増加の一途をたどっており、給与所得者の納税者比率は昭和五十年年度の七二%から五十二年年度の七四%、五十六年度では実に八四%にまで高まってきているのであります。

これらは、勤労所得税のなし崩し的な増税が行われてきていることを示すものであります。

かかる大衆増税路線を改めるには所得税制の基本的手直しを必要としておりますが、他面、税制の公平を確保することも重視していかなければならない状況にあります。したがって、いわゆる物価調整減税の制度化等の問題につきましても、今後所得税制の基本的洗い直しとの関連で検討することとし、とりあえずは給与所得者の税制の公平な適用と高額所得者に対する不公平な優遇措置を是正することが欠かせません。これが本法案提出の理由であります。

以下、この法律の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、現行税法では、給与所得者に必要経費の制度が認められていないことや所得の捕捉率がきわめて高いことなど不公平、差別的な状態に置かれていることを是正するために給与所得者に確定申告選択制及び必要経費の実額控除制度を創設し、労働組合費控除等を新設して税負担の軽減を図るとともに配当控除制度の廃止等課税の強化を図ろうとするものであります。

第一に、給与所得者の確定申告選択制度の創設であります。わが国の現行の税制においては給与所得者については大多数が年末調整で税金を確定させられ、事実上確定申告権が奪われているのであります。しかし、納税者が確定申告を行うことは民主主義的権利の行使と言えるのであり、そのために給与所得者の確定申告選択制度を創設することといたしました。

第二は、給与所得者の必要経費の実額控除制度の創設であります。現行税制においては給与所得者はどのような職業、勤務状態にあろうとも、給与所得控除という一律の控除を適用されるにすぎません。

したがって、給与所得者について、給与所得控除制度のほかに実際に要した必要経費を認める実額経費控除の制度を創設することといたしました。

なお、この場合の必要経費とは、別段の定めがあるものを除き、旅費、通勤費、衣服費、調査研究費、労働組合費その他の費用で給与等の収入金

額を得るために直接に要したものと規定いたしました
おります。

第三は、給与所得控除の控除限度額の設定であり
ます。現行制度では給与所得控除額はいわゆる
青天井で高額所得者優遇の制度となっております
ので、この不合理を正すため控除限度額を二百五
万円とし、いわゆる控除頭打ち制度を設けること
としております。この結果、年収千万円を超える
場合の給与所得控除額は二百五十万円の一定額とな
ります。

第四は、繰上控除の創設であります。これはわ
が党が年来要求してきたものでありますが、今回
ようやく政府案として提出されるに至ったところ
であります。

第五は、雑損控除の適用最低限度額の引き下げ
であります。現行制度では、災害等によって生じ
た損失が合計所得金額の十分の一相当金額を超え
るときは、その超える部分の金額を雑損控除とし
て控除することが認められておりますが、この適
用最低限度額を合計所得金額の百分の二または二
万円のいずれか低い方の金額に引き下げることに
いたしております。

第六は、医療費控除の適用最低限度額の引き下
げであります。現行制度では、医療費の合計額が
合計所得金額の百分の五または五万円のいずれか
低い方の金額を超えるときはその超える部分の金
額を医療費控除として控除することが認められて
おりますが、この適用最低限度額を、合計所得金
額の百分の二相当金額または二万円に引き下げる
こととしております。

第七は、通勤費の非課税であります。現行制度
では、実際に支給した通勤手当のうち一定限度ま
での金額について非課税としておりますが、通勤
費は必要経費でありますから、通勤費の実費相当
額は全額これを非課税とすることにいたしており
ます。

第八は、夜勤手当の非課税であります。警察官、
看護婦等夜間勤務をする者の場合は、心身の消耗
が激しく、その回復のためにはかなりの経費が必

要でありますので、一定額の夜勤手当についてこ
れを非課税とすることにいたしてあります。

第九は、キャピタルゲイン課税として有価証券
の譲渡による所得に対する課税の強化であります。
現行制度では年間取引五十回二十万株未満に
ついては非課税になっておりますが、これを改め
て年間取引二十回十萬株以上に対して課税する
ものとしております。

第十は、退職金の退職所得控除額的大幅な引き
上げであります。退職所得控除額を現行の勤続年
数一年につき現行の二十五万円から五十万円に引
き上げ、二十年勤続で一千万円まで非課税とする
ものであります。なお、あわせて退職所得控除額
の最低保障額、障害退職の場合の加算額をそれぞ
れ引き上げることとしております。

第十一は、労働組合費控除の創設であります。
労働組合費は労働者の経済的地位の向上、福利増
進を図るための費用でありますから、今日の社会
通念から見て当然給与所得者の必要経費と考えら
れますので、組合の経常的な費用に充てられる組
合費につきましては所得控除を認めることとして
しております。

第十二は、寒冷地控除の創設であります。寒冷
地域におきましては、暖房費等の生計費が他の地
域に比べて多額にかかることは言うまでもありま
せん。そこで、その経費相当分を総所得金額等か
ら控除する制度を新たに設けることとしていたし
ております。

最後に、配当控除制度の廃止であります。現行
制度は、いわゆる法人擬制説に立って、所得税の
前払いである法人税を清算する意味で配当控除が
行われておりますが、この制度によれば、配当の
みの所得者は夫婦二人の場合、課税最低限が四
百四十万円となり、給与所得者と比較して著しく
不均衡を生ずる資産所得優遇の制度となっており
ます。したがって、法人擬制説を維持する考え方
をやめて、税負担の公平を図るため、配当控除制
度を廃止することとしております。

以上、この法律案につきまして、提案の理由及

びその内容を申し上げます。

何とぞ御審議の上、御賛成賜りますようお願い
申し上げます。

○綿貫委員長 これにて提案理由の説明は終わり
ました。

○綿貫委員長 次に、内閣提出、所得税法の一部
を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法
律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。村山喜一君。

○村山(喜)委員 三税についてお尋ねしてまいり
たいと思いますが、まず第一に、所得税法二百三
十二条の財産債務明細書の提出の状況を承りたい
と思ひます。

○小幡政府委員 財産債務明細書の提出状況でござ
います。先般御案内のように、その年分の退
職所得を除きました所得金額が二千万円を超える
場合に所得税法第二百三十二条の規定によりまし
て財産債務明細書を提出しなければならぬこと
になっております。五十三年度の提
出義務者の数は七万七千人でございました。五十
三年分の財産債務明細書の提出状況につきましては
私ども全数の報告を徴しているわけではございま
せんけれども、サンプル調査の結果から全体を推
計いたしますと八二%に相当する六万三千件が提
出されたものというふうに思っております。引
き続き提出を督促しておりますところではござい
ますが、譲渡所得など一時的な所得によりまして
提出義務者となった者の中には特記すべき財産が
ないというふうな者もございしますので、すべての
提出義務者について提出が行われるまでには至っ
ていないという状況でございします。

○村山(喜)委員 八二%というのはサンプル調査
という話でございしますが、二千万円以上の所得の
ある者については明細書を提出せよという法律上

の規定があるわけですが、罰則はどうなっていま
すか。

なお、それについて不完全なままで、おざなり
に調査が終わっているということになった場合には、
そういう所得の二千万円以上あるような人が
財産をどのようにして形成するかということは他
の部門でつかむことができますか。

○小幡政府委員 罰則の点は主税局の方からお答
えがあるかと思いますが、私どもの方からこの
活用状況のことをお答え申し上げたいと思ひま
す。

財産債務明細書が提出をされますと、高額所得
者の管理のために有効な資料でございしますので、
私どもといたしましてはこれを整理、保管いたし
まして長期的に有効に活用しておるといふ実情で
ございします。

○高橋(三)政府委員 お尋ねの財産債務明細書
は、昭和二十八年に一遍廃止をいたしまして、現
在復活しておりますわけでございます。二十五年当時、
創設当時は正当な理由がないのに提出しなかつた
場合は加算税の対象ということになっておりまし
たが、現在は提出義務に違反いたしましたも制裁
を科していないわけでございます。それは、一定
の高額所得者について確定申告に際して財産債務
明細書を出していただくことにしておりますので
は、適正な課税を確保するための補助的な手段で
ございしますから、補助的な手段という意味で、そ
れを罰則の対象にするにはなじまないという考え
方からでございます。

○村山(喜)委員 それにしても、サンプル調査程
度でお茶を濁しているようにでは徴税義務者として
執行怠慢だというふうには私は思われないうので
すがね。罰則がないからそういうことになってい
るのだろと思ひますが、今日、社会的な不平等
という問題は所得の面よりも資産の面で拡大をし
ているのじゃないだろうか、そういうように思う
がゆえに、この点についてはもう少し徴税の責任
を果たしてもらいたいと考えております。

そこで次にお尋ねしてまいりたいと思ひます

が、今度の所得税法の改正では寡夫の控除の問題等も出ておりますし、若干前進をした面もございます。しかしながら、これは大臣、どうなんでしょうね、不動産の所有による格差、それから株式、有価証券等の金融資産を持っている人あるいは宝石、貴金屬、また最近大分値上がりになったようございまして、書面骨とう等の資産、こういうようなものを持っている人の状況を把握しながら不平等を是正するというのが福祉国家の目標の一つだと考えるわけですが、現在資産と資産から生ずる所得への課税の公平は、これは適正になされているものだ、こういうふうには大臣はお考えでございまして、いかがですか。

○渡辺国務大臣 現在、分離課税制度というのがございまして、高額所得者の場合で有価証券とか預貯金を持っておるといふ人については、三五%ぐらいの税率で済むから有利でないかという議論が一つございまして、しかしながら、日本の所得税は非常に急進的な累進課税で、八千万以上七五%、住民税と両方では理論的には九三%の税率ということでありまして、その点はまた世界に例のないほどきつくなつておる。したがって、仮にそういうような状態で分離課税をなくすということになると、いろいろ巧妙な脱税というふうなものも発生しないというようには考えられない。そこでこれは、総合課税に移行するときは、現在の分離課税はなくなるわけですから、税率調整というものには国際的な状況を見ながらやるべきものじゃないか。これは現実問題として、高額所得者等が他に換物をするとかいろいろ急激に行われるとあらかじめ想像できないような経済混乱が起きることもあるのです。その結果が国民経済に悪い影響を及ぼすということもいかにございまして、それからとの兼ね合いでどういふようにするか、今後十分に検討いたしてまいりたいと思います。

○村山(喜)委員 大臣の現在の所得税の累進構造に対する考え方というののわかりませんが、五十九年度から利子配当所得の総合課税が決定をしてい

る。その場合に株式の譲渡所得の課税、事実上は非課税の状態にありますし、土地譲渡所得について軽減措置がとられている、そういうような面から見ましてもどうも資産面に対する課税が所得税の上において十分ではないだろうか。これはやはり持っている者に対する持たざる者の、国民の気持ちであろうと思うのですがね。

そこで私は、富裕税とかあるいは金融資産税というふうな意味の創設を検討してみる段階に來ているのではないだろうかと思うのでありますが、たとえば軽度の累進税率で二千万円以上の階層に対する資産の課税というものを図ることができれば、その預貯金や株式等の把握もできますから、資産性所得への課税の正確性が期待ができる。あるいは金融資産税の創設というふうな意見を言われている人もあるわけにございまして。これは預貯金や公社債や株式等の資産を一億円以上持っている人に対して一・五%程度の単一の軽減課税の課税をいたしまして、税金を徴収するという方法があるんじゃないかというふうな意見を出されている学者もおいでにございまして。こういうものについていま大臣が言われた問題とあわせて検討をされるお気持ちはないかどうか、お答え願いたい。

○渡辺国務大臣 シャップ税制のときですか、富裕税というのが一時できたことがあるのです。あのころですが、私も実務的に見てみると、不動産は非常に把握しやすいのですが、要するに預貯金、株式というふうなものは実際問題としてなかなかつかまらない。したがって、固定資産を持つてい

てみたいと思います。

○村山(喜)委員 いよいよ日本の国も高齢化社会を迎えるわけにございまして、政府税調の中期答申の中で、年金課税の問題については重要な検討課題だ、こういうことが指摘をされているようございまして、確かに問題がたくさん残っているようございまして、そういう問題についてのあり方の問題は、これから大蔵省としても鋭意検討をされるおつもりであるかどうか。その点が第一点。

それからもう一つは、所得税と地方税の関係、住民税の関係なんです。

未成年者あるいは身体障害者あるいは寡婦、そういうような方々に対する課税は、住民税の場合には、八十万円以下の所得の場合には所得割の住民税も均等割の住民税も課さないという制度になっております。ところが所得税は、幾ら未成年でありましても税金は七十三万を超えた場合には課税がされるという仕組みになっている。地方税というものは公益の原則と応能の原則という二つの要素を持っているものだし、所得税というのはやはり応能の原則の方が働かなければならないと私は思うのでございまして、そういうような面で実際徴税事務に当たる者が考えてまいりますと、出す側はいずれも国民なんです、納税者。それは所得税はこうなっている、地方税はこうなっているというふうなことで、最低の課税限度等につきましても大変ばらばらな感じになっている状況を、これはいつかは改めていかなければならないんじゃないだろうかという気がするのでございまして、そういうものに対する考え方はどういふふうにお持ちですか。その二点。

○高橋(元)政府委員 まず年金でございまして、去る十一月の税制調査会の中期答申の中で、年金課税の問題、公的年金に対する課税の問題は今後外国の事例をも参考として検討を進めていく必要があるという指摘がございまして、ということが答申されました趣旨でございまして、これは現在御案内のとおり、公的老年年金に対する課税は給

与所得控除の適用を認めておるわけにございまして。勤労に伴う経費の概算控除という性格を持つております給与所得控除がそのまま年金収入に適用されることがどういふ考え方になるのか、そこが一つの問題でございまして、また、現在の年金課税では掛金と申しますか社会保険料、これは全額所得から控除されておるわけにございまして。

アメリカの場合には、給付の段階では非課税、掛金の段階では控除しないというふうになっております。イギリスの場合には掛金の段階で控除せず、それから給付の段階では年金収入ということで特別な扱いはしませんけれども、高齢者であるという理由で基礎控除の割り増しがありますので、したがって事実上給付の段階では課税しない、こういう例もございまして。

各回まちまちでございまして、これから高齢化社会を迎えてまいりますが、その財源としてどういふ所得に対する課税のあり方を考えるか、また公的老年年金の受給者がふえていく場合に、公的老年年金に対する課税のあり方ということ、年金の原資を出す人とのバランスという観点からも重要な検討課題であろう、こういうお考えでいま申し上げたような答申が出たわけにございまして。

今後いずれの時期になりますか、会長がこの前もお見えになつていろいろお話があったわけですが、けれども、今後税制調査会でいろいろな所得税の基本問題というのを御検討になります際に、この点もあわせて税制調査会の中で御検討が進められるのであらうというふうには私も考えております。私どもの方もそれなりに各国の税制の勉強をいたしておりますのが現状でございまして。

第二は、地方税と所得税の関係についてのお尋ねでございまして、お話しのように、確かに地域社会の費用を住民が広く、能力に応じて負担するといふのが個人住民税の性格でございまして。したがって、いわゆるクラブの会費というふうな思想がございまして、課税最低限は所得税のそれよりも低くなつておるといふことからも見られますよ

うに、所得税と住民税は必ずしも考え方が一致しておりません。もともと所得税は、所得があればその多寡に応じて累進的な課税を求めるというのが基本的な思想でございますから、人的な免税ということとは所得税になじまないという考え方を私ども持っております。

障害者、寡婦、老年者あるいは勤労学生という特殊の弱い負担力を持った方につきましては、それぞれ負担力の減殺の程度を勘案いたしまして、障害者、寡婦、今度は夫の方の寡夫、老年者、勤労学生という控除が適用されるということになっておりまして、それによって対応しておりますわけでございます。未成年者につきましては、これは個人住民税は、むしろ昭和二十五年改正前のいわば家ごとに税金をかけていくという従前の、私もよく存じませんが、戸数割とか所得割といった時代からのいわば一種の残遺であらうかと思えます。市町村に戸を構える個人または独立して生計を営む個人、こういう者が従来は地方税を払ってきたわけですが、それを昭和二十五年に所得のある人から取るということにしたときに未成年者を外すという制度ができて今日に及んでおりますので、これは地方税の中でもむしろ特殊の地位を持つておるもので、それを所得税制に及ぼすということにはなじまないという考え方を持っております次第でございます。

○村山(喜)委員 その問題を掘り下げて論議してまいりますと時間が足りませんので、法人税の問題に移りますが、いまも社会党の伊藤理事の方から提案をいたしましたように、法人課税のあり方については非常に問題が多いと私たちは見ています。ところが日本の税調の場合には、十一月の中期答申を見ましても、問題の本質には触れないで現行の税制制度というものを前提にしながら、それを肯定をしてこれからもやっていくんだという構えであるようでございます。法人実在説あるいは擬制説、いろいろな説がありますけれども、いま日本の株の所有形態を見てみましても、後からまた申し上げますが、株主に

対する利益金の配当のあり方の問題、内部留保の問題を見ましても、実質的に擬制説という形をとるのはおかしい姿になってくるんじゃないかという気がこれは常識的にしてくるわけです。七〇％も法人間の持ち合いになっているというふうなそういう状況の中で見てみましても、どうも従来の中途半端な折衷案みたいな考え方の法人税制のあり方では問題があり過ぎるんじゃないだろうかという気がいたしますが、大蔵省としては、これは税調がそういうような方針を決めているんだからそれについてはもうさわらないという、そういう考え方でございますか。

○高橋(元)政府委員 法人税の性格なり制度をめぐりましてさまざま御議論があるわけでございます。いまもお示しをいたしましたけれども、昨年の春から夏にかけて税制調査会の企業課税小委員会に相当精力的な作業をやつていただきましたのは、そこに幾つかの問題があるということが発端であつたわけでございます。確かに問題点として指摘されております点はいま村山委員の仰せのようなことを含めまして、法人が個人の集合体であつて、所得税の前取りであるから、配当に対する法人税、所得税の負担の調整は完全に行うべきであるという議論から、その所有、経営が分離しておる法人の実態から見ても法人と株主は別々だから配当に対する法人、所得両税の負担の調整は要らないという議論に至りますまでさまざまあるわけでございます。

現行の、昭和三十五年以来の法人税と所得税の調整につきましては配当控除、配当控除、支払い側と受け取り側と両方において調整が行われる仕組みをきつておられまして、制度として非常にむずかしくてわかりにくいということも一つの問題でありましよう。またわが国の株主は法人税引きの手取り額というものを配当と考えるということがございますし、それから支払う法人側ではその配当にかかる法人税は会社固有の税負担であると考えているという習慣もありまして、現金配当率を一定に維持するということが経営の一つの物差

しということもござります。そういう社会的な制度、経営の理念、また株主の意識、それから法人税の制度、それらがさまざまに相重なり合っているいろいろな問題が出ておりますので、そこで税制調査会で小委員会をつくりまして専門家に集まっていたら、相当詳細な議論をされた結果が、将来の方向として法人税と所得税の調整を考えるのであれば、それは国際的にいまやプリベールしようとしていくところのインビュテーション方式というものが一つのかがみになるであろう。しかしいま直ちにインビュテーション方式に移るのは、それはやはり資産の選択なりそれから企業の行動なりというものに相当な影響を与えるであろうから、もう少し情勢を見る必要があるという答えになつておるわけでございます。したがつて現行の制度でまずまずはいいいではないかというのが相当精力的な御議論の集約でございまして、私どももそういう趣旨を盛り込んだ中期答申というものを昨年の暮れにいたしまして、法人税の制度については、基本的には現行の制度に乗りながら将来の展望、日本経済ないし日本の企業社会というものに合った法人税制というものを模索しておるというのが現状でございます。

○村山(喜)委員 そこで、私は大臣のお手元にも差し上げましたが、法人企業統計から見た実態というものが一体どうなつていっているんだらうというので、法人企業統計年報やそれから五十六年度の予算の資料をもとにして整理をしてみたのでございしますが、五十四年度の営利法人、これは大変な売上高増加率、経常利益の増加、付加価値の増加あるいは設備投資の増加という形の中で出ておりまして、その中から支払い利息・割引料などが大変な、十五兆近くもの支払い利息・割引料を出しているというふうなものも統計的に数字が出ております。これも営業純益は前年同期よりも四％上がつていっているわけですね。十兆七千億の営業純益を上げています。ところが税金の引当金の関係を見てみますとこれは伸び率はそう大きくないじゃないかと

益金処分を見ますと、内部留保に六兆円もつぎ込んでおる。

そこで五十四年度の法人企業の引当金や準備金、特別償却等の利用状況を見てみますと、諸引当金で十三兆二千七百二十九億円、租税特別措置によります諸準備金の積み立て合計、これは取り崩しも若干ありますが二兆五千三百八十八億円、特別償却あるいは特別控除、税額控除合算すると十六兆一千七百八十一億円、こういうような数字に上つていっているわけですね。それは次の年度に対する設備投資の内部資金として動いていくことは間違いないわけでございますが、それにしてもこれだけの純益を上げながら、しかも人件費に対する付加価値の配分は減量経営で減つてきている。こういう状況の中で、では租税がふえてその利益に見合った形でふえているのだらうか、税率がかえつて低下しているのではないだろうかというふうな思われるのでございます。そういう、いわゆる法人の企業行動というものから見ていまの税制、法人税制だけじゃございません、租税特別措置まで含めてやはり基本的に見直しをする段階に來ているのではないだろうかという気がするのでございますが、それはどういふふうにご感じ取つておいでですか。

○小山(昭)政府委員 法人企業統計に關します技術的な点につきましてお答え申し上げます。

ただいま先生の御指摘になりました昭和五十四年度の法人企業統計によります営業純益でございますが、これは御指摘のとおり確かに十兆余の金額になつておりまして、五十三年度の五兆何がしに比べましてほぼ倍増いたしております。

ただこの営業純益と申しますのは、統計上付加価値の配分の状況を見るために出しておりますかなり技術的な概念でございまして、法人の営業利益から支払い利息と割引料を差し引いたものが営業純益ということになつていいることは御承知のとおりでございます。それで、この営業利益に対して支払い利息・割引料の占める割合が五十三年度には七割を少し上回つておるわけでございまして

て、五十四年度、この支払い利息・割引料の増加額が余り大きくなかったために、営業利益から支払い利息・割引料を差し引いた営業純益が非常に大きな数字としてあらわれているということでございます。

たとえて申しますと、五十三年度の営業利益を一〇〇といたしますと約七〇が支払い利息・割引料であり、営業純益は約三〇であった。それが翌年度営業利益が約一四〇近くになり、これは一三六・一でありましたが、それに対して支払い利息・割引料が八〇弱であった。したがって、差引いたものが約二倍になって反映しているということでございます。企業の業績といいますが利益の姿を見るにはこの営業純益とらえることは若干誤解が出てくるおそれがあるかと思ひます。

営業利益で見ますと、いま申しましたように五十三年から五十四年の伸びは三六・一であり、また税引き前利益で全法人の当期利益を見ますと三三・九の伸びということになっておるような次第でございます。

○高橋(元)政府委員 やや別の数字を申し上げるようで恐縮でございますが、私どもの国税庁の方で毎年相当正確な標本理論によりまして会社標本調査というのをやっております。

そこで出てまいります利益処分でございますが、その中の法人税の割合というのはほぼ一定でございます。三三・三が五十四年度、これは非常に企業の業績が悪かったときでございます。それからかなり業績が好転しまして、現在は三一・八％でございます。なぜ業績が好転したのに法人税の割合が下がるかと申しますと、黒字法人の割合がふえてくるからでございます。赤字の法人はマイナスになりますので法人所得が小さく出る、こういう結果でございます。内部留保はこれまで大体三三・三から三五・五くらいのところを前後しております。内部留保が特に益金処分の中でふえてまいったというふうには考えておりません。

お尋ねは、そういう所得を計算する際に、むしろその外側で準備金とか引当金とかいうものがか

なり大きいではないか。会社の諸引当金というのは残高で申しますと、お示しの資料のように十兆兆というものがございまして、準備金でも三兆円くらいでございます。そういうものが会社の利益を単に減殺しているにすぎないものではないかというところでございますが、引当金につきましては、たびたび申し上げておりますように、これはむしろ会社が利益に計上して配当してはならない、それに見合った債務があるというふうなものでございます。たとえば退職給与引当金というのは退職給与債務見合いでございますから、利益として処分することをむしろ禁止するということだと思ひますし、貸し倒れ引当金にしましても、貸し倒れと申しますか回収不能の債権の見込み額でございますから、これを利益として配当することを許さない、こういうことであろうと思ひます。準備金はやはり政策的なものもございまして、準備金は合理的に計算をして、政策目的の範囲内でできるだけ圧縮して準備金として認めさせているわけでございます。特別措置で認められます準備金というものは必ず取り崩しということを要件にしておりますので、これは一種の利益の課税の繰り延べというところで御批判はあらうと思ひますが、それぞれの政策目的に応じて設定をされておるものであつて、決してこれがあるから本来計上すべき利益が低くなつておることはございません。別途この委員会にお出ししております法人企業の税負担の実態と申しますか、ちよつと私正確な名前を記憶してありませんが、そういう資料によりまして、資本金一億円以下の法人、資本金一億円から百億円の間、百億円以上の法人という区分でいたしますと、税負担は、中小法人と大法人では明らかに中小法人の方が低くなつておるといふ実績になつておるわけでございます。

○村山(喜)委員 会社にとっては債務性の退職引当金でありまして、それだけ利益の圧縮につながることは間違いないわけですから、それが適正

に積まれているかどうかという問題との関係でございます。そういうような意味においては、引当金が十三兆二千七百二十九億もあるというような状態になつておる状況を見てもいいますと、一体いまの法人税のあり方というものはこれが適当であらうかということになつてまいりますと、受取配当益金不算入の問題やあるいは交際費、寄付金の損金算入の問題、準備金、引当金、特別償却の洗い直しの問題あるいは法人の固定資産評価益に対する問題なり事業税の損金算入の否認の問題なり法人税率の累進化の問題なり、いまさっきわが党の方から提起をいたしましたような問題を抱えているということを描きしておきたいと思ひます。

そこで次に、国際収支の問題と国際流動性の問題をめぐりまして若干の質問をいたしたいと思ひます。

五十四年度で総合収支で百八十九億五千五百万ドルというマイナスが生じました。これは経常収支が悪化したためにそういうような形になつたわけでございますが、それをカバーするために公約部門の外貨準備を取り崩して、それから為替銀行部門のポジションを悪化させまして、これによつてカバーをしたわけでございますが、現在外貨準備高は二百六十億くらいですか。どうなつておりますか。そういうようなものが、当時は百八十五億程度にとどまつたわけですが、今日約二百六十億くらいになつたとすればどういう形でそれを用意ができたんですか。

○加藤(隆)政府委員 二月末の数字が大体二百七十億ちよつと切れたくらいでございます。それで御質問の点でございますが、十二月、十二月と比べてみますと、確定した数字で五十四年の十二月と五十五年の十二月と比べてみますと、外貨準備が二百三億から二百五十二億と四十九億ふえております。

それでこれがどういふふうによりくり算段がついたかという御質問だと思いますが、先ほど年度で村山委員が御発言でございますが、いま暦年で

やらしていただきますと、経常収支が百八億の減でございます。長期資本が十八億黒、短期資本の収支差が六億の黒、八十四億の赤になつておるわけです。それを今後は為銀部門、こういうようなところで外から金を借りてまいりまして百三十三億取り込んだわけです。こういうかつこうで外貨準備が結果的に四十九億ふえる。もう一回申ししますと、二百五十二億から二百三億引きますと外貨準備が四十九億ふえておりますが、これは経常収支系統で八十四億赤になつて、金融勘定の方で取り込みを百三十三億やつた、それで四十九億になる、こういうかつこうになつておるわけでございます。

○村山(喜)委員 これは海外の短資の調達によりまして為替部門がそれだけポジションが悪化をしたということになるわけですね。

そこで私は国際流動性の問題を調べてみたんですが、八〇年末の数字を電話で聞いたんですが、これも、これは間違ひございませんか。市中銀行の保有対外債権債務の残高の対比でございますが、八〇年末は債務残高が十八兆八千六百九十七億円、それから債権が十兆九千二百八十二億円、これは間違ひございませんか。

○加藤(隆)政府委員 大体そういう数字でございます。

○村山(喜)委員 これが大量急増をしたというのはどういふ理由ですか。

○加藤(隆)政府委員 債権の方は増加が非常に落ちておるわけでございます。債務の方の急増でございますが、貿易収支、これが赤なものですから、輸入ユーザンスのかつこうなりそういうかつこうで、先ほどの数字に代表されてくるわけでございますが、外から借りたというふうなことで為銀の債務が急増しておるわけでございます。

○村山(喜)委員 債権の方は一・七倍、債務の方は、これは年末計算でやってみますと一・八倍にふえているという状況の中で、大変な負債を背負い込んでおるということがわかるわけでございますが、次に長期資本の関係は一体どうなつてい

るのですか。これは五十四年末の数字だけを私は数えてもらったのですが、入りと出しの関係でどういう数字になっておりますか。

○加藤(隆)政府委員 長期資本の方でございまして、五十四年末の残高で八百三十六億になっております。

○村山(喜)委員 そこで八百三十六億六千三百万ドル、それからいわゆる入りの分でございしますが、三百六十三億五千五百万ドル、これでは債権の方がここは多いわけでございますが、そういう中で貿易外収支及び移転収支の推移を見てまいりますと、日本の国が債権国として国際的に市場に進出をしている、合弁会社を海外においてつくっていく。そういう中から投資収益を上げ、あるいは投資収益によりまして直接投資収益と利子配当収益を上げておるわけでございますが、これの一番新しい数字はどういう数字になりますか。

○加藤(隆)政府委員 本年の二月の数字が一番新しいわけですが、投資収益の中の受取利息と支払い利息、大体支払いが九億で受け取りが八億で、端数は忘れましたが大体一億ちよつとの赤になっております。

○村山(喜)委員 これは投資収益全体を言われるわけですか。

○加藤(隆)政府委員 そうでございます。

○村山(喜)委員 五十四年度末においては収支じりにおいて十二億二千二百万ドルの黒字ですね、それが今日の時点においては約一億ドルの赤字、こういうことになってきたということはどういうことを意味するのですか。

○加藤(隆)政府委員 二つのことが考えられると思うのでございますが、循環的に一時的な現象であるかどうか。もう一つは構造的に先ほどの負債がふえているということと高金利になっているというふうなことで、後の方の理由が非常に懸念されるわけでございますが、目下のところ一月だけの現象でございまして、なお見きわめる必要があらうかと思っております。

○村山(喜)委員 こういうような状況の中で国際

的に非常に高金利の時代が続いている。日本の場合には、公定歩合を下げていくというような矛盾した政策がとられたわけですが、今後の日本の長期資本収支あるいは国際流動性の上において、そういうマイナスの局面という問題が今後さらに悪化するようなことにはなりませんか、どうですか。

○加藤(隆)政府委員 これは非常にいろんな要因が絡んでいるわけでございまして、御質問の点は、金利差が収支差なりレート差にどういふふうに出てくるかというふうな問題だろうかと思ひますが、一般的には内外金利差というものが資本移動を起こしてレート変動ということになるというふうな言われておると思いますが、この二年來のわが国の経験で申しますと、たとえば日本の金利とアメリカの金利が、アメリカの金利が高いわけでございしますが、その高さが高くなつてもレートがなかなか弱くならない、円のレートが弱くならないというふうな局面もございまして。

それで、フロートの時代から八年ばかり分析してみますと、レート差と資本移動、金利差とレート差がパラレルに動いたときに、要するにアメリカに有利になつたときに円安になるかどうかというところ、それからアメリカに不利になつたときに円高になるかどうかということですが、パラレルに動いたときと動かないときがあります。一般的には金利差が資本移動を起こしてレート差に及ぶという考え方がなつておりますが、先ほど申しましたように、円の先行きについてどう考えるかというふうな問題、それから金利差が物価差に及びまして、物価差が経常収支に及ぼすというふうな実態面のインパクトの問題、そういうような問題がございまして、たとえば今回の公定歩合の場合にもいろいろ御議論があつたわけでございしますが、アメリカの金利が低下傾向にありまされけれども、あの公定歩合を下げた段階では円安になるのではないかという見方が一般的でございしますが、過去の経験からいって、いま申しましたようなフ

響は出ないのではないかというふうに私もは見ただけですが、結果的にそうなつてゐる。ただ、いま先生の御指摘のようなことは一般的には言われているわけで、たとえばドイツの場合には、いまアメリカの金利が上がつたのですからドイツの金利が低いために非常に苦しんだということ、金利を上げる特別ロバードということ、対抗しておるというようなことはございしますが、いづれにいたしましても、金利以外にいろいろの要素が絡みますので、なかなか一義的には言えない。ただ、御指摘の点は十分注意してやつていかなければいけない問題だろうと思ひます。

○村山(喜)委員 そういうような事情を踏まえながらちよつと私確認をしておきたいと思ひますが、国際流動性の日銀統計の国際比較統計の数字は、これは自由圏だけが出されているので、共産圏等は入っていないというふうな聞いてゐるのですが、そうですか。

○加藤(隆)政府委員 日銀の資料は恐らくIMFの統計からとつてゐると思ひますので、そういうことになりまして。

○村山(喜)委員 そうなりますと、いま問題になつております中国に対するプラントの問題なりあるいはイラン石化の問題ですね、こういうような問題は輸銀やあるいは基金等を通じて出資なりあるいは融資等を決してゐるというふうな問題まで含めてまいりますと、IMF方式の国際収支の中には出てこないけれども、資金ポジションの問題などから見てまいりますと、さらに対外債権債務の関係で見た場合にはバランスシートがさらに悪くなる、こういうふうに見えてゐるのですか。

○加藤(隆)政府委員 ちよつと先生の御質問を誤解しまして、自由主義圏の国の統計が載つてゐるという意味で申し上げたのですが、いまの御質問ですと、わが国の場合は中国であれ、ソ連であれ全部統計に出てまいります。

○村山(喜)委員 これ以上その問題は触れませんが、そこで税法の関係にありますタックスヘーブ

ン利用の租税回避の問題ですね。おとしでしたか、そういう租税回避を避けるために立法措置をとりまして、ペーパーカンパニー対策をすることによつて不当な留保を避けるような方向で的確に課税を捕捉するという問題を取り上げたわけでございまして、その場合に、移転価格操作の防止の問題は当時は議論されなかつたと思ひますが、現在の状況の中では、新聞等を見てまいりますとトランスファープライシングの防止の問題は今後検討する、こういうことでございまい

ようか。

○高橋(元)政府委員 五十三年に創設しましたタックスヘーブン対策税制は、現在国税庁で執行面であるというところ、研究し、実行に移しておられるところでありまして。いまお尋ねのトランスファープライシングでございしますが、OECDでたしか七四年にトランスファープライシングについての税制の勧告があつたわけでございまして。わが国はアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスと異なりましてトランスファープライシングを否認する税制を持つておりません。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツではいわゆるアームズ・レングス・プライシングといふのですか、そういう価格を持つておられて、それを徴税当局が決めて外国の子会社、または外国の関係会社との間の取引の価格を否認できる。たとえば仕入れをより低くし、売り上げをより高くできる、こういう制度を持つております。日本の場合には現状ではむしろ国際的なそういうトランスファープライシング税制を持つております。ただし、外国でそういうトランスファープライシング否認をいたしますと、当然日本の親会社ないし本店との二重課税の問題が起つてまいりますから、そういうものをどういふふうな処理をしていくかということで、現在外国でとつておりますようなアームズ・レングス・プライシングといふようなものを法制化することができ

るかどうかというのをいま勉強しておるわけでございまして。太平洋全体を通じて、オースト

ラリアでございませうとか、日本でございませうとか、カナダでございませうとか、アメリカでございませうとか、そういうところでトランスファープライシングの協議というものを現在実行上やつておるわけですが、そういうところの協議を映しましてどういうふうな法制化するかということをいま真剣に検討しておる状況でございませう。

○村山(喜)委員　そこで租税特別措置法の問題でございませうが、この法人税関係の予測と実績の対比は、塚田委員の資料要求によりまして本日出てきておるわけでございませう。この説明をお願いします。

○高橋(元)政府委員　租税特別措置法の減収額を毎年予算御審議、税法の御審議のために当委員会に御提出しておるわけでございませうが、それに対する実績はどうなつたかというお尋ねがたびたびございませう。個人関係は一人一人の所得者の所得の高さというものによりまして、これは実績と申しましてもちよつと実行上把握できないということはお断りを申し上げねばいけません。けれども、法人につきましては先ほど引用させていただきました会社標準調査というのがございまして、これはサンプリングではございませうけれどもかなり正確に全会社の決算ないし収益の状況というのを把握できるわけでございませう。その中で特別償却、準備金、税額控除及び所得控除、各項目にわたつて申告書、それから調査書等に基づきます実績が出ておりますので、それを集計いたしましたのが本日御提出をいたしました五十四年度減収額、二十項目に分けての減収額でございませう。ただし、実際の税収の見込みと申しますのは四月から三月の現実の会計年度税収でございませう。見積りもりの段階で御提出しておりますのは四月―三月の税収に対していかほど減収が起つたかということとございませうし、会社標準調査の方はどうも国税庁の事務の流れからしまして二月から一月までの事務年度の申告書を集計いたしますので、たとえば税制改正の効果等は一年おくれでないといつてまいらないという差はございませう。

す。ございませうが、法人税関係の特別措置による減収額というものを把握いたしますために、いまいお手元にござらんたいだいております資料というのは最新かつ最も詳細なものであるというふうな私どもは考えております。五十四年分全体で申しまして、交際費の課税特例を加えますと、予算の見積りもりのときには二千八百六十億円の増収ということになつておりましたが、実績でやりますと三千二百九十億円でございませうか、ほぼ変わらない実績が出ております。

個々の項目につきましては御質問によりましてお答えをさせていただきますと思います。

○村山(喜)委員　予測はいままでずいぶんやつてきました。実績が出てまいつたのは初めてであります。しかし中をいろいろ予測と実績とを比較してみますと、大分狂いがあるなというのもあるわけですね。たとえば準備金あたりにおきましては、その前はもつと大きな数字が出されておつたわけですが、トータルで二百四十億しか出てきていないわけですね。前は四百二十億、こういうような平年度の減収額が出てきているのに、そういうような状態に終わつていける。個々の問題については時間がありませんので避けたいと思ひますが、きょう出されましたもう一つの資料「昭和五十六年度租税特別措置減収額の見積り概要」、未定稿となつておりますが、こういうような資料というのでもこれからこの委員会には毎年提出されるということになるだろうと思ひますが、その御用意がございませうか。

○高橋(元)政府委員　今後、法案の御審議に必要でございませうので、毎年度提出をさせていただきますように計らいたいと思ひます。

○村山(喜)委員　財政負担率の動向から見ましてもうずいぶん自然増収が出てきたり、あるいは今年度一兆四千億の増収がなされたりするようなかっこうになつてまいりますと、租税負担率や社会保険料金の負担額が昭和六十年に見積もつていたものが二年ぐらゐり上がつたような形の中では達成ができるような状況になりつつあるのでは

ないだろうかと思ひますが、本年年度の財政負担率はどういうふうになつておりますか。

○高橋(元)政府委員　五十六年の現在の国民所得の見積りでもまいりますと、一般会計税収だけで申しますと、国民所得比一五・二でございませうが、国税、地方税合算しましたと、二四・二でございませう。これに税外負担、日銀納付金等がございませうので、それが〇・四ないし〇・五でございませうから、二四・七前後というのが国民経済計算ベースの租税負担率ということになるかと思ひます。

それでこれから先どうなるかということについては、これから先の国民所得が毎年どう動くか、それから税制が現在のままの税制ということとそこからどのくらいの税収を生み出してくるかということはなかなかむずかしいわけでございませうけれども、いま一五・二と申し上げました一般会計税収が毎年弾性値一・二で伸びてこれから先国民所得が、またGNPが一・七の等率で毎年伸びる。これは実際はなかなかそうはいかないのでしょうけれども、そういう新経済社会七カ年計画の見直しに合わせました推定をいたしますと、五十六年度一五・二というのが五十九年度には〇・七ぐらゐり高まるのではないかと申ひます。

○村山(喜)委員　ことは主計局ベースでやりまして二四・二だ、国民所得ベースに直しますと二四・七、社会保障の負担率が一〇・一です。合計いたしますと三四・三という高い率になつてまいります。それではその前の年は一体どうだったか。補正後の五十五年度の場合には二二・九だ、社会保障関係の負担が九・七で三二・六だ、そして政府の六十年度ベースの計画によりまして租税の負担率が二六・五ということになつてゐるわけでございませうが、どうもいまのテンポの速さからいけば、これは六十年にならずして五十八年ごろには、いまのまま減税をやらないでいくとするならば高い租税負担率になつていくのではないだろうかという気がしてならないわけでございませう。したが

いまして、こういうような財政負担率の問題を考へてまいりました場合には、国民の今日のいわゆる消費動向というようなものが大変心配になつてきている状況の中では、そこら辺ももう少し検討し直さなければならぬのではないかと申ひました。この財政負担率の動向は、いま主税局長のお話ではこれからの上り率は低いのではないかということとございませうけれども、どうもいまのは、説明として承りますと不十分な気がいたしますので、来年度はもう増税ということは一切考へていないという前提に立つてのお話だということに確認してよろしいのですか。これは大蔵大臣答えてください。

○高橋(元)政府委員　いま申し上げました数字は自然増収率でございませうから、現行税制のままで推移したならばという数字を申し上げたわけでございませう。政策的意図は含まれておりません。

○渡辺国務大臣　総理大臣は、五十七年度の予算編成には大型の消費税、間接税ですか、そういうものは念頭に置かない、それで極力歳出カットをやつて予算編成をやるようにということとございまして、私もそれでやろうと思つておるのです。一切置かないかどうかということについては、これはやつてみないことにはまだわからぬこととございませうから要するに歳入と歳出ということとは、歳出が切れなければそれに必要な財源が要るわけですから、それは一切ということはお約束はできないと思つております。

○村山(喜)委員　わからないようなわかつたような話でございませうが、時間が参りましたので、次の問題は後の委員に譲りたいと思ひます。

終ります。

○大原(一)委員長代理　戸田菊雄君。

○戸田委員　大臣が席を外されておりますから順序を変えまして、最初に国鉄の問題について若干質問をしておきたいと思ひますが、今回の「租税特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照表」の百三十六ページ、第八十条であります。日本国有鉄道の特定期間地方交通線に係る土地等

を取得した場合の所有権の移転登記等の免税”という制度が今回新たに設けられましたね。このことで後で大蔵省の方にはいろいろ質問をしてみたいと思うのですが、国鉄から常務が参っておりまして、三点についてひとつ見解を示していただきたいと思います。

その第一点は、国鉄財政再建措置法に基づいて、ローカル線の廃止等の問題については一応政令が確定して四十二線が出た、こういう状況ですね。そしてこれから地方に落としまして地方協議会を設置して、そこで代替輸送にするのか第三セクターにするのかということで種々検討を加える段階ですね。そしてそれをやってみたらいいという状況ですと、租税特別措置法で免税制度の受け入れ態勢がすでにできているわけで、大分手回しがいいと私は考えているのです。恐らく関係者と大蔵省は相談をされたと思うのですが、さしたって四十二線の廃止、近々中に七十七線来ましようか、そういう見通しができたのかどうかですね。たとえば、税法ではこういうことになっているのです。「建物の所有権、地上権若しくは賃借権の保存、移転若しくは設定の登記又は」云々、こうなっているわけです。だからそういう見通しがついているかどうか、これが一つであります。それからもう一つは、これはこの問題には直接関係ないのかもしれませんが、いま国鉄部内としては遊休地の売却促進を、財政再建に寄与するという立場で全体割りでやっているとありますが、けれども、そういう土地の売却状況を、額を含めてひとつ御説明いただきたい。

それから、今回の四十二路線対象で、これが全部処分をされたということになりますと大体どのくらいの総額になっていくのか、七十七線にいたったときにはどのくらいになるか等々の問題についても、その売却額というものについておわかりならば、あわせてお聞かせ願いたいと思うのです。

以上、三点です。

○加賀山説明員 お答え申し上げます。

法律が通りまして三月十一日に政令が施行になりまして、現在その政令に基づきまして選定をいたす計算基準、これは運輸大臣告示で示されることになっておりますが、この告示がまだ出ておりません。近々出る予定だと聞いておりますが、これが出ました段階で具体的に線路の選定を始めるという段取りをいたしております。御承知のように政令でまず第一段階の選定をするという計画でございまして、新聞紙上等で四十二線七百五十キロということが言われておりますが、現在これにつきまわりの具体的な適用除外条件等さらに確認をいたすことにいたしておりますので、その具体的な線名、キロ数は、最終的に確定するのにはまだ若干の時期を要すると思っておりますが、大体告示が出ました後一月ぐらいそういう作業をいたしました上で国鉄として大臣申請をいたしたい。その上で大臣の方で知事の御意見を聞きながら、承認がおりてくるということになりますので、最終的に決定になりますのは五、六月ごろにはなるのではないかと考えております。そして、そういう線区が決まりますと引き続き協議会を開始いたします。協議会の中におきまして具体的なバス転換にするのかあるいは第三セクター等への転換を図るのか、いろいろな協議がその中で行われていくわけでございますが、当然その協議の際にいろいろな条件というものがあるが、その中身として必要でございまして、したがって、その段階におきまして、当然バス事業に転換をして始める場合あるいは地方鉄道業として始める場合その他につきまして、その場合にかつてまいります税制の問題も一つの協議条件の中身という形になるわけでございまして、昨年で地上がりました法律の附則の中で、不動産の取得税等は免除するということが明示されておりますが、登録税につきましては、今回の法改正の中で一応諸条件を準備していただくという形になっているわけでございますが、したがって、二年間とい

うのは決して——これは最終的に二年たてばその段階でいろいろ対策を考へるという形でございまして、協議が早く調へば今年度中にも、当然協議の調ったものからバス転換あるいは第三セクターへの転換という事実も起こり得るわけでございまして、そういう意味におきまして、当然それらに伴います諸条件というものを準備していただくかなければならないというふうに考えているところでございます。

それから第二点の御質問の、いろいろな資産売却の実績あるいは今後のこの特定地方交通線に伴います売却等がどうなるかという御質問でございますが、五十年以降大体国鉄におきましていろいろな不用地の売却その他をやつてまいりました。五十年以降大体国鉄におきまして、五十四年度では百八十二億の実績を出しております。今年度、五十五年におきましては、予算上三百億の予定をしておりまして、鋭意この目標達成に努力をいたしているところでございますが、さらに五十六年度、現在御審議中の予算案におきましては六百億を売りたという計画で、現在いろいろ細部を検討しております。

また一方、法律に基づきましていわゆる経営改善計画を立てるわけでございまして、現在その最終的な詰めの段階にきておりますが、その中でも当然資産売却、いろいろな不用品資産の売却あるいは現在使っておりまして用地につきましても、さらうような対策を含めまして、現在検討を進めておるところでございまして、

その中で、当然、バス転換等になりまして廃線敷等が出てまいります。第三セクターへの譲渡につきましても、無償で譲渡、貸し付けというのを考えております。それからバス等へ転換いたしました段階で出てまいりました廃線敷あるいは駅舎跡地等、こういうものを有償でやるか無償でやるかという点につきましても、は、かなりこれからの協議の中身のあれにもよるうと思ひますが、過去の実例から申しますならば、

道路用地に廃線敷を提供したというような例もございまして。こういう場合は大体十分の一の価格で道路管理者側に譲渡をしているというようなのが大体過去の実績でございまして、過去私どもが線路をやりましたうち、約百二十キロ分ぐらいをそういう形で処分した実績が四十年以降ございまして、大体キロ当たり平均しますと二千四百万ぐらいの実績が出ております。

今後、いろいろ地域が変わるわけでございまして、それらの売却価格がどのくらいになるかというのとは個々に違ひますし、推定も大変むずかしいということ、それから転換をいたします段階におきまして、第三セクターならばこれは無償譲渡という形になりますし、あるいは道路に転用する場合でもその価格の協定というものは今後の協議の中でいろいろ決まっております問題でございまして、現在の段階では、具体的にその資産がどのくらいに見積もれるかということとはちよつと推定がまだできかねる状態にございます。

○戸田委員 申しわけありませんが、もう二点ほどちよつと追加してください。

その第一点は、いまのように第三セクターにいたった場合には、お話しされたとおり、処分ということになります。前途やってみなければ、坪当たり幾らで総額幾ら、その青写真はまだ出ない、こういうことです。それはよくわかる。同時に、地元へ行きまして、たとえば宮城のように丸森線が十七・四キロですね、福島まで持つていこうという計画だったけれども、どうもなかなか実現はしない、こう言つておる。ところが、地元の人たちはいま、この土地もおれたが提供した、労役も提供した、全部やつて、それでつくつてもらつたんだ。そういう地権者等の兼ね合いについては、これは全部処理はできているわけですか。それが一つですね。

それからもう一つは、いま、大体六月に地方協議会ができてそれ以後ということになることは定期的にわかりました。だからそれ以後の見通しということになりまして、さしあたり四十二

線でどのくらいの第三セクター受け入れがあったか、そういう方向にいくかどうかはこれからですが、その第三セクターで、民鉄とかあるいは自動車会社とかそういうものの受け入れ体制の想定は、まあ当たってはいないのでしょうかけれども、予想としてはどうですか。その引き取り人は出てきましようかね。その辺ちょっと聞かしておいってください。

○加賀山説明員 国鉄線には、先生御承知のとおり、国鉄自体で所有しておりますものと、鉄道建設公団がつくりまして公団の所有になっているものとございます。御指摘の丸森線は、鉄道建設公団がつくりまして公団の所有になって、国鉄が借り受けているという形でございますが、おしなべてそういういろいろな歴史がございますし、土地その他につきましてもいろいろ法的な権利関係というものは十分整理をしております。こういった問題、過去に、ずいぶん昔ですが、戦争中にいろいろ勤労奉仕をしたんだとか、いろいろな話を私も聞いておりますが、そういう地元のいろいろな対策等につきましては、転換交付金等も政府の方から助成をさせていただくということもなっておりますし、今後そういうものを含めまして協議会の中でそういう地域の方々の御納得いくような解決策を十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

それから、廃止あるいはバス転換の対象になる受け入れ側の話でございますが、現在、そういう国鉄の線ではございませんが、具体的な動きといたしましては、御承知の野岩線におきまして福島県並びに栃木県並びに東武鉄道その他がありまして、引受体制をつくりまして第三セクターをつくるという意思表示をいたしておりますが、その他のところにつきましてはまだ具体的な話は出ておりません。これからの問題でございますが、当然協議会の中でいろいろ御相談をしてみれば、いろいろな形におきます、いわゆる市町村なり地方公共団体が参加するものもございますし、あるいは民間という形で引き受けるというよう

な、いろいろケースは違うと思いますが、そういう方々が出てきていただけるものというふうに期待し、また、私どももそういう話し合いをまとめるべく努力をしてみたいと考えております。

○戸田委員 どうもありがとうございます。国鉄の案件、もう結構でございます。

それで、大臣、第一点の質問をいたしたいと思うのですが、今回の五十六年度予算編成に当たって大蔵省の方針としては、一つは財源不足、二兆円減額に伴ってどうするかということ、四つの方針を出した、こう理解をしておるのです。その第一は、経済成長による増収でやる、いわゆる自然増収論ですね。第二は、国が使う予算を徹底的に削減する、いわゆる行革、削減。それからもう一つは、この自然増収プラス——いわば一、二のセット案、これでいい。第四は、積極かつ大増税。大増税と政府が言ったかどうか、これはそういうことを取りざたされているわけでありませう。

それが最近に至って、鈴木総理は、もう来年度以降は増税はやらなないと。大蔵大臣もここでしばしばその質問に対しては、それはまさに天命だと考える、こういう決意を申されておるのですね。そういうことでいきますと、結局われわれの理解としては第二の、いわゆる行革、徹底した削減、そういうことでいきますと、こういうことになる。そういうことだと思いますと、こういうことになると、のじやないかと思うのですが、大臣はどうですか。

○渡辺国務大臣 私は来年度以降増税はやらなということは言っていないのです。大型間接税のよう新たな新しい増税は頭の中に考えない。それで歳出削減をまず徹底的にやる、増税のことを考える必要とするに歳出カットがなまなくらになつてしまふからそれはもう考えない、極力歳出の削減というものを行革とあわせてまずやるということだけでございませう。

○戸田委員 どうも微妙なことで、歯切れのいいところで言ってもらいたいのだけれども、大臣、いまの話をお聞きますと二段階論法じゃないですか。増税をやらなという言わない、しかしそれを考えると行革の方がなまなくらになるからこれは考ええ

に、さしあたって行革を大中心でやるんだ、こういうことです。結局二段階じゃないですか。どうですか。

○渡辺国務大臣 問題は、国民がどつちを望むかという問題でございますから、ことしも決して歳出カットをやらなかつたわけではないわけですが、五十六年度予算編成に当たっても御承知のとおり当然増が一兆九千億円あつたのです。これはなかなか抑え切れない。抑え込んでやると一千数百億程度でしょう。しかし増税は一兆四千億しかやらないのです。しかもそのうち政府が使え

のは、一般歳出に回せるのは一兆一千億なんです。すると一兆一千億で一兆八千億か九千億をちゃんと吸収して、そのほかにエネルギーや何か新政策にもお金をつけているわけです。そうすると、八千億円くらいのお金をどこで調達したかという話になります。それはやはり歳出カットあるいは抑え込み、あるいは一部皆さんからも非難を受けました。したがって給金でやるもの、六百六十億円住宅関係の予算を財投に回したというの、幾つかあります。そういうことをやってつくつたわけですが、まず来年度予算の問題に当たっては、ことは抑え込みや何かをやっても、法律の規定のあるようなものはできないわけですよ。法律を直してもらわなくてはできるわけがないのですから。増収の方だけは今回は法案を出して、特別法で電電公社からも出してくださいといつてつくつたが、歳出カットではそういう法案は出てないわけですが、だからそういうようなものを含めて、要するにこの際増税というものをまず考えないで、来年度の需要はどれくらいあるかということについては、いまのままで中期展望で出ているように二兆円近いものがあるわけですから、その財源をそれも抑え込む、しかしこれは全部は抑え込めないわけですから、その分をどこかで切るわけですから、まずそういう切ることを一生懸命やってみようということをお申し上げているわけです。それから先のこととは、それはできれば万歳で何も言うことはないわけですが。

○戸田委員 まずそういうことで重点的にやってみようということであれば、私の考えからいけばこの租税特別措置というのは、言ってみればこれは補助金でしょう。だからこういうものを一番最初にカットすべきじゃないかと思うのですが、ことに財政担当大臣としてその点はどうか。

○渡辺国務大臣 ですから、租税特別措置というものを直せば反面増税みたいになります。物の考え方によつては補助金だ、だからこれはカットしたつて補助金カットと同じだという考え方もあるわけですが、ですから、それはいろいろなことを全部考えて、そういう間接補助金カットは考えなければいかぬと私は思います。ですから、どれくらい歳出を抑え込めるか、どれくらいどうしても抑え込めないかということ、まずやってみなければわからぬわけですから、いま国会中でそこま

で手が回りませんので、国会が終わり次第早速始めたい、そう思っております。

○戸田委員 途中大臣が抜けるようですから順序を変えたのですが、あとは順序で聞いてまいりたいと思うのです。

さつき本会議でうちの佐藤委員も質疑に立つて、私はきのうちょっと所用があつて税調会長の小倉さんの見解を聞くことができなかったのですが、一貫して税制調査会の中期答申は実行していきたい、こういうことをほのめかしておるということ、さつき伺いました。そういうことになりまうと、一つは新経済社会七カ年計画、この関係で税制調査会ではこういうことを言っている。国民総生産の二〇〇兆円を見込税金を取つていきなうと思ふんだと言つております。そういうことになりまうと、これは経済企画庁の方にお伺いしたいのですが、経済成長は名目一〇〇、実質六〇です。最終年次のGNPは四百二十四兆円、これを土台にして税金を取つていくことになりまうと、五十七年、八年、九年、六十年の四年間の程度になりまう。

○河原説明員 お答え申し上げます。ただいま御質問のありました各年次別に新経済

七カ年計画でどのような税収のあれになるかというところにつきましては、七カ年計画自体が中期多部門モデルで六十年の姿を描くようにできていて関係で、途中年度の値というのが計算機上はいろいろ出てきますけれども、その目的からいっきまして六十年の姿を描く、それが大体そのときの国民所得三百四十兆円なんですけれども、その二六カ二分の程度になるということで、その税収も国税幾ら地方税幾ら、そういった関係で出てまいりませんので税調の答申と直に比べるわけにはいかないと考えております。

○戸田委員 それは大蔵大臣も再々言っていることなんで、何も符合させる必要はないから、試算でも結構ですが、出ませんか。五十九年度までは出ているのですからベースがはっきりしているでしょう。

○河原説明員 お答えいたします。

経済企画庁の立場から六十年度の租税収入を出しまして、それを逆算していまの税収と等率に結んで出せばある程度の数字は出るかと思えますけれども、これは以前出ておりました財政収支試算ベースのような計算になりました。つまり税調の答申の国税と地方税につきまして、そこを出発点として年次別の数値を出していくことになりまして、少し七カ年計画の考え方と異なりますので余り意味がないのじゃないかという気がしております。

○戸田委員 これはある計算を参考にしたのですけれども、GNP二%の税額でいまの平均名目一〇%、実質六%、これを土台にして、それで社会七カ年計画を土台にして一端の試算をやってみますと、五十七年度で六兆円、五十八年度で六兆六千四百億円、五十九年度で七兆三千五百億円、六十年で八兆一千二百億円、こういうことになりますから、最終年次までいきますと大体六兆円ないし八兆円のまきに空前の大増税、こういう状況なんです。税調で言っている試算でまいりますとそういう結果になるのです。これは大蔵省の経企庁長官は裏

では百も御承知のはずだと思のですが、その辺の見解はどうですか。

○河原説明員 ただいま先生が計算されました数値については、増税分ということでございまいしょうか。(戸田委員「はい」と呼ぶ)それで、いまの計画におきまして、先ほども申し上げましたように、各税目別、それから国税であるか地方税であるか、それから国民経済計算ベースの税収でございまして、日銀納付金だとかそういうものも入りますし、それで相対税を控除するというようなことを積み上げてやっておりますわけではございまいせんので、その分についてもどうとも言えませんが、それから租税負担率といふのは、自然増収といふますか、そういったもので上がっていても上がっていくわけではございまして、自然増収と増税分とを分けて二六カ二分の一のうちの増税分が自然増収であるかという計算もできないわけではございません。

ただ、税調のものは一定のGNPを置きまして、それと予算規模を、GNPの伸びと同じと見た場合に、国税の比率を二ポイントぐらいい上げることになる。それも自然増収の方を一%と見ておりまして、合計で国税の方が三%ということであつたと思ひますけれども、そういった計算になっておりますので、ちよつと企画庁としては税調の答申でもって租税負担率を幾らかという計算はできないことになっております。

○戸田委員 時間がないから端的に答弁してください。

それで、もしこれが試算として想定されたとすれば、主税局長どうでしょう、どういう税目なら六兆円ないし八兆円の税金が取れるか。いままでいろいろ検討された内容もあるでしょうが、税調でもそうだと思うのですが、どの税目なら大体この六兆円ないし八兆円のそういう税収を確保できるでしょうか。

○高橋(元)政府委員 六兆円ないし八兆円という仰せでございますけれども、税制調査会の中期答

申の基本的な考えは、国税の収入が歳出の中で八割を占めるようにしたい、それが財政再建と申しますか、特例公債から脱却するために基本的に必要だということを言っておるわけではございません。

そこで、今後歳出がGNPと同じスピードで伸びるといたしますと、これから五十九年度までに、一〇・七というのが一般会計税収のGNPに対する割合でございまして、それが自然増収、弾性値一・二、それから経済成長一〇%という前提のもとで、当時は六二%でございましたが、八〇%に追いつくのにGNPの二%ぐらいいは税制改正で国民に負担をお願いする必要があるということに申したので中期答申の基本的な思想でございまして、そこで六兆円ないし八兆円ということに固定的な意味があるわけではございません。本年度一兆四千億円で近い税負担の増を国民にお願いいたしましたので、その結果一般会計の歳出に対する税収の割合は六九%ということになりました。

五十五年度が六二%、五十六年度が六九%ということになったわけではございません。そこから八〇%という税収の水準まで到達を願っています。と、特例公債なしで国民の需要を賄っていくということがむずかしい。それをどうやっていくかというところまで実は中期答申は考え及んでいないわけではございません。したがって、所得税であればどうか、法人税であれば、これはとても財政を支えるだけの力がなさそう。そうすると新しい間接税はどうか、こういうことを検討しておられるわけ。私どもは、いまお尋ねでございまして、即座に中期答申の基準を満たすためにどういう税目を選ぶかというお話に対しては、お答えするだけの用意を持っておりませんので、お答えします。すべてそれぞれの年度で社会、経済情勢というものを踏まえて、毎年度の税制改正の中で考えてまいりたいこと以上のお答えはできないことをお許し願いたいと思ひます。

○戸田委員 それからもう一つこの際聞いておきたいのですが、それは大蔵省の財政収支試算で

すね、いまの税の伸び率、この見込みで計算してまいりますと、これもある計算ですが、五十六年度で一兆一千三百四十億円、五十七年度で一兆三千六億円、五十八年度で一兆四千八百億円、五十九年度で一兆六千九百四十億円、六十年で四兆九百八十二億円、大体こういう状況になっていくようでありまして、この辺の試算は数字として持っていますか。持っていればちよつと教えていただきたい。

○高橋(元)政府委員 ことし予算委員会、それから当委員会にお出ししました「財政の中期展望」、これの中の税収の見方は、これは経常部門と投資部門と合わせて全体として一・七%の経済成長率に対して弾性値一・二という中期的な見方をしまして、毎年一四・〇四%ずつ税収が伸びるという計算をしてここに書いてあるわけではございません。それを投資部門と経常部門に分けて書いたわけでございまして、したがっていまちよつとお示しの数字は私どもそうであるともないとも直ちにお答えできないわけではございます。(戸田委員「超過税収」と呼ぶ)

これは現行の、つまり五十六年度当初に持つております税制が今後続くという見方でございまして、から、これの中の税目がどうであるかということではございません。所得税からトランプ税までまぜまして、全体の税収が毎年一四・〇四%ずつ伸びていくという想定を置いていくということがこの試算でございまして。

○戸田委員 余り時間ありませんから大ざっぱなことを聞いて……。

もう一つ特例公債の解消問題ですね。これは御存じのように財政収支試算でもって明確に出ておるわけですが、この大蔵省の一月の試算内容によりますと、公債残高が六十年で一六・八%、こういう状況になってまいります。ですから、たとえばいま主税局長がお話された超過税収あるいは財政収支試算の歳出減少額、これも昨年より一%減少でことしは四・三%、これを抑え込んですね。だからこの程度でいけば、やはりこれに對

する支出減額もあわせて出るわけですから、それと超過税収、それから自然増収とを含めると、これは五十七年から八年の間に特例公債の解消は実現できるのではないかと、スピードアップできるのではないかと、こういう考えを持つのですが、この辺はどうですか。

○吉野(良)政府委員 先般国会にも御提出申し上げました「財政の中期展望」の試算によりまして、御指摘のように五十七年度におきましてはいわゆる自然体で推計をいたしました歳出と、それから歳入面につきましては、先ほど主税局長からも御答弁がございましたが、いわゆる自然増収のみという考え方で推定をいたしました歳入の数字との間に、御案内のように約二兆七千七百億円の差額、ギャップが生じているわけでございます。同様にまた五十八年度におきましては、その歳出と歳入とのギャップが四兆九千六百億ということに相なっているわけでございます。

で、これも先生御指摘になりましたが、特例公債を五十九年度にとまかくゼロにするという前提に立ちました場合のギャップでございます。この五十七年度に一応試算をされました二兆七千七百億といいますが、これは先ほど大臣からも、基本的な考え方として御答弁がございましたが、まず何よりもやはり歳出の削減、広い意味での行政改革も含めまして現在の制度なり運営のルールなり、そういったものにまでメスを加えてまいりまして歳出削減に全力を挙げてまいります。五十七年度におきまして御提出申し上げております歳出の推計の水準よりも二兆七千七百億という大きな歳出削減がもし可能でございますれば、事柄の筋道として五十七年度の要調整額は解消をされる。そういった筋道と同様に五十八年度も筋道を通りまして、五十八年度に四兆九千六百億円の要調整額を解消し得、さらにまた五十九年度に六兆八千億に上ります同様の意味の歳入の面のギャップを解消し得ますならば五十九年度に特例公債から脱却が可能である、こういう姿が描かれていくわけでございます。

○戸田委員 そこで、所得税の問題についてちょっと見解を聞きたいのです。

経企庁が参っておりますから、最初に五十六年度の公共料金値上げ、相当大量にわたって行われるわけですが、過日、二月段階で何かお伺いをしたときには、今次公共料金値上げ等に伴って物価波及、消費物価の引き上げ、こういったものは大体〇・八%程度だ、こういう見解。どうもそれじやおさまらないのじやないかというのが私の見解ですが、これはどのくらいに考えておりますか。その内容をひとつ教えてください。

それからもう一つは、非消費支出の推移が非常にふえてきておりますね。これは一体どういうふうに見ているのか。

それから給与所得の階層別納税人員、これも大分ふえてきておりますが、これはいいです。大体大蔵省の資料にも出ておりますから。

前段二つの問題についてまず見解を示していただきたいと思ひます。

○齋藤政府委員 先ほど五十六年度について〇・八%に見えておるといふ御指摘がございましたが、これはちよつと誤りでございます。五十五年度の公共料金のうち予算関係のものについて当初〇・八%という見込みを立てておりました。(戸田委員「補正を含めて」と呼ぶ)いや、当初でございます。五十六年度につきましては、公共料金のうちの予算関連のものとして現在大体〇・三%程度というふうに試算をいたしております。予算関連以外に当然公共料金がございすけれども、これにつきましては、今後事業者等から申請がなされてその上で決まるものでございすから、現時点で、これにつきましてお答えするのには差し控えておきたいと考えております。

○戸田委員 ちよつといふ内容について読み上げますから、この範囲のものでいまの見解ですか。それはたとえば、消費米価、これは四月一日、三・一五%、それから消費者米価、これが五・六%、それから国鉄運賃九・九%、国立学校の入学金、受験料、高校入学金、受験料、郵便料金、はがき、

これは三十円から四十円、封書が五十円から六十円、はがき二十円から三十円、塩、平均三・二%等々四月以降、一月二十日のものもありますが、この範囲でですか。

○齋藤政府委員 御指摘のような品目を含めまして、〇・三%程度ということでございます。

○戸田委員 経企庁にお伺いしますが、予算委員会で総理初め回答しているのは七%程度で当初努力をする。しかし、これは八%に近い七%台でいかざるを得なくなるのじやないですか、五十五年度、どうですか。

○齋藤政府委員 いまのところ本年度につきましてはどのくらいになるという公式の計算を実はいたしていないわけでございますけれども、CPIにつきまして現在わかっております一月の全国の水準が仮に横ばいになるといふ計算をいたしますと、五十五年度の前年度比上昇率は七・七%という計算に相なります。

○戸田委員 どの時期までいったらこれは明確にわかりましようか。それが一つです。

それからもう一つは、非消費支出の推移についてちよつと伺つたのですが、五十五年度でいいですか、わかつたらひとつ。

○齋藤政府委員 五十五年度の全国のCPIが出るとは四月の末というふうに予測されております。

それからもう一つお尋ねの非消費支出につきましては、これは対前年増加率で五十五暦年は一二・六%という数字が総理府統計局調査によつて出ております。

○戸田委員 時間がありませんからこちらで資料の話をして、間違つておる点があれば御指摘を願ひたいと思ひます。

そこで大臣、物価上昇はやはり七%を超すことはもう間違いない。非消費支出も一二・六%、これもやや上がつてくる。それから給与所得の階層別も大蔵省の資料によつてもおおむね二十九万人ぐらゐふえてゐる。さらに源泉徴収課税の見込み人員も同様にふえてゐる。給与所得と税金の関係

は一つの例だけ申し上げますが、サラリーマンの五十六年分の税金で試算をしたのですが、三百萬円の収入で五十五年分、夫婦と子供二人、これが仮に五%ペースアップということになると三百十五萬円、八%で三百二十四萬円、一〇%で三百三十萬円、これではまいりますと大体五%で税額で三・九%増ということになる。八%の場合ですと四・一%、一〇%で四・一%、こういうことになるのです。そうしますと、今回一兆三千九百六十億円等を含め自然増収四兆五千億の半分以上が大體源泉もしくは勤労者の税金、こういうことで取つていくわけですね。物価がこういうこと。さらに公定歩合の引き下げによつて、私の計算ですといままで五十年以来おおむね九回ぐらゐ、その間若干二回ほど引き上げもあつたようでありまして、これによつて貯金目減りはずつと計算して七兆円ぐらゐ。踏んだりけつたりという状況じやないでしようかね。それで大蔵省も確かに若干所得税の改善措置はやりまして、二十万を二十九萬に控除額を上げるとか、二、三点についてやりまして、しかし一貫して税率と最低限、そういうもの大増税、実感として実質的にも非常に重税感というものを感ぜている、これが私はいまの勤労者の大部分の考え方だと思ひます。それが二千萬人以上上るわけですから、こういう問題について、やはり五十七年度、むしろいま勤労者の皆さんが要求している物価調整減税ぐらゐは最低やるのが当然じやないだろうか。仮にこれがどうしてもこのとしてできないという状況であるならば、財政特例法でもつて、これから戻し税何かかわかりませんが、三千億見当やという腹づもりの方ですが、それに含めて五十七年度以降はどうしてもこの税率ないし課税最低限というものを含めて全面改善措置をとるべきじやないかと考えますが、その辺の見解はどうでしょう。

○渡辺国務大臣 それは課税最低限を動かしておりませんし、税率を動かしておりませんから、月給が上がれば上がった分について課税がふえる、

これはもうやむを得ないことでありまして、私なども六五%ぐらい大体取られますけれども、それはやはり極端なものですよ、正直な話が、身をもつてひしひしと感じておるわけですから。しかしながら現実の問題として、現在の財政事情から見てもなかなか大幅な所得税減税をやる状態はない。もう一つは、課税最低限は諸外国と比べて日本は非常に順調に引き上げてまいったわけですから、それがここに来て足踏みしているということも事実でございます。

したがって、今回は増税もお願いしなければならぬという状態の中なので、ひとつそれは御勘弁をいただきたい。税金は払えない人は――物価が上がった分だけ、もつと所得の少ない人の方があるいはひどいかもわからない。したがって、そういうこともあつて所得税減税は御勘弁をお願いしたいと言ってきたわけですが、いろいろな関係があつて各党との交渉もあり、議長裁定も出たこととございまして、私はその議長裁定の線には文字どおり忠実にそれは尊重しますということを申し上げておるわけです。

五十七年度以降については、これも問題は財源の見通しの問題でございますが、一方あなたのおっしゃるような現実の姿もある。そこで私はかねてから直間比率をもう少し何とか動かせないかなというところをお願いしてきたことは、全然考えないわけではなくて、何か財源的に余裕が出れば考えたいという気持ちがあるから言ってきたおるわけでございます。ですから歳出のカット、それから景気を維持して自然増収がどれぐらいとれるようにするか、これもやはり景気をよくしなければなりません。そういうようなこと。それからまた別なことが何かできて、しかも財政再建の見通しが立てば、私は所得税減税に決してやぶさかではございませんというところをかねて申し上げておるわけでありまして。

○戸田委員 租税特別措置について若干見解をお伺いしたいのですが、配当所得、これはうちの塚田議員の要求資料でありますけれども、大体捕捉

率六千三百九十億円、減収額五百八十億円、これは見積もりで確定じゃありませんが。それからもう一つは利子の関係は、少額貯蓄の方も入つておりますが、六兆三千八百六十億円、こういうことになっておるのですが、これは明らかに改廃の問題で、五十九年度グリーンカード導入に伴つて、これは廃止をいたします、総合課税にいたしますということはもう決定をされているようでありますから、それはいいのですが、どうもそのグリーンカード導入について最近何かいろいろ争いがあつて、どうも当局の姿勢も危なくなつてきたのじゃないかといううわさが巷間伝えられるのですが、これは大臣どうですか、大丈夫ですか。

○渡辺国務大臣 それは私もとしては、かねてこれも繰り返して申し上げておるように、所得の公正な捕捉という点からやらなければならぬ。しかしながらこれについては、いまの税率というのは理論的には八千万円以上九三%も取られるというような仕組みになつておつて、八千万円の最高限は二十年間動かしてないでしよう。二年や三年の話じゃないのです。物価調整から見たら何倍か違つておるということでも動かしてない。そういうような問題もあるから、恐らくそれが実施されるというときまでには所得税の仕組みというものについても抜本的に考え方を直視をする必要があるんじゃないかということもかねて私は言つておるわけです。それはグリーンカード制度を定着させていきたいという考えから申し上げておるわけでありまして。

○戸田委員 それからもう一つは銀行の貸し倒れ準備金の問題ですが、これは最近、こういう事実があつたのです。たとえば弟が事業をやつておつた。その保証人になつた。銀行からその他一千万円ぐらい借りた。ところが残額が七百二十万円ばかり残りまして、本人は夜逃げしてなくなつた。自分が、連帯保証人が払わなければいけないようになった。勤め人ですから持つておる金がない。やむを得ず、まだやめなくてもいいのですけれども、職場をやめて退職金で充たせざるを得ない。

言つてみれば、銀行の貸し付けの場合はそのくらい厳格ですね。容赦ない。不良貸し付けが出たにしても、これは絶対取りつづぐれないのですよ。払えなければ、家と土地を持つていればそれをちやんと取つておるのです。確かにいままで、千分の十五からいろいろ努力をまいりまして、今回千分の三まで下げた、こういう努力については私も多としますが、これは仮に年度内、決算期までに取れないものでも決算期が変ればまた追及して取つていくのですから、絶対取りつづぐれないですね。それが大蔵資料でも約一兆円を超えていく、こういう状況ですね。だからそういうものにまで政策減税をやる必要があるのかどうか。これは即刻、でき得れば全廃でもいいと思うのです。銀行だつていろいろあります。借金もあれば相銀もある。あるいは地方銀行もあれば都市銀行もある。いろいろ段階があるから、そういう点ではいろいろ差別があるでしよう。ありましようが、そのくらいぴちちとやつておるのですから、それでおまけに大蔵省も何年も努力をされてきたけれども、歩積み面建てだつてまだ銀行はやつていますよ。通達を何回も出して何十年とやつてきたけれども、まだそういう点が徹底しない。なぜそういう状況なのか。これはどうですか、大臣。

○渡辺国務大臣 それはいままで千分の十五とか、ゆるふんであつたことは事実なんです。ですからこれは相手方に言わねばいい分もあつて、担保はとつておるけれども売れない担保をみんな持つてしまつてなかなか売れ口がない。そのうちに金利がどんどんかさんでしまつておる。私もそういうような現実を幾つも知つておる。特に中小のところなんかにつばいあります。そういうような実態もあつて、なかなか処分もできないで困つておるところもある。そういうのが数字の上にも出てきますね。現実に貸し倒れになつて整理したものが千分の一ちよつとくらいでしよ。ですから、そういうふうな、しかし表に出さ

ないで焦がついておるものもある。したがつて、今回は千分の五から千分の三に下げましたが、さらに実態を見て実情に合うようにしていきたいと思つております。

○戸田委員 これは実情に合ったような指導を含め、監督を含め、行政措置をあらゆるものをついでいくでしょうが、いま大臣がおっしゃられたこととで私はいいんですけれども、ひとつそういう点の再見直しですね、これを一回やつていただきたいと思うのです。私たちがもう出せというなら現実には幾らでもあるのですから……。だから、そういう面を踏まえてこれからの制度的な改廃等については私たちも努力をしてまいりたいと思つています。

最後にお伺いしますが、政策減税を各税目ごとに私も拾つて――きょうは時間がないから一つで終わりますが、関税が今回改正になりますね。これは基本的に私は賛成です。党もそういう態度です。ただ、一つその中に原子力用品とか飛行機とか、あるいは重油の脱税、そういった問題について一貫してやはり関税の部面から政策減税をやつておるんですね。額を聞きましたが、余り多い額じゃないのですよ。だから、この手のものなら確かに原材料を安く買つて、そしてコストをできるだけ低くしていつて、経済全般に余り多くの影響を与えないという配慮はわかりますけれども、その問題が一つありますので、この問題に対する見解をひとつ伺ひしておきたい。

それからもう一つは、最近多国籍企業というのが、日本も諸外国へ大分進出をしておるわけですが、そういうものに対する脱税といひますか、南アメリカ等に参加するものと税金のかららないところがいっぱいあるわけですから、そういうところ投資をして、そこを事務所にしていろいろやつておるということもあるが、きょうは時間がないから、具体的に触れるわけにまいりませんが、いま国際的に日本の経済も全般的に大進出をしておるわけですから、そういう脱法行為その他に対してどういう処置をとつておるのか、時間ですから、

最後に二点だけ伺って終わりたいと思います。
○清水政府委員 前半の関税の問題について私からお答えさせていただきます。

御指摘の関税におきます減免制度という政策的な措置につきましては、従来からも毎年度の改正の機会にこれを見直すように努力はいたしてきておりまして、そういったしまして、制度の設定の趣旨と、それから主としてこれは国産が可能などうかというようなことに着目してやってきておるわけでございますが、国産可能なものは逐次これを除外していくということはいたしてきておりますが、今後におきまして御指摘の御趣旨を踏まえまして、業界の実情等をよく把握いたしまして、きめ細かく見直しの努力を続けてまいりたい。具体的には今回の暫定措置をお願いいたしておりますけれども、四月からの問題にいたしまして幾つかのものにつきましては見直しをして減税幅を縮減していくというようなことを鋭意検討いたしておりますので、御了解を賜りたいと思っております。

○梅澤政府委員 ただいま委員がおっしゃいました多国籍企業の問題も含めまして国際間の所得移転の問題あるいは課税の適正化の問題でございますが、これは先ほども御議論がございましたように、五十三年の税制改正でいわゆるタックスヘイブンに対する課税の強化を図ったわけでございますが、今後の検討課題といたしましてはトランスファープライシングの問題も含めまして、これは国際経済情勢がどんどん進展してまいりますので、諸外国の法制も必ずしもまだ定着していない、非常に流動的な状態でございますが、そういう点の検討も含めまして今後真剣に取り組んでいきたいというふうに考えておるわけでございます。
○戸田委員 ありがとうございます。これで終わります。

○大原(一)委員長代理 柴田弘君。

○柴田委員 最初に行政改革とそれに関連して五十七年度の予算編成の方針について大臣にお聞きしてみたいと思います。

大臣の記者会見における発言あるいは昨日の土

光会長との懇談、そしてきょうの本会議、また当委員会における発言等、いろいろとお聞きしておりました。だんだん大臣のお考え方もより一層鮮明になってきたと思うわけであります。当初は大臣は、とにかく五十七年度大型新税は導入をしない、それから既存の税制による増税も考えない、思い切った歳出削減によって予算編成をする、こんなふうな御発言になっていたわけであります。

昨日の土光会長との会談によりまして、いまの段階では経済協力の問題があり、あるいはエネルギー対策の問題もある、社会保障の問題もある、そういったことで、やはり税収の見通しがつかないで増税一切なしとは言えない、こんなふうな御発言になっておるわけです。

そういうふうな考えてまいりますと、いまま委員会でのやりとりがあったわけでありますが、とにかくここではつきり言えることは、五十七年度の大型消費税は導入をしないが、しかし既存税制の見直しによつての増税というものは考えていかなければならない場合もあるのではないだろうか、これが一つです。

それからもう一つは、大臣、五十七年度はとにかく大型新税は念頭にないわけですね。これは導入しない。ところが、五十八年度以降、これはもう導入をしないとはいえない、こんなふうな理解を私はいたしておりますが、そのような考え方でよろしいかどうか、お聞きをしておきたいわけなんです。

○渡辺国務大臣 大体そんな考え方だと私は思いますが、要は、要するに歳出を守っていくために歳入があるわけですから、だから歳出がなくなつてしまえば歳入は必要ないのです。

(大原(一)委員長代理退席、山崎(武)委員長代理着席)

ですから問題は、仮にそれじゃことしと同じ予算を来年組みますよと言うと、またゼロリストなんという話になってしまふから、またゼロリストなんが、それじゃゼロベースで同じくやれと言われて

も、たとえば年金を預かつている厚生省では、老人がふえるのに年金をふやさないと、人の数が増えるのだから、じゃ、年金の国庫補助額でも少なくするのかわという話になります。なかなかむずかしい問題があるという話になります。一つの例だけれども、ですから、そういうふうになかなか切りづらいいものもあるでしょう。それからエネルギーをふやせ、これは一番大事な政策だ。もう世界に対して約束したみたい、とにかく海外経済協力は倍にするという言つちやつたわけだから、過去五年間の倍にこれから五年間でしますということになれば、こういうものもふえるわけです。そういう分を、既存のものだけで当然ふえていくものを全部はめ込めるかどうか、これはやってみないことにはわからないのです。しかし現在の法律制度はそのままでできつこない。したがって現在の法律制度にも改正する案を出さなければ、とても二兆円からのふえるものを規模をふくらまさないと抑え込むということは不可能に近いと私は思っています。したがって総理もきょうおっしゃるやうに、これには国民の代表である国会の皆さんの御協力を得なければ困りますから、総論賛成、各論反対では困りますよ、そのときにはぜひ御協力いただければできつこないのは最初からもうわかっているのです。政治生命のかけようがないわけですから、それは総論に賛成いたしたく以上は各論でも御賛成をいただくということを頭に置いたのではだめだから、増税はないという前提で、まずシビアなものををつくつてみようというのがいまの心境です。

○柴田委員 いずれにいたしましても、行政改革、思い切った歳出削減によりまして五十七年度予算編成をしよう、これが天命である、あるいは政治生命をかけるという総理並びに大臣の決意であるわけでありまして、こういう背景には、私が考えますのは、五十六年度の予算編成、つまり一兆四千億に及ぶ増税、しかもそれが、いつだったか当委員会におきまして私が御指摘をいたしましたように、とにかく会計検査院から五千七百億円に及ぶむだ遣いを指摘される公費天国、あるいは行政改革も本当にお茶を濁した程度のことである、あるいは私立医大に見られるような補助金の制度のあり方、確かに財政再建ということについてはその必要性を国民が認めておつても、そういったいろいろな現実がある間は増税路線というのは国民の理解は得られないであらう、それは政治不信を招くであらうということを私はたしか御指摘を申し上げて大臣の御見解を伺ったわけなんです。そういったいわゆる五十六年度予算の増税路線に対する反省があったればこそ、五十七年度の予算編成については思い切った歳出削減、できる限りの行政改革、そして大型新税はよらず、こういった政治生命をかけた決意表明になった、私はこんなふうな理解しておりますが、簡単に結構です。御答弁をお願いします。

○渡辺国務大臣 私も反省はないわけじゃないが、やはり増税の効用でして、増税という問題が出たものですから、それならもつと経費を切れという国民世論になったわけです。国会の中でもこんな歳出を切れ、行政改革をやれ、切り方が足らないという御議論をいただいたことは初めてじゃないか。国会というのは国民世論を敏感に反映するものだと思つて私は感心しているのです。増税がなければこんな話はどこからも出てきませんよ、政府、出さない、出さないと言っただけ。しかも政府はもう借金はいらないのですから、出すのにはどこかでいいたかなければ出せないのだから、ではいいたくないよとなつたものですか、それは困る、もつとむだ遣いを切れ。しかし問題は、どこに幾らむだ遣いがあるからという問題で、部分部分少しは言つてくれませんが、何千億にも及ぶようなことを――軍事費を切れなどと言う人もありますけれども、そういうことはわが党としてはなかなかむずかしい話なので、そういうふうな具体的に例示をして何千億というものをそろえてくれれば、われわれも一緒に真剣に考えた、そう思っております。

○柴田委員 この歳出削減、広い意味においての行政改革ですが、この中身につきましても、もちろん第二次臨時調の審議結果の答申を受けて行われるということも考えられるわけですが、財政当局としてはここで一つの明確な指標というものがあつてはべきではないか、こんなふうに思います。ちなみに五十六年度予算の編成については、一つは国債減額二兆円ということ、それから予算の伸び率が一けた台、こんなようなことが指標になつておつた、こういうふうな思ふわけがあります。

それで私は大臣に突っ込んでお聞きしたいわけでありまして、この五十七年度、いわゆる大型新税を導入しない、増税もなるべくやりたくない、こういうことを前提に置かれて予算編成をされると思うわけでありまして、この目標といふか指標といふか、そういったものは、たとえば国債の減額がどうかといったことも含めて、具体的に「財政の中期展望」もあるわけでありまして、御答弁をいただければと思います。

○渡辺国務大臣 まだ具体的には何も決まつておりません。「財政の中期展望」にあるように、要するに五十九年度までに赤字国債から脱却するということです。あとはいま言ったようなことで、まず歳出のカットというもので対応していきたい。経済はやはり順調に伸びてもらわなければ自然増収は入らぬわけで、予定の税収も入らぬなどというところでは困つてしまうわけですから、そういうようなことにも配慮をしながらやっていきたいと思つておるわけです。

○柴田委員 「財政の中期展望」は財政運営の一つの手がかりだ、これは大臣がしばしば予算委員会等で答弁をされておられます。歳出のカットの規模というものは、先ほどの議論にもあつたわけでありまして、やはり五十七年度は、ここで示された要調整額が二兆七千七百億ですか、その辺が一つの規模としては考え得るところではなからうかなというふうには私には考へるわけです。具体的な目標がないとおつしやるわけですが、そこ

ら辺のところはどうなんでしょう。

○渡辺国務大臣 ですから「財政の中期展望」は一つの見方なんですから、あのままでは、切らなければふえてしまうわけです。具体的にどういふふうな洗い直しをするか、いまだ五十六年度予算の審議中でございまして、予算さえも上がつていないというのに、その次の上がらない予算の話をして議論したつて余り意味がないわけですし、一刻も早く予算を上げていただいて、税法等も歳入法案も上げていただいて、早く国会から解放していただいて早速にそれに取り組めるようにしてもらいたいと思つております。

○柴田委員 確かに大臣のおつしやることも一理あるわけでありまして、やはり来年があり、いまあるわけですから、しかも政治生命をかけて歳出カットをやるというのですから、これは五十六年度予算の反省があり、五十七年度予算の編成がある、こういうふうな考へておりますので、そういったことをお聞かせいただくことが大事ではないかと私は思つて御質問をしておるわけでありまして。

それで、ゼロリストというものを昨年出されました。これはいろいろな見方がありました。評価をする方もありましたし、いや増税キャンペーンの一環だという批判もあつたわけです。私が考へますのに、これはやはりこういふものでなくて、思い切つた歳出削減をするんだ、行政改革をやるんだ、こういうときには、財政再建のために、中期展望を踏まえた第二次臨時調の答申もあるわけでありまして、それを踏まえて再建期間中の中期展望に立つた財政再建計画といふか、あるいはまた行財政計画と言つてもいいと思ひますが、そういったものを国会の方に提出をしていただいて、先ほど大臣がおつしやいましたように国会で議論をしていく必要があるんじゃないか。しかも、これはすぐまたお聞きしようかなと思つていますが、総理が秋には行政改革の臨時国会を開く云々という話もあるわけでありまして。そういったことで、やはりそういった中期的な財政計画を提

出をされることが必要になつてくるんじゃないか。それが国会で審議される一つのたたき台にもなりますし、また同時に、国民大衆、各界、各層に対してこういつた考へ方で財政再建を進めていくんだぞ、行政改革を進めるんだぞ、こういつた議論ができる一つのたたき台として私は必要になつてくるのではないかと、こんなふうな考へるわけでございます。どうでしょうか。

○渡辺国務大臣 自由主義体制では、厳格な意味での計画といふものがつくつてもそのとおりならぬわけですが、一つの目安、ガイドライン的なものとしてはありますが、計画というきちんとしたものをつくつても、経済は変動しているわけですから——早い話がソ連だつて中国だつて計画をつくつたつて全然合わないわけですね。ああいうふうな計画経済の国ですら合わない。おてんとうさま一つで農産物などというのは違つてしまふわけです。だからそういう計画といふのはむずかしい。

もう一つは、その計画の基礎になるところの制度といふものが、いまのままでほとんど広がつていくわけですから、この制度を変えんといふことをやらない限りは、いまのままで計画をつくつたつて仕方ないですね。制度をこういふふうな直そうという決意がまずでなければ、それに皆さんの御協力を願わなければならぬといふこの問題でみんな利害関係が違ふわけです。だけれども、その中で最大公約的にいけるものはこの程度のものだといふものは、われわれは制度を変更する上において原案を出さなければならぬ、それに対して皆さんからも私は御意見も聞きたいし、うに具体的にもし出してもらつて、そういうふうにしてもらふと、ただ切れ切れと——私も一生懸命やるのですよ。やるけれども、各党知恵を持ち寄つておれたちの意見も尊重しろ、ここを切れといふ案を出してもらつたら非常に私は参考になつて、一緒にやつてやらしていただきたい、そう思つてゐるのです。

○柴田委員 大臣、私が言つてゐるのは、命をかけて行革をやるんだ、歳出カットをやるんだとおつしやつてゐるのですから、これはもちろんいろいろな各党の意見を聞くことも事前には大事であります。命をかけた以上はこういつたものですよといふことを、そのとおりにするかならぬかは別ですよ、いまソ連の話が出たわけでありましてけれども、私はたたき台を出さないと言つてゐるのです。ゼロリストということじゃなくて、議論をしましょう、そして国民各界、各層に御意見を聞きましよう、アピールしましよう、こういうことを正直に申し上げてゐるわけでありまして。そういうものなら出せるでしょう。

○渡辺国務大臣 出したいと思つてゐます。○柴田委員 出したいといふことでありますが、いづれにいたしましても、そういつたたたき台になる中期財政計画といふものが出されなければ中期展望に立つた財政再建論議ができないということ。それから、わが国の経済成長もいままもなくとも五％程度の成長が定着するかどうかという分岐点にあると思ふのです。そうすればこの意味からある程度責任を持った中期的な財政運営といふものを示す必要があると思ふ、そういう意味で出しなさいと言つてゐるのです。

それからもう一つは、今国会の議論をいろいろと見てまいりまして、五十六年度予算案審議を振り返つてまいりますと、所得税減税、福祉の問題、物価安定の問題、いろいろな議論が交わされました。もちろん行政改革の問題、補助金整理の問題等も議論が交わされた。結局そういう諸問題、その是非の問題はみんな財源問題に帰着する、ことが多いわけなんです。ほとんど財源問題だと言つてもいい。その際に議論を交わしたとき台である中期展望に立つた計画性を持ったものが示されてしかるべきである、こういうふうには私は思ふわけです。これは政治の責任なんです。だからひとつ、出したいといふことですので、ぜひとも出していただくように要望しておきます。中期的な展望に立つた中期財政計画……（渡辺国務大臣「財政計画は出すと言つてゐない……」と呼ぶ）たた

き台です。それを出しなさい、こういうふうになて要求をしておきます。

次は、所得税の問題に入らしていただきます。

先ほど大臣が答弁なさっておりましたが、わが国の所得税の累進税率のあり方、その中に不公平感を助長するものがあるのではないかと、こういうふうにも思います。御承知のように六十万以下の一〇％から八千万以上の七五％まで十九段階の区分、これを住民税を考慮に入れますと軽減措置を含めても最高八〇％以上の税金を徴収されるということになるわけです。それで高額所得に適用される税率を引き下げること、これはいろいろの議論がありますので私は大臣の真意だけをお伺いして次の問題に行きたいわけでありすが、いずれにいたしましても大臣がそういう発言をなされて、果たして高額所得者というのはどの程度わが国にいらっしゃるのか、こういうふうになつと大蔵省の方の資料をいただいで計算をしてみましたら、一・四％なんです。これは二千万以上で一・四％なんです。それは確かに大臣がおっしゃる通りに、グリーンカード制実施に伴つて総合課税になるのだから、勤労意欲というものがなくなるといふか、総合課税移行のときにはこういう問題も一遍考えなければいけません、こういうことであるわけでありすが、果たしてわが国の経済社会というものが今日そういう勤労意欲がなくなるような経済社会であるか。私は、まだまだ競争意識の強い社会だと思つて、所得者の所得税減税云々と言つておるときに、グリーンカード制の批判をかわす一つの見返りとしてこういうことをおっしゃるといふことが時宜を得たものであるかどうか、私はちよつと疑問に思つておるわけなんです。この辺、これは私だけの考え方ですから大臣と食い違つてもしょうがない。またこれについての御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つ、所得税体系を見直すといふ

ことであるわけでありすが、税率の区分の問題で大臣の御見解をお伺いしたいわけです。先ほど言いましたように課税所得に關しては日本は十九段階ですね。これはやはり細分化されているところにも問題があるのではないかと、こういうことは、収入の変化に應じた税の徴収が行いやすい、こういうメリットもあるでしょう。ところが一方にデメリットがある。このデメリットが大きい。収入が少しふえただけですぐ税金をがつちり取られる。物価高、インフレが進む昨今におきましては、名目賃金のアップが実質ダウン、こういう現象がサラリーマンの家庭を苦しめておつて、現実にはこれはサラリーマン家庭における一種の不公平感といひますか、税金を納めたくないなという厭税思想というものにもなつてくるのではないかと私は考えるわけです。

欧米各国の税率区分を見てまいりますと、日本は十九段階であります、アメリカが十七段階、イギリスが七段階、フランスが十三、カナダが十三、オランダが十、オーストラリアに至つては四段階、スウェーデンが十三ですが、こんなふうな日本より税率の段階区分が緩和されているといひますか、なつてゐるわけですか。

ですから、せつかく所得税の体系を見直されるのであるならば、こういう細分化された十九段階の税率をもう少し段階数を少なくして緩和したらいふのだらう。そしてサラリーマン家庭においてのそういう不公平感なり厭税感というものをやわらげる方向へ行くべきではないか。これは一種の不公平税制の是正にもつながつてくるのではないかなという気持ちを私は持つてゐるのですが、どんなものでしょうか。

○渡辺国務大臣 日本分類が細か過ぎると言へば細かいかもしれませんが、これは非常に親切にできておるのです。

たとえば高等学校が何かを卒業して見習いで入つて、年間に七十九万円しかもらなかつた、あるいはそれ以下だつたという場合は税金がかから

ないわけですよ、給与所得者で、給与所得控除五十万円、自分の基礎控除二十九万円。その人が一年目に今度は二十万円月給が上がつたという場合、課税最低限を超えて二十万円上がつた、それは日本なら一割で二万円の所得税で済む。イギリス方式だったら六万円となるわけです。イギリス方式は最初から三〇％。それで、二年目になつてまた二十万円上がつたという場合、日本だったら四十万円上がつてその一〇％だから四万円が済むわけです。イギリスだったら三割で、三、四の十二万円となるわけですね。ですから、低額所得者についてはゼロから六十万円まで、課税されるようになって六十万円までは一〇％でいくものを――

一遍に六十万円なんか上がる人はいないですね。低額所得者が最初の一年で六十万円上がることはあり得ない。六十万円上がるには三年なり四年なりかかるでしょう。最初から三割ずつ取ることがいいのか、六十万円くらいまで上がるものはなだらかに一〇％がいいのか、またそこで二％とか細かい刻みで少しづつ上がるようにしてやつた方がいいのか、どかんと格差をつけてやつた方がいいのか。こう見ても日本は比較的月給は上がつていくのですよ、去年だけは少し足踏みで七％ぐら

いしか上がらなかつたけれども。ですから私は、この段階をもう少し簡略化するということは賛成です。賛成ですが、最初から三割も取るのはどうかという気がしてゐるのです、実際のところ。だけれども、やはり累進だと言ひますけれども、累進をなくすためには、最初からいづれ取れば累進は少なくていいわけですから、それはやはり物は考え方なんです。これでも政府の方

はかなり気を配つて親切にやつてゐるのですよ。○柴田委員 大臣は私の言つてゐることがよく理解できなかつたかもしれませんね。

もう一遍言ひますけれども、とにかく六十万円以下、これは一〇％ですね。私の申してゐるのは、要するに中低所得者ということで、特にいまのサラリーマンの階層で、標準世帯の場合、たとえば百二十万円を超えて百八十万以下、これは百分の十

四、要するに百二十万から六十万ふえて百八十万になりますと、二百四十万までは百分の十六、二％ぽつと上がる。それから二百四十万を超えて三百万円以下、これは百分の十八、二％刻みになつてゐる。だから、この百分の十四というのをもう少し上の方まで緩和をしたらいいだらう、百分の十四でやつたらどうでしょうか、こういうことを言つてゐるわけですね。そういうことなんです。

(山崎(武)委員長代理退席、委員長着席)

○渡辺国務大臣 やはりある程度のは取らなければならぬわけですから、上を緩和すれば下を上げるということになつてしまいますからね。全体の財源の問題との絡みでございまして、私はなだらかに少しづつ上げるというやり方は決して悪い方法ではない、そう思つてゐるわけですね。

○柴田委員 私の申したのはそういうことでございまして、そういう名目所得が本当に少し上がつて、その上がつたためにまたより高い税率で所得税を払わなければならない、特に物価高という折にやはりこういう問題を検討すべきであるというふうな申しておるわけでございますので、どうかひとつ、上の方のことはかり言はずに、そういう段階のことも考えてもらひたい。

それから、ここでは課税最低限の引き上げあるいはまた必要経費のことは申しませんが、ただ高額所得者の税率が高いからそれを引き下げるといふことだけ考えないで、やはり中低所得者も税率の問題において検討を願えないだらうか、こういうことで御提案申し上げておるわけでございますから、誤解のないようにひとつ理解をしていただきたい、このように思ひます。

それから同じく所得税の問題であります、寝たきり老人に対する税制のあり方、この問題は、実は昨年の通常国会、当委員会におきまして私も厚生省にも来ていただきました。その実態等を聞きまして、当時の竹下前大蔵大臣に御質問しまして、御理解をいただきました。今後こういう問題については税制調査会へ報告もし、やはりそこで審

議の対象にもしたいと、こんなような前向き
の御答弁をいただいたわけでありませう。もちろん
財政再建の途中でもあるし、いろいろと財源確保
ということの問題があることはよくわかりませう
が、こういったいわゆる福祉税制のあり方、一つ
は寝たきり老人対策というのについて今後とも
何らかの税制についての対応策というものも考え
ていかなければならないと思っておるわけであり
ます。その辺、大臣の御所見をお伺いしておき
たいと思ひます。

○渡辺国務大臣 寝たきり老人とか重度の身体障
害者とか、そういうようなことについては今後の
いろいろな政策をとる上におきまして十分配
慮してまいりたいと思ひます。

○柴田委員 配慮していただいて、ぜひとも実現
を要望しておきます。

続きまして、パートタイマーの減税の問題であ
ります。この問題も当委員会におきましてさまざ
まな角度から御質問があつたわけでありませうが、
私どももこの引き上げについての主張をいたして
おりますので、大臣の御見解を伺いたいと思ひま
す。

今回、現行二十万から二十九万に引き上げられ
まして、非課税限度額、これは七十万から七十九
万になります。こういったことにつきましては、
この引き上げにつきまして私どもも主張してまい
りましたのでこれは評価をいたします。しかし、
現実の問題といたしまして主婦がパートタイマー
として働かなければならない。これはもう再三お
話がありますように今日の物価高あるいは社会情
勢の変化ということで、教育費や住宅費とかそう
いった支出が多い、こういったことで働かなけれ
ばならない。私どもも働いている御婦人の皆さん
方と御要望もありいろいろとお話し合いをするわ
けであります。今回の引き上げは一定の評価を
されるわけですが、今後この給与所得控除
の引き上げについては非課税限度額を九十万程度
にしたいと、こういった切なる要望がある
わけでありませう。それはこしやつてくれとか

来年やつてくれということまでは私は申しませ
んが、やはりこういった働かなければならない主婦
が多い現実、そして教育費あるいは住宅ローンの
返済等々していかねばならない実態、特に住
宅ローンの場合でも昭和四十五年が全国全世帯の
八・六％であつたのですが、五十三年度は二二
％と約三倍近くふえている。こういった現実の中
でわが国の社会情勢というものを考えたときに、
将来の展望に立つてこういった問題もさらに前向
きに対応をしていくべきである、こんなふうにか
えるものですが、いかがでしょうか。

○高橋(元)政府委員 自分が基礎控除以上の所得
がありましてみずから奥さんが所得者である場合
に、だんなさんの配偶者になつて配偶者控除をも
らう、これはちよつと理屈に合わないことと思
うのでございます。いまお尋ねのお話はちよつと配
慮が必要な事柄であるということでは理解できま
すけれども、いま私が申し上げたことからおわかり
になりまして共にかせぎというものを税法上ど
ういうふうに取り扱つかという広い問題の一端で
あらうと思ひます。基礎控除以上の所得がある
ということ、すなわち共にかせぎでございますから
それはだんなさんと奥さんと給料が同じである
か奥さんの方が多きという場合とパートと区別す
ることはなかなかむづかしいのであらうというふ
うに思ひます。そういう事柄の一環として所得税
制の中で時間をかけて勉強したいと思つてお
ります。

○柴田委員 ぜひひとつ御検討をお願いしたいと
思ひます。

次は、グリーンカードの問題につきまして、大
臣の間お見えになるかと思つたらお見えになり
ませんでしたので、政務次官には御質問を申し上
げていろいろお聞きしたわけでございますが、せ
つかくの機会でございますのでこの間の続きとい
うことでお聞かせをいただきたい、こう思つてお
るわけでありませう。

いま、御案内のように見直し論といひますか
いろいろ出ています。これは大臣もよく御承知かと

思ふわけでありませうが、この見直し論の背景とい
たしまして、一つは預貯金が金や株式や土地など
の資産にシフトするということ、二つ目には海外
へ資金が流出するという問題、三つ目にはそれが
設備投資などの産業資金の供給を阻害する、四つ
目はその結果として換物の助長はインフレを招
く、こういう大要四つのお見直し論があるのではな
いか、こういうふうには私は思ふわけでありませ
う。これ以外に何かあるのかどうか、大臣の御所見を
お伺いしておきたい、こう思ひます。

○渡辺国務大臣 私は見直し論者じゃないから、
それ以外のことは考えておりません。

○高橋(元)政府委員 いろいろ新聞雑誌等にあり
ますこと、論拠を見てもみまうと土地、株、金、そ
れから海外そういうことに大別できるかと思ひま
す。いま仰せのとおりであります。

○柴田委員 それで主税局長、ついでにお聞きし
たいのですが、先日の委員会に大臣はお見えにな
りませんでしたので、そういつたいいまの見
直し論、これは私いろいろ御質問を申し上げまし
ていづれも根拠のないものであるということがわ
かつたというふうには私自身は理解をいたしている
わけでございますが、私の理解が間違つておるで
しょうかどうか。

○高橋(元)政府委員 前回お答え申し上げました
ように土地といひましてもこれは登記簿の動きで
把握できてしまひますし、ことに現在土地を買い
れば必ず短期所得の重課税制度の対象になるわけ
でございますから、ちよつと土地への逃避という
ことはむづかしいだらう。金にいたしまして、
七百ドルから五百ドルを割るところまで短期間の
間に価格が動くものでございませう。そういうもの
が価値維持の手段として十分であるのか、また日
本の金の輸入なり供給なりということからして恐
らく数百億円の程度の動きしかないと思ひます。そ
ういうものの中に貯蓄が吸収されるというふう
にも考えられない。それから株式にしましても、昭
和五十年からずっと今日に至るまで年間を通じま
すと個人は売り越しという状態でございます。い

まのような低利回りでありかつ値動きの激しい株
式に貯蓄が本当にシフトしてくるかどうかという
こと、それは大変疑問であると思ひます。海外と
申しまして、個人が外国へ貯蓄をいたします場
合には記録が国内に残るような仕組みになつてお
りまして、これも簡単に資本逃避ということには
参らないということは前回お答えしたとおりで
ございまして、いづれもグリーンカード制度の導入
でそういうことが起こり得るということについて
は私ども論拠がないことであるというふうにか
えております。

○柴田委員 大臣、お聞きのとおりに、大臣は見
直し論者でないからそういうことは関知しない
うまくするりと御答弁をなされたわけでありませ
うが、いまいろいろ言われておりますことは根拠
がないというふうには理解をしてもいいと私は思
ひます。いま主税局長が御答弁なされたところ
であります。私は、問題は大臣、こういった根拠
のない見直し論がいろいろ言われておる、そし
てよくわかつた人ならいいわけなんですけれど
も、問題はその見直し論に善良な国民一般がそ
ういった風聞に惑わされる、そして資産がいろいろ
とあちこちへ流れる、こういうことの可能性が現
実問題としてあるのではないかと、こんなふう
に思ひます。だから、こういうことは根拠がない
んだよということ世間一般に周知する必要もあ
るのではないかと、こういうふうには私は思ひ
ます。それから、同時にもう一つは、きのうも参議院
でしたか、このグリーンカード制度について大臣
が予算委員会でお答弁なされたわけですが、
この実施に際して思ひがけない問題もあり、時間
もあるんで、制度の穴ふさぎ対策を講じていかな
ければならない、こんなふうにお述べになつて
いる。ではお聞きしますけれども、思ひがけない問
題とは何か、制度の穴ふさぎ対策というのはどん
なことを講じていけるのか、この辺をひとつ、
先ほどの第一の根拠のないことだからさうい
うことを善良な一般国民大衆に周知する努力も必要
であるというこの答弁とあわせてしていただきたい

いと思います。

○渡辺国務大臣 どういう穴が出てくるのか私はよくわからないのですがね。皆さんからいろいろと指摘をされればなるほどなと思ったときにはそういうような穴ふさぎもしなければならぬということを書いて、誤解をされると、何かグリーンカードでもできると大変だと思つてあわてて金を使つちやつたり物を買つちやつたりというように人がなきにしもあらずなんです。したがつて、決してそういうこわいものではないとせんよ、要するにグリーンカードによつて自分たちは免税してもらへるのですよ、郵便局なら三百万とか、銀行なら三百万とか、国債なら三百万とかいうふうに免税をしてもらえるのですよということをよく教えていかないと、間違つちやつて、それじゃグリーンカードで全部税金がかかちやつちやうのじゃないか、へそくりでためたものをみんな取られちやうのじゃないかという心配をする人、あわてる人も世の中にはありますからね。それはやはり二年ぐらゐ時間があるわけですから、そういうことでみんなが、じゃお金を持つていても大変だとか、すぐに早く物を買つてしまわなくちやならぬという錯覚を起こされたら、それはインフレになつちやいます。そういうような思いがけないことだつて考えられないことはないの、心配ないのですということをよくPRして納得してもらう必要がある。そうすれば誤解を与えないですね。そういうことの意味で私は申し上げたわけなんです。

ですから、いま特別にどういう抜け穴があつてどうでこうでというようにとは別に考えてないのです。ただ、私は、グリーンカードで総合課税というふうなときには、いまの所得税の中にはこのままでどうかと思うことがございいます。たとえば総合課税ということになれば、夫婦共働きでどつちも所得がある。それで分離課税がなくなる。現在は分離課税があるから、多額のものを持つていなければいけません。そのときに資産合算で夫婦だったら合算しなければ

ならぬ。どつちかの所得に合算する。そうすると累進課税がかかるわけですね。自分のかせいだ貯金の利息を何でおやじさんと合算しなければならぬのかというふうな問題も出てくるしするから、いまの資産合算のやり方というのは、配偶者のどちらか一人は無財産的な物の発想じゃないのか。普通だったら、日本の場合は女性の方が配偶者になることが多いですな、例外はあるかもしれぬけれども。だから、そういう物の考え方の上にできていることは、ちよつと一緒にこのときに直したらいいいじゃないかということをおし上げたのですよ。

○柴田委員 それでは、この問題では最後に一つだけ大臣にお伺いをしたいと思います。

いまさら言うまでもありません。グリーンカード制度は公平な総合課税の実効を確保するとともに、マル優、郵貯などの非課税貯蓄制度の適正な運営を図るためのものである。これはもう間違いないと思います。それで、確実に実施するという御答弁であると思いますが、あすまた事と次第によつては総理にもお聞きしようかと思つておるわけですが、けれども、総理は、とりあえず五十九年、六十年までは実施して、その後問題があつたらまた一遍考えればいいのじゃないかな、そんなことをおつしやつたようにお聞きいたしております。これは仄聞です。それで、大臣はどうですか。大臣は、そんなことでなくて五十九年度からばあつと実施していくのだ、問題があればその都度、いまおつしやつたような穴ふさぎ対策というのですか、そういったものも考慮して問題のないように、いづれにしても総合課税によつて税の公平を確保していくのだ、こういう決意だと思つておるのですが、どうでしょう。

○渡辺国務大臣 そのとおりです。私は、実施する前にあらかじめ予知されるようないろいろな問題点、そういうものは同時実施をしたらいいと思つています。

○柴田委員 あと時間がわずかになってきました。が、法人税の問題でお聞きをしておきたいと思つます。

今度二%の税率アップ、これは大法人も中小法人も一律に二%アップということになるわけでありま。今日の中小企業、中小法人の経営の問題では、倒産がこの一月、二月も月としては史上最高である。中小企業を取り巻く経済環境の中でこつた問題があります。それから、中小企業の持つ特殊性とでもいいますか下請的な問題があるわけですね。特に、年々歳々下請企業の比率といふものは、統計を見てまいりましたもんだんだんふえてくる。これはもう大企業の下請といふことで生きていくわけでありま。もう一つの問題は、これはたしか国税庁の資料だつたと思いますが、これをいただいて、一億円以上と一億円未満の法人の二つに分けて、法人数とその所得額を計算してまいりますと、要するに中小法人は全体の九七・三%あるわけでありま。その所得の合算が二五%しかない。それから大法人はどうかといふと、二・七%の法人数で、所得は全体の七五%ということ、この表を見ましても、とにかく大法人がもうかつているのではない、こんなふうに見えるわけでありま。

確かに、片方においては軽減税率の適用があり、大企業はないということでありま。一二%の差があるからとおつしやるかもしれないが、同じ税率二%のアップというものは、二八%を二%アップするのと四〇%を二%アップするのとはやはり違ふわけなんです。だから、こういった面において、わが国の中小企業を取り巻く経済環境とか下請的な問題、あるいはその利益も少ないという現状を考慮して、今回二%やつたから何とか通してくれということでありま。中小企業、中小法人に対しての法人税の問題についても今後何らかの配慮をしていく必要があるのではないかと、こゝなふに私は考えるわけでありま。

○渡辺国務大臣 これも再々御質問の出でるところでございまして、もともと中小法人とそれ以外

のものとは五%しか格差がなかったわけなんです。それを大法人の方は何回か引き上げまして、現在一二%の差になった。これも御承知のとおりでござい。したがつて、その差をもつと拡大するといふことは、特に中小法人の中では同族会社的なものがかなり多いのも現実であつて、そこで純然たる個人の企業と同族的な法人の企業との間でまたアンバランスが起きる。したがつて、今回は、やはり一二%の差はそのままつけるということにいたしました。そのかわり、七百万円の所得のものを八百万円まで適用するということにしたわけでございます。今後財政事情も非常にゆとりがで、またいろいろな点で明るい見通しになつた場合においては何らかの配慮を考えたいと思つます。

○柴田委員 軽減税率の適用は七百万から八百万になりました。これは評価するにやぶさかでありま。しかし、実態に合せて将来これを一千万ぐらゐにするとかあるいは同じ軽減税率の適用でもパーセンテージに段階を設けて、所得の低いそういった中小法人に対しては今後とも配慮をお願いしたい、こういうふうに思ひます。

最後に、時間もあと四分しかありませんが、税制問題以外でちよつと御質問します。

オリンピックの記念硬貨の発行というところで、先の話で恐縮ですが、大臣等にもいろいろ御協力をいただいて、名古屋オリンピックも閣議決定をされまして、いよいよ九月の投票ということになる。メルボルンが辞退をしたということで名古屋に来る可能性が強いわけなんです。この点は非常に感謝しております。

それで、いろいろ皆さんの声を聞きますと、東京オリンピックのときとか記念硬貨が出ましたね。東京オリンピックで千円を出したときには時限立法で法律改正をやつた、こういうことなんです。そういう点も含めて、今後ともオリンピックが来た場合、開催されるということを前提にして、大臣の御見解でいいですが、記念硬貨の発行についてお聞かせ

をいただきたい。五百円硬貨も何か発行されるといふような、これは法案の審議も近いわけでありますが、そういった点も含めて大臣の御所見をお伺いします。

○渡辺国務大臣 まだ発行するかしないか相談もしたことはございませんが、各方面と相談の上、そういう希望が多ければ、財政上どういう負担がかかるかそのところも検討しながら、支障がなければ発行してもいいし、もう少し研究させていただきます。

○柴田委員 わかりました。——それじゃまたま理財局長がお見えになりますから。

○渡辺(喜)政府委員 いま先生がおっしゃいましたように、過去におきましては東京オリンピックの際に記念の千円並びに百円の貨幣を発行いたしておりますし、また札幌の冬季オリンピックの際にも記念百円貨幣というものを発行しておるわけでございます。それ以外にも、万国博覧会でございますとかいろいろな国民的な記念すべき行事というようなときには記念の貨幣を発行したという実績があるわけでございます。

名古屋のオリンピックにつきましては、本当にやるのかやらないのか、その辺がまだ確定しておりませんので、私も事務的には、先ほど大臣が申し上げたようにまだ検討の段階には至っていないということでございますが、仮に名古屋でオリンピックが開かれるというように、もし国民の間にもそういう御希望が非常に強いというようにあるとすれば、従前の例にも照らしまして慎重に検討をいたしたいと考えておる次第でございます。

○柴田委員 それでは、時間が参りましたので終わります。

○綿貫委員長 木下敬之助君。

○木下委員 このたび法人税率を一律に二%引き上げるといふ計画でございますが、昨年から景気も非常に冷え込んでおりますのに、企業の設備投資意欲に水を差して景気をますます悪化させるのではないかと、こう考えられるのでございます

が、どのように御検討いたしておられるのでございましょうか。

○渡辺国務大臣 法人税の二%という程度のことでは景気にそんなに影響はない、私はそう思っております。

○木下委員 二%程度ではと申されましたけれども、二%というのは大変大きいと私は思います。ですから二%程度では設備投資意欲への影響は大したことはないのじゃないかと、それだけのお答えでは余り安心できないのですが、何か検討なさったわけですか。どんな検討をなさったか、少し具体的に教えていただきたい。

○高橋(三)政府委員 税制調査会で五十六年度の税負担の増加について御審議を願ったときに、これが経済にどういふ影響を与えるかということについて詳細御検討をいただいたわけでございます。

それで、これは今回のすべての税率引き上げについて共通して申し上げられることだと思っておりますが、今回の増税で国民に一兆四千億近い負担をお願いいたしますのは、国債を減額して将来にわたってインフレの禍根をあらかじめ除いておく。したがって、自然増収はまず国債減額に優先的に充てて、必須の歳出を極力切り詰めて、それを賄うために税負担の引き上げをお願いするわけですから、したがって増税分は政府の必要な歳出となつて民間に還元される、そういうことが一つ考慮されるべきではないかと。税というものが取り出しますとどんな税でもデフレ的な効果があるわけでございますが、歳入歳出両方を通じて財政としてのインパクトというものを考える必要があるだろう。

第二番目に、物価も五十六年度になりますと落ちついてまいりますし、民間の設備投資につきましてもいふわゆる投資循環の上昇局面にある、そういうことで五十六年度の経済が円滑に上昇をするというところが考えられるところから、したがって、税率の引き上げについていま大臣から簡単に話もございましたけれども、それが景気の足を引つ

張るということにはならないのではないかと。

第三番目に、二百六十兆という大きな経済の中で、それは確かに国民の御負担でございますから少ないにこしたことはないわけですが、○・五%の総体としての増収ということになります。しかし、それが経済を冷やすという量的なつり合いにはならないのではないかと。こういう御答申をいただいておりますのでございます。

○木下委員 現在の設備投資がどのようになっておるかお聞きしたいのです。

大企業が堅調で、中小企業は悪いというふうにも聞いておるのですけれども、ただ単に中小企業基本法の定義による大企業と中小企業という区分にこだわらない目でなめて、大企業の規模を大中小に分けてきめ細かく見たらどういふようになっておるかお答え願いたい。

○田原説明員 お答えいたします。

私も調査いたしましたしておりますのは資本金一億円以上でございますが、最新のデータは昨年十二月に調査いたしましたものでございまして、一応ことしの四月六月までの見通しが出ております。なお、昨年の十二月時点で、まだ五十六年度の企業の設備投資計画が十分固まっていない段階でございまして、四月六月の形勢についてはまだやや流動的な面が残つていふかと思いますが、資本金一億円以上を、一億円から十億円、これを一番小さいものと見る、それから十億円から百億円、これを中、それから百億円以上を大といふふうに分けて分け、最近までの数字を見ますと、一番小さい一億円から十億円のところで、昨年の秋まで設備投資が急増いたしました、それから十二月から一三三と増勢が一服してまいりまして、この一三三から前年同期の水準を若干下回る、こういう結果になっております。それから十億円から百億円の中のところでは、増勢は一三三、四月六月と鈍化した結果ですが、まあ前年同期を大体一〇%上回るという結果になっております。それから百億円以上の大では、昨年の十二月からことしの一三三にかけて、前年同期で四割増という非常にふ

える結果になっております。

なお、この百億円以上のうち、大体半分くらいは電力業でございまして、電力業は五十五年度の前半ちよつと一服、下半期に繰り延べになりまして、五十五年度の秋、昨年の秋から急増して、これが資本金百億円以上の全体の設備投資を大きく押し上げる、こういう結果になっております。

○木下委員 いま聞いてみますと、やはり大きいところはよくて小さいところが余りよくないといふふうにもとれますが、大きいところが意欲的にやれば、金額だけで見ると大企業に設備投資意欲があれば景気の悪化を招くことはないように思えるので、小さいところの場合、自分の勤めている会社が設備投資意欲がなくれば社員も個人的消費の意欲にも大きく影響して悪化するであろうと考えられます。中小零細企業とそこに働く人々にとっては一律に二%引き上げられることは問題であつて、景気に悪影響を与えると私は考えるのですが、この際幾らかでも中小企業の設備投資意欲を刺激するために何か考えるべきではないかと思ひます。たとえば、中小企業用設備の耐用年数の短縮を図るべきであると考えますが、この点どうお考えになりますか。

○高橋(三)政府委員 減価償却資産の耐用年数と申しますのは、これは投下した資本が幾ら経費の中に織り込まれるか、製造原価に織り込まれるかということでございますから、したがって、資産の物理的な寿命に経済的な陳腐化というものを加味して決めていく、客観的に決めるという性格のものであらうと思ひます。まあ政策的な観点から、たとえば設備の所有者が規模等によりまして耐用年数を短縮したり延長したりということにはならない性質のものであるといふふうに思ひますが、ただ、特別の事情で法定耐用年数に比べて実際の耐用年数が短いということがございます。そういう場合には、現在でも法人税法の施行令五十七条という規定によりまして、耐用年数の短縮を国税局長の承認を受けてできるという制度がございまして、そういう制度の活用によつて実情に応じ

た耐用年数ということは可能であろうと思ひます。

○木下委員 特別なやり方ができるようですけれども、それをどういう形で申請すればどの程度簡単にできるのかとか一般の中小零細企業者まではなかなか行き渡ってないと考えますので、どうかこれを機会に考えていただきたい面もあらうかと思ひます。

同じ設備償却のことですが、中小企業用機械の特別償却の償却率を引き下げるといふ考え方にはどう考へられますか。

○高橋(元)政府委員 これは中小企業の方が非常に広く利用されておられる制度でありまして、五十四年度の実績で申しますと、この特償の対象になりました設備は千七百億あります。五十六年度の減取込み額では四百三十億ぐらいの減取になるというふうに見込んでおりますが、この制度はまあ租税特別措置でございまして、昨年度といひますか本年度、五十五年度でございましてけれども、企業関係の租税特別措置の大幅縮減といふことをやりました際に、やはり若干縮減をいたしております。従来六分の一の特別償却でありましたものをいま一四％ということにしておりますのは、原則五割カットで臨みましたこの大幅縮減のときにも、中小企業向けの租税特別措置である、また、その中で非常に利用の広いものであるといふことに配慮いたしまして、軽減率を二割にとどめておるといふことでございします。

現在のような財政再建が緊急の課題であるといふ状況のもとでこの償却率をさらに引き上げようといふような御指摘か伺いましたけれども、この点については非常にむずかしいことを御理解をいただきたいと思つております。

○木下委員 中小企業がこういう二％一律上げの影響で全体が冷えていつて、そこで働く人たちの消費意欲が下がつては何にもならないだろう、自然増収等にもつなげていくだろう、こういうふうな考へて私も発想いたしておるわけでございしますから、いまの国の財政状況を十分承知した上で

ぜひこの点は考へた方がかえつて増収につながるはしないか、こういうふうに発言いたしておるわけでございします。特に中小企業にとつて設備の償却の仕方に幅のある選択のできる道が開けるようになれば安心して設備投資をすることにつながると思ひますので、よろしく今後の御検討をお願いいたしたいと思ひます。

それでは次に、法人税の一律二％上げは企業の体力を弱めるのではないかと考へておるわけですが、法人企業統計で見て企業の内部留保となつてゐる利益剰余金の最近の状況はどうなつておるか、企業規模別に教へていただきたい。

○小山(昭)政府委員 お答え申し上げます。

法人企業統計によりまして、全企業の利益剰余金、つまり利益準備金、任意積立金及び当期未処分利益の合計額でございまして、これは五十四年度におきまして約三十七兆八千七百億円でございまして、同年度の法人企業統計年報による数字でございします。これを企業規模別に御説明いたしますと、資本金一億円未満の利益剰余金の額は八兆六千七百一十億円でございまして、資本金の額に對して約二・二倍。一億円ないし十億円の資本金の企業につきましては、利益剰余金の額は五兆一千三百二十三億円で、同じく資本金に對して約一・八倍。資本金十億円以上の企業につきましては、利益剰余金の額は十四兆六千七百五十五億円、資本金に對して約一・一倍となつております。

以上でございします。

○木下委員 企業の体質強化の観点からして、中堅や中小企業の税率まで一律に二％引き上げるといふのは問題があるのではないかと私は考へておるのです。この点のように考へられますか。

○高橋(元)政府委員 先ほど他の委員の御質問に大蔵大臣からお答えしたとおりでございしますが、ちよつと別の観点から申し上げますと、一二％の現在の制度のもとでも税率格差がありまして、その一二％は改正後でも持ち越されるわけでございします。一二％で中小法人がどのぐらいの軽減を受けているかといふことでございしますけれども、こ

れは五十四年の会社標準調査、これを使つて試算をいたしてみますと七十二万五千九百五十一というものが中小法人で税金を納めておられる方ですが、その方々の一二％の税率確定による減税額は総体で二千五百億円を上回るわけでございします。一社当たり三十五万円。それから協同組合、公益法人については一七％ぐらいの税率格差がございします、二三％です。それらを合わせますと千七百億ぐらいになります。合計して、こういう基本税率から軽減をしておりますものが全体で五十四年ベースで四千二百億ぐらいの軽減になつております。

中小法人の留保をさらに厚くせよという政策要請はもちろん理解できるとは思ひますけれども、税法にはまた税法としてバランスと申しますか負担のバランスといふものも当然必要になつてまいります。いま申し上げたような規模に達しておる中小法人に對する政策的な軽減をさらに拡大するといふことは、財政状況だけでなく税制の立場からいへばなにかがなむかといふことを御理解いただきたいと思います。

○木下委員 民社党としては、軽減税率の適用所得限度は千二百万円までに引き上げるべきではないかといふ考へを持っております。この点についてもお答えをいただきたい。

○高橋(元)政府委員 今回七百万円から八百万円に軽減税率の適用限度を上げておりますが、これをさらに千二百万円まで引き上げたらというお話でございしますけれども、そうしますと千二百万円までのところは現在の税率よりも税負担が軽減されてしまふわけでございします。正確に記憶しておりますませんが、たしか二千八百万円ぐらゐまでずつと軽減が及ぶと思ひます。八百万円以下の所得のみを有する中小法人というのは、全体の中小法人の九割にございしますから、残り一割の比較的利益的な大きい中小法人に對してそのような幅の広い減税効果が及んでしまふといふことをいかように考へたらよいのか。私どもは消極的な考へ方を持つておるわけであります。

○木下委員 考へ方にいろいろあると思ひますけれども、しかし七百から八百に上げて、この上げたといふのはいろんな事情があると思ひます。同じように考へてみますと、中小企業の軽減税率適用における資本金一億円以下という要件を緩和するといふことも考へられるんじゃないかと思ひますが、この点はどうか考へられますか。

○高橋(元)政府委員 これは中小企業基本法でございましてかきまざるの中小企業に関する法規、これが大体一億円を大と中小の分かれ目にしております。税法上は一億円以下でございしますから、資本金一億円の日本銀行も税法上は中小企業といふことになつてしまひますので、その数が全体の九九％でございしますから、さらにこれを上に上げていくといふのは制度としても大変考へにくいところではないかといふふうに思ひます。

○木下委員 中小企業といふふうに言つて、中小企業の規定で一億といふことを言われておるから、一般に中小企業と言つてしまへばその範囲だけで、大企業という言葉を使つたときもそれ以上が大企業からいろいろありますから、もう少し実情に合わせた、大企業の中にも中間的にもう少し考へなければならぬところもあつたりいろいろすると思ひますので、きめ細かいことを今後やつていかれたらと思ひます。

社内留保についても一つお聞きしたいのですが、同族会社の留保金に對して課税をしておられる。これはどういう考へ方であつておられるのか。○高橋(元)政府委員 これは日本だけじゃございまして、アメリカにもイギリスにも同族会社の、また持ち株会社とか、いろいろ法律上の言葉は違つておりますけれども、留保について課税をする制度がございします。なぜかと申しますと、同族株主と会社といふものは同族会社の場合に利害が一致しておるわけでございします。したがつて、配当でもらわなくても社内に積んでおけばいい、こういうことになりまして、そうなりますと、所得税の課税の機会というのが非常に先に繰り延べられて

しまいますので、したがっていわば不当留保といふことが起こり得る。アメリカあたりですと、これは不当留保課税、こういう言葉で呼んでおるわけですが、個人企業における所得税負担と、不当留保と言った言葉は悪いのですけれども、過剰な留保を持つております中小法人形態の留保金というものと課税上のアンバランスが当然問題になってくるので、したがって一定の基準を超えます留保所得については特別の課税を行つておるということでございます。

○木下委員 課税する方はいろいろとございますが、課税をされる側、いろんな方の話を聞いてみると、まじめに税を納めても少々インチキなことをしても余り変わらないような考えを持つてゐる。脱税をすればつかまりますけれども、節税でできる範囲でできるだけのことをしても余り変わらない。何とか意欲的に課税をするというような方向に向けられないものかいつも考えておるわけですが、国税庁は納税意識の高揚、優良な納税者の育成のためにどのような措置を講じているのか。もつといろいろと措置を考えたらどうかと思うのですが、この点どう考えられますか。

○川崎政府委員 正しい納税意識を高揚するという意味で、従来から広報には特段の配慮をいたしておるつもりでございますが、税務行政の四本柱としまして調査、指導、相談、広報ということを考えております。

広報について具体的に申し上げてみますと、たとえば税を知る週間といった行事を毎年やつておりますし、またテレビ、ラジオ、新聞その他のマスコミを通じていろいろの機会にいろいろの税制をPRする、また一方で租税教育といひまゐるいろいろな意味で納税意識を高揚するようなことをお願いしておるわけでございます。これは非常に重要な施策と考えておりますので、なお一層拡充するように努力をしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○木下委員 そういろいろな広報というのが

あるでしょうけれども、これは誤解されると困るからはずきり申し上げておきますけれども、昔ある程度の納税者しか参政権のなかつたような時代があつた。こんなことはとてもいま考えられることでありませぬし、間違つた方向だつたと思ひますけれども、何か納税することによる具体的なメリットのようなものがあればもつとできるんじゃないかという声もありますので、何らかのそういった考えられるチャンスには、本当の意味で利益があつて意欲的に納税できるような制度というのが考えられないものかということも検討をいただきたいと思ひます。

次に、退職給与引当金の積み立て限度額を百分の五十から百分の四十に下げた理由をお聞きしたい。

○高橋(元)政府委員 昭和三十一年に退職給与引当金の累積限度額というものを二分の一にいたしました。その二分の一にいたしました考え方は、それまでは退職給与の要支払額の増加額を全額引き当てさせておつたわけですが、それは全額引き当てすることはないで、一定の利率で割り引いて現在価値に直しまして、いわゆる現価に直しまして、そこでやればいいじゃないかと、いうことになりました。当時約八割ぐらいの内部利率率で割り引いて、従業員の平均在職期間をあと九年勤める、こういうふうに見まして五割にしたわけでございます。

その後だんだんと企業の年齢構成といひますか人員が充実してまいりまして、今後の平均の予定在職年数が伸びてまいりました。五十三年の賃金構造基本統計調査によりますと、それが大体十二年というぐらゐになつておりますので、十二年で割り引き直してみますと、百分の五十でなくて百分の四十でよい。現価方式で退職給与引当金の累積限度額を決めておる、そういう考え方の上に立つても、百分の五十から百分の四十に法定の繰入率を引き下げることが可能である、こういうことになりまして、五十五年度税制改正で引き下げをするにいたしましたわけでありませぬ。

○木下委員 私は、退職金はそれを受け取る人のために確実に積み立てられるべきだと考えるのですが、現在の退職金の積み立てを、支払い確保のために退職給与引当金の一部だけでも取り崩せないようにするということはできないのですか。こういう考え方についてどう考えられるか。

○高橋(元)政府委員 大変貴重な御指摘だと思うのでございますが、退職給与引当金ができましてから、たしか昭和四十年まででございませうか三十九年度まででございませうか、特定預金制度というのがございまして、特定預金をいたしました場合にその四倍まで退職給与引当金が積めるということにしておつた時代がございませう。これは何も部外に出さなくてもよかつたわけですが、イヤマクされた預金ないし保険でもいいのですが、そういうものを退職給与のために取得した場合に限つて退職給与引当金が積めるということにしたわけでございます。そういう制度に再びならないか、退職給与引当金を巨額に積んでおつても会社がつぶれてしまつたら何にも払えない、それは困るじゃないかというお話がたびたびこの委員会でもございまして。退職給与引当金に支払い保全措置をかみ合わせることでできないか、そういうことをいろいろ勉強してきたわけでございますが、どうも資金面にゆとりがない企業の場合には、外部に金を積ませますと退職金制度が後退してしまうという御批判が労使ともにございまして、結局実現を見ないで現在に至つておるわけですが、長期的な勉強の課題であるというふうに思つております。

○木下委員 確実に退職金が払えるようにして、社員に安心して働いてもらいたいと願つてゐる経営者もたくさんおるわけで、このような人たちにとつて節税を考えると、いまでは適格退職年金制度等で社外に積むというかつこうになつております。できれば社内でも基本に返つた制度を考えて確立していただきたい、こういうふうに考えております。

次に、中小企業の交際費については宣伝広告費

に該当する部分が多いように思われるのですが、大企業との差についてはどう考えられますか。下請的な仕事を行つてゐるところは特にこのような傾向があるのではないかと申すのです。

○高橋(元)政府委員 現在交際費は、資本金基準の損金算入限度といふのはございませぬで、すべて定額控除一本でございませう。これはしばしば御批判もあつたわけですが、資本金一千万円よりも小さい企業の場合には支出交際費の中で四百万円は損金に見られる、それから一千万円と五千万円の間は会社は三百万円が引ける、五千万円を超えます資本金の会社の場合には二百万円しか引けない、こういう制度になつておるわけで、定額控除額を出つ張りしました部分はすべて九割否認ということでございませうから、御質問のような趣旨では中小企業の交際費の方が課税上は大企業よりも甘くなつておるということでございませう。

○木下委員 交際費については、よくたくさん関連企業を持つてそれぞれで出して、使つてゐるのはそのグループのトップが使つてゐるといううなことで、最終的には法的なかつこうで交際費が使われてゐるのではないかと申す目で見られるのですが、この点どういうふうに考えられますか。

○高橋(元)政府委員 交際費の中で何割税金がかけてゐるのかという割合で見ますと、中小法人が使つておられる交際費が五十四年度二兆百九億円になりますが、その中で税金がかかつております部分が三千九百二十二億円で約二割であります。いわゆる大法人の場合には八千九百五十二億円の交際費を使つてゐまして、その中で否認されております金額は六千九百八十億円で、七八割課税されておるわけでありませう。そういう意味で、中小法人の損金不算入割合が低くなつておるわけですが、それは先ほど申し上げた四百万円の定額控除といふのが効いておる。四百万円の定額控除と申しますのは、いまお話にありましたように、いわば下請的で、親会社から交際費を回してこられるというような場合になかなか断り切れな

うような中小企業のお立場等も考慮して、資本金が小さくなるほど定額控除が大きくなるといういまの制度が五十四年からできておるわけであります。

○木下委員 中小法人、大法人の税負担率の割合が三六・二%、三八・五%と、これは大蔵省の資料で見たのですが、余り変わらないというのは、これはどういふふうに考えておられますか。——もう一度言いましうか。中小法人と大法人とありまして、税負担率の割合というのを大蔵省の資料で見ましたら、中小法人が三六・二%、大法人が三八・五%、これは余り変わらないので、どうしてこう余り変わらないのかというふうに考えたのです。

○高橋(元)政府委員 ごらんになっておられる資料は予算委員会に提出しました資料だと思いますが、お手元にあります中でA分のBというところをごらんになって御質問だと思います。

これはすべての法人税が四割あるという前提でまずはじめまして、それに中小法人配当分が配当割課は加えておるわけでありまして、その右の方にずつとC、D、E、F、こう欄がついておりまして、一番右の欄で見ていただきますと、租税特別措置を全部織り込んだ後の税負担割合で申しますと、一億円以下の中小法人の場合三七・三%、大法人は四〇%、それから一億と百億の間の大法人が四一・八、こういうふうになって、かなり、実際の税負担割合は中小よりも大法人の方が重くなっておりますことをごいいます。

○木下委員 次に、個人法人と明確な法人との間に課税面からの区別というものはあるでしょうか。

○高橋(元)政府委員 個人法人と言っているいろいろな意味に使われております。たとえば組合課税のようなもの、留保した場合でも全部出資者に対する留保分を割り当てまして所得課税してしまつたらしい、こういうような制度を個人類似法人に導入したらしいという議論もございいますが、いまの御

質問はそうでなくて、たとえば会社のオーナーと経営者が一致しておられて、いわゆる同族会社である場合という御指摘だと思います。

そういうことでありますれば、現在、同族会社の行為計算否認という制度がございまして、つまり支払いました給与でありましてかその他のものにつきまして租税回避行為があつた場合にはそれを税務が認定をして適正な課税が行い得るという規定がありますと、もう一つは留保金課税、先ほど御説明申し上げましたような留保金課税の制度があるという点が制度的な差でございいます。

○木下委員 この個人法人の必要経費について十分な調査が行われておるでしょうか。公私の区別というものが不十分なんじゃないか。この点どう考えられますか。

○川崎政府委員 御指摘のような面が多々ございまして、そういう種類の法人につきましては特に厳しい目で対象選定を行つております。

○木下委員 いろいろと終わりの方に雑然とした質問を重ねましたが、私の質問をこれで終わらしていただきます。どうもありがとうございました。

○綿貫委員長 正森成二君。

○正森委員 もう八時を回しまして、大臣、御苦勞までございいます。お疲れでしょうけれども、いよいよラストバツターで、これが終われば解放されますので、もうしばらく奮闘していただきますと思います。

まず最初に、昨日、小倉税調会長がお見えになったときにも伺つたのですが、税制調査会長の代理の木下和夫さん、大阪大学の名譽教授ですが、国民政治研究会というところで去年十一月二十五日開催の月曜会というので講演をしておられるわけですね。そこで、来年の、つまりいま審議になっている増税に触れて「来年度は税収不足額が二兆円の国債減額をやつて、一兆五千億円の税収不足があるの、そこで法人税を二%上げる。これで五千億円できる。あと酒税を二%程度アップして二千億円の税を稼ぐ。あとは乱診状態といひますか」ランシンというの心は乱れるというのじ

やなしに診療が乱れる、富士見病院みたいなやつですね。子宮か何か元気のなをとつて金をかせぐという。「あとは乱診状態といひますか、理屈のない増税といひますか、かき集めです。」こう言っているのですね。つまり税調の会長代理の方が、やはり乱診状態で理屈のない増税でかき集めたというように言つておられるような状態が本年度の増税じゃないかと思うのですが、本音が出てくるのじゃないかと思うのです。なかなか正直な人じゃないですかね。

そこで、大臣もこういう点についてどう思われますか。

○渡辺国務大臣 私、いまお聞きしたので的確な御批判はできないのでございしますが、乱診状態といひますか、理屈のない増税といひますか、かき集めです、こう言つたようですね、これを見るとき。これは税調の方がおつしやつたので、そういう見方もあるいはあるのかどうか知りませんが、いづれにいたしまして、ことは前から言つていられるように一兆九千億円の当然増をどうしてもどこかで吸収しなければならぬという点から、八千億円程度は経費の節減合理化を図つたのですから、あと一兆円ちよつとが足りないといひますから、一兆四千億円の御負担をお願いしなければならぬ。その中で法人税という点からいって六千億円ぐらゐですか、その他物品税とかいろいろな、結局所得税以外の重立つたものについては全部、薄く広くお願いした。そうすると印紙税なんか倍も取つて何が薄く広くとおしかりを受けるかもしれないが、そういうようなことで、取れるものからは極力一カ所に偏しないであつたといふことでありますから、見方によるといろいろな見方があるかもしれないが、私は大蔵大臣でございましてから、広く浅くいたぐことにした、乱診状態ではないと思つております。

○正森委員 大蔵大臣としてはああ答えるより仕方がないので、まあしかし言外に広く浅くかき集めたという感じをやはり否定なさらないで。そこで、気安い立場の場所での気を許しての発

言だと思ひますから、私も深くどうしようとは思ひませんが、しかし理屈のない増税だ、つまり一定の哲学のない増税だ、広く浅く取れるところからかき集めたという感じは何となく出てくると思うのですね。いま法人税も審議されておりますので、やはり理屈のある税金の取り方といひますか、そういうものは考える必要があるのではないかと私は思ひます。それで、遅くなつて失礼ですが、できるだけ簡単にしたいと思ひますので、法人税について若干聞かしていただきたいと思ひます。

法人税を考えます場合に、もちろんいろいろな接近の方法がございまして、神学論争と言われておりますが、法人擬制説がどうかとか法人實在説がどうかとか、いろいろ議論の仕方はあろうかと思ひます。しかし今度の企業課税小委員会の報告というものが五十五年九月に出ましたが、そういう神学的な論争ではなくして、それがわが国経済にどういふ影響を与えるか、あるいは法人のビヘービアにどういふ影響を与えるかという点からいひます。また観点からいひます。それから、もちろんそういう視点も私は必要であらうと思ひますけれども、その機会にわが国の税制が法人税についてどういふ歴史をたどつていったかというのを見てみるのも、いろいろ法人税の問題を考えてみる上で有益ではなからうか、こう考えるわけでありま

す。そこで、そういう点を考えますと、もちろん法人税の問題が出てくるのは明治になつてからですが、明治の初めはまだ会社組織も発展してありませんし、そもそも地租中心の時代でしたから最初には法人税というものはございませんでした。そして相当たちましてから法人税ができましたが、今度には法人税が、配当された場合の個人に対する所得税というものは取らないという状況が相当長く続いたことは御承知のとおりであります。その後、物の本によりまして大体大正七年から九年ぐらゐの原内閣、そのころになつてから大分かつこうが

ついできたというように言われているのですが、この当時の法人税の考え方はどういふものだったかお答えを願いたいと思います。

○高橋(元)政府委員 明治三十八年から大正八年まで、当時の所得税、第一種所得と申すのが法人所得でございました。これは甲と乙に分かれておりまして、甲は株主が二十一人以上または株主、社員を合せて二十一人以上、これはいわゆる会社らしい会社でございまして、これにつきましては六・二五％の比例課税でございました。乙というのがございまして、これは合資、合名会社または株主の数が二十人以下の会社、いわば人的会社と一言で言ってもいいかもしれませんが、人的会社につきましては四・五％から一二・五％、こういう累進課税で、当時の提案理由などを読んでみますと、これはやはり人数が非常に小さい会社、または合資、合名会社は株主個人に比準して考えることが十分可能でしたその方がいから累進税率をとるものだという説明がなされております。

○正森委員 そういふ税制でございましたが、大正九年に相当大幅に改正になりました、ここではまず第一に、いままで配当所得に対しては総合課税が行われなかったというのに対して、これは大蔵省の大臣官房調査企画課が出している「戦時税制回顧録」に載っておるようですが、当時この配当所得に対して課税されないうことにそもそも税務官僚が怒り出して、これは非常に不公平であるということで配当所得への総合課税が導入されました。同時に法人税については、これは超過所得が導入されて資本金額が、一〇％を超えた分というのについては四％から二〇％の超過累進税率が課せられる。それから同時に、配当その他の処分をしないで社内留保をした額には留保所得が課せられる、これも三段階の税率であります。それから清算所得というのが七・五％で課せられるということになりました。同時に法人の受取配当の益金を、不算入ではなしに算入するという考え方をとりました。

以上の方を見ますと、ほとんど、いわゆる

講学上の法人実在説に近い考え方をとった、あるいは法人実在説というのは必ずしも適当ではございませんで、法人独立課税主体説と呼ぶ方が適当である。つまり法人にも独立の担税力があるんだというような考え方でありますが、それに近いと言われる制度であります。ただ配当所得控除というのがやはり四割ほど残っておったそうでありまして、そういう点では完全な法人独立主体説ではないように言ってもいいかと思ひます。そういう制度が大正九年以来導入されたということのようでありますが、私が申しした指摘はそれとおり間違いありませんか。

○高橋(元)政府委員 「明治大正財政史」によりますと、大正九年七月の所得税法の改正は、之れ法人は法律上独立の人格者たるのみならず、其の企業所得は畢竟するに、資本合同の組織に因る法人特殊の有利なる地位に基き獲得するものなるを以て、其の資本金額に対し普通の利廻以上の所得を有するときは、之に相当の負担を課するを当然と認めしに因るものなり。こうなっております。

いまお尋ねがありましたように大正九年の改正と申しますのは、第一次世界大戦後の経済、財政の疲弊のときに税収を上げてまいらうということを目眼としてきたものでございまして、したがって、法人に、当時は成金時代でございまして、超過所得税を課するという、それを本法案上の法人の法人税と超過所得税の合体したものであるというのが、私どもの当時の法人税についての考え方でございます。

○正森委員 いまお答えがちょっとございせんが、受取配当の益金も算入するということをやはりこのときにはとつたと思うわけでありまして、つまり第一次大戦後の非常に経済がむずかしい状況のもとで、成金という言葉を使われましたが、とにかくにも利益を上げて法人に對して独立に課税主体と考へて財政上の必要を負担させるといふ考え方を、やはりこのときにはとつたと考えられるわけでありまして、その後、こういう

状態が続きましたが、昭和十二年にも、これは七回目の帝国議會だつたと思ひますが、残つておりました配当所得控除を四割から二割に引き下げるということをやりましたが、このときに馬場蔵相の税制改革案では、法人が個人と別個ニ存在シ経済上有利ノ地位ニ在ルコトハ顯著ナル事実ニシテ法人ハ法人トシテ独立ノ租税主体タリ得ルコト論ヲ俟タズ」といふように、当時の帝國議會では述べられているようでありまして、その事実は間違いありませんか。

○高橋(元)政府委員 ちょっと、いまお読み上げになりました資料を手元に持つておりませんが、恐らく委員の御指摘のとおりであらうと思ひます。

○正森委員 私の資料では間違ひないと思ひます。その後、昭和十五年には、さらにいわゆる法人の独立課税主体説的な考え方が前進をいたしまして、法人税を所得税から完全に分離するということを行い、法人税は一八％、それ以前にも資本についての課税が千分の一・二程度ございまして、それをさらに千分の一・五にすると。ただし、配当所得控除は政府原案では全廃となつておりましたが、諸般の事情から一割だけ残されたというように変わつたやうであります。さらに戦争末期の昭和十九年になりますと財政需要が非常に増大してまいりますから、法人税は三〇％に引き上げられ、そして配当所得控除は政府原案のとおり全廃されるということで、言つてみれば、昭和十九年の財政が最も困窮をきわめたときには、法人を独立の課税主体と見る。あるいは別の言葉で言へば、法人実在説的な考え方をするということは、ほぼ完全といつていいやうな程度にまで達したのではないかと、こう思ひますが、いかがですか。

○高橋(元)政府委員 昭和十五年に、内国法人一八％、外国法人二八％という法人課税になつたことは、いまお話しのとおりでございまして。その後、これも当時の言葉で申しますと軍需景気というものでございまして、法人の中で利益を上げる者は資材も配給される、販路も保証されるということ

で相應の利益を得てまいつたわけでございます。そういうところから当時の戦費の調達を求めるといふことから、法人につきましては配当所得控除をやめる、それから法人側の受取配当もかける、こういうふうになつてまいりました。それは、消費財産業というものはほとんど間引かれていきまして、残つてゐるものは軍需工業で、これは当時の太平洋戦争遂行の過程で国から利益を受け取る、当時の独特の経済観と申しますか、歴史観と申しますか、社会観と申しますか、そういうものから出てまいつた制度で、これをもつておよそ百年に近い、日本では百年に近いわけでございますが、法人所得課税についての一つの確立した考え方——財政が疲弊してゐるから必ずやうなといふやうなものではない、全く戦時経済の特殊性からまいつておる制度といふやうに私どもは理解しておるわけでございます。

○正森委員 私も昭和十二年、十五年、十九年といふやうに課税が強化された時期の税制が万全なものであると言つてゐるのではありません。しかし、大正九年といふのは第一次大戦の終つた後ですね。だから戦争経済の必要のないときでも、当時の成金といふものが、経済が疲弊して税収を上げる必要があるといふときには、法人を独立の課税主体と見るという考え方が強化され、そして昭和十五年、十九年といふやうに至つてそれが一〇〇％に近いものになつたという歴史は、これはやはりわれわれとしては約三十年に近い歴史ですから、だからいまのわれわれの戦後は法人擬制説といふやうなものがもう神代の時代から確固不動のわが国の税制であつたやうに考えるのは、これは必ずしも当たらないものであり、当時の経済情勢と財政需要によつては、われわれの先人は神学論争にこだわらずに適宜対処してきただけ考へるという態度もとるのではなしに、そ

のときそのときの経済情勢と、税収をどのようにして上げていくのが国民全体にとって納得を得られ、わが国経済全体の円滑な進行のためにもマイナスにならず、むしろプラスになるかという観点には常に持つていかなければならないという一つの例として申し上げているわけであります。

たとえばいままで申し上げたことを一つとりましても、たとえば私がこの間大臣と有価証券譲渡益のことについて話したときに、株式市場が個人にとって魅力のないものになりつつある。たとえば時価発行してプレミアムは全部取っちゃう。そういうのを続けて株主に新株を発行しないで還元しないということであれば、魅力が薄れるのはあたりまえだという意味のことをちよつと言いましたので、御記憶に残っていると思う。

このプレミアム分について増資をしないというような場合には、これは配当もしないわ、利息も払わぬでいいわ、まるもうけであるということになるわけですね。それに対して課税したらいいじゃないかと言いますと、それは資本課税になるからだめだというのが大方の財政当局なり税務当局の話なんです。しかし、それについても私がいまの戦前の例で言いましたように、相当長期にわたって資本の千分の一・二とか一・五とかいうように、必要とあらば資本課税をやっているわけですね。これは、資本というのは利益を生み出すものであり、それ相応に社会的な便益を受けておるのだから、利益を生むものだから、そのものに対して低い税率でかけた方がいいんじゃないかという考え方がやはりあったということなんです。

ですからプレミアム課税などという、資本課税だ。資本課税というものはそもそもできないものなんだというように固定した考え方というのは、やはりもう少し柔軟に考える必要がある。私は何もそれをいまずぐやれと言っているのではありません、考え方としてはオプションを広くとる必要があるのではないかとということで申し上げているわけであります。最後にまたまとめて大臣にお伺いいたします。

そこで、戦後はどうであつたかというように考えますと、昭和二十一年は、これはやはり戦後で金が非常に足りなかったということで、超過所得制度というものがございました。これは資本金の一〇%を超えたものはどうか、二〇%を超えたらどうか、三〇%を超えたものはどうかというように税率が違ふのです。それでこの制度は昭和二十二年にはやや緩和され、資本金に税をかけるというものが緩和されました。昭和二十三年には超過所得はうんと引き下げられ、資本金に対して税をかけるのは廃止になり、同時に税額控除というものが一五%で復活されました。当時の記録を見ますと、これは吉國二郎さんがお話になったというのですが、戦後司令部が来て、昭和二十三年でしか法人税について二重課税を排除するという意味で、配当からたしか一五%の控除をやれという指令が来たと思います。つまり、占領軍が入つて、昭和二十四年以降のシャープ勧告的な考え方がこゝへ入つてきているわけであります。

ただ、そうではあります、ここでも私が指摘したいのは、単に戦前だけでなしに、戦後も昭和二十一年、二十二年、二十三年といつたら金がなくて困つてるときですね。そのときは企業に対して超過所得の累進税率を課しておつたということです。大臣の本会議での答弁を聞いておりますと、大臣の答弁にも一つのパターンがありまして、超過累進課税と言いますと会社を分割してしまつとか——それは確かにそういうおそれもあるかと思ひますけれども、しかしいま言いました歴史を考へてみますと、必要に応じて、所得税みたいな十何段階というのは困りますけれども、三つないし四つくらいは段階の超過累進課税というのは法人の場合にも戦前戦後を通じてやってたという点なんです。ですから、こういう点についてもわれわれは法人については超過累進課税という段階課税というのは頭からやるべきではないというように固定した考えはとるべきではないのではないかとこのように思つておることを申し上げます。

ておきたいと思うのです。

こちらばかりしゃべつて申しわけありませんが、次にシャープ税制が出てまいりますので、そのところで一区切りをつけたいと思ひます。

御承知のようにシャープ税制は、シャープ氏が参りまして税制の抜本的な改正を言つたわけでありますが、このシャープ氏の考え方は、言うまでもなく、法人というのは与えられた事業を遂行するためにつくられた個人の集合である、言つてみれば法人擬制説と呼ばれているような、あるいは課税の面から言えば法人個人課税一体説というか、そういう考え方に立っているわけであります。したがつて、私が前回のときに申しましたように、シャープ氏にはシャープ氏なりの理論が一貫しているわけですね。その考え方は、法人は個人の集合なんだから単一の比例税制とする、法人に対しては超過所得課税は廃止する、つまり全部株主個人に帰するんだから法人が大きいからとかちよつとたくさんもうけたとか、そういうことで差をつけないで、個人のところへ来た段階で適当な所得税の累進課税を課すればそれで十分なんだという考え方は一貫しているのです。それなりに理論が通つていて、それはそれで、それを徹底しますから法人の課税主体に対する課税は廃止する、これは本来法人は課税主体ではないので、個人のところで、~~法人の~~所得が分配されたところで、ばつちり取ればいいので、法人の段階で~~法人の~~所得に課税する必要はない、これはシャープ氏の考え方からすれば理屈が通つていていいわけですね。

さらに、そうだとしますと法人の留保所得、配当しない所得をほつておくというのは——これは現在はそのようになっていくのです。これは理屈に合わない。なぜなら、留保所得というのは、もしも配当されれば個人の段階で所得税がかかる。法人が留保しておればその分課税されないで、その金を株主の集合体である法人がただで使つておるということになるのだから、もうかつた利子相当分あるいはその何がしかは課税して当然である、そうしなければ不公平になるという考え方です。

ね。これも大いに筋が通つていゝのです。ですから、留保所得については利子相当額に見合う特別税、積立金利子付加税を課する。これは非同族会社には二%、同族会社は自分と一緒のようなものですから七%だ、こういう税制になったのです。

それから、法人株主の受取配当は益金不算入とする、これはシャープ氏の考え方によれば特に子会社の場合に該当するのですが、益金不算入しないと株主のところへ戻るまでに何回も課される株主はたまつたものではないからこれは益金不算入である、こういう考え方です。そして、個人の受取配当については総合課税で課税するけれども、法人の段階で所得税が前取りされているのだからそれを引かなければ株主としては損であるということ、受取配当額の二五%相当額を控除したわけですね。しかもこの二五%というのにも理屈がありまして、当時は個人所得の最高税率が五五%だった。ですから、受け取つた者が五五%の所得税を払うのと呼応して、それと前段階での法人税とどのくらい配当所得控除をすれば引き合うかということ計算したら、私も知りませんが二四・何ぼという数字が出たのです。それで二五%を控除することと整合性がとれるであらう、こういうことになつたわけであります。

そして、ほかにもいろいろありますが、最後に真打ちになるのが有価証券の譲渡所得については全額課税するという制度であります。これはこの前申し上げたから大臣よく御存じと思いますが、留保所得が多いとそれは株主に反映されるわけですから、シャープ氏は、留保所得に対しては積立金利子付加税を取るのだけれども、それでもまだ法人には利益が残つていくので、それがいよいよ有価証券を売却したときに全部実現する。そこでこれを課税しなければ不公平であるということで課税をしまして、もうこの前引用しましたから申しませんが、これが核心なんだ、このところをやらないということになれば私の言っている勧告というのはいふの全部の体系が狂つてくるのだ、だから残り

の制度も公平を欠く制度になるのだということを言っているということは、前回ですか私が指摘したとおりでございます。

これが正当であるかどうかは別として、これはこれなりに理屈として首尾一貫していることだけは間違いないです。ただ、二五%の控除というのが、所得税率五五%の高い所得者についてはほぼ一〇〇%、一〇三%ぐらいになるそうですが調整をしておりませんが、所得税率が二〇%とか三〇%の低い人は十分に調整をされないで損をしているという不利がございまして、いまECで行われているインビュテーション方式というのは若干精密さにおいて欠ける点がありますが、それなりに理屈が通っているわけです。

私がいままで長々と行ってまいりましたのは、木下和夫さんが理屈のない増税、こういうように言っている。やはり税を取る限りは理屈に合った税体系でなければならぬと思ったから最初に引用したわけで、決して木下さんの個人攻撃をしようと思つたわけではないのです。そこで、そういう前提からいいますと、現在はシャープ税制が崩れていることはなほだしいのです。これはもう理屈にも何にも合わないという税制を法人税でも所得税でもとっており、それは大企業、大資産家擁護のための税制としてのみ残っており、こう言われても仕方なく、シャープがもう一遍日本にやってくる、いまこの大蔵委員会を参考人にすれば、大声を上げて怒るだろうと思うのです。それを直すのが渡辺さんあなたの責任であるというように言うだろうと思うのです。私は長々と話しましたので、この辺で戦前からやつとシャープ税制までたどり着いたわけですが、大臣の所感と、木下さんが指摘された理屈のある税制にするためにはやはり何を財政当局はなさねばならないかというところについて御所見を承りたいと思います。

○渡辺国務大臣 大蔵御勉強をされて造詣の深い話を聞かせていただきました、私も非常に勉強になりました。私は、この法人税課税の問題は、時の産業政策と重大な関係があったかと思ひます。

シャープ税制も非常に首尾一貫しておつて、私も大変あれを好んで読んだことがあります。ありますが、結局理論倒れのところも少しあったのじゃないか。たとえば一番先におつたのは富裕税という問題でございまして、やつてはみたものの、現実には非常な不公平になつてしまつて、それで有価証券等を持っている人は比較的逃れて、固定資産を持つてゐるような人だけがかわる。それから税率が低いわりあいに非常に手数がかわつて、余り税収は上がらないというふうなことで途中でやめてしまつたということもあります。それから戦後になつて、高度経済成長期を迎えて、日本の企業を国際的に競争できるような企業にしようという政策が強く働いてきたということも事実じゃないか。それによつて法人が大型化をしてある程度保護されたわけですから、それによつて大きな事業ができ、何万の従業員を使い、それによつて従業員もそれに関係あるものはみんな潤つたかということも事実です。そういういい面も私はあつたかと思ひます。しかしその反面、いまおつたようにいいところだけつまみ食いをしてしまつた。要するにキャピタルゲインの課税というふうなものとは何かそのまゝにして、今度は課税しなくしてしまつたというふうなことがあつたり、また増資をした場合のプレミアムは当然株主に配当されなければならぬ、だれが考えてもそういうものです。しかし取締役の権限が商法の改正によつて非常に強化されて、それで一時は取締役会が自由にするようになつたことはできなかった時代もあつたのですが、取締役会一任みたいな形で、どういふふうな増資の割り当てをするかというふうなことも、時価発行の場合は株主割り当てをするべきものを全く株主割り当てをしない市場で売つてしまつて、しかも親引けなどというふうなことで、それによつてしまつたもうけた人もあるという話を私も聞いております。これなどは非常に悪用の方じやないかと私は思ふ。また重役が株主を恐れ

ないようになつたということは、日本の産業の技術革新等に大きな潜在的な力を与えたことも事実だと思ひます。アメリカのように株主だけを恐れて目先の配当だけということになると、要するに技術革新のための投資ということをやらないで配当優先、見せかけ決算をつくつても、タコ配当しないまでもともかく配当だけを優先する。そのために企業への投資というものが行われない。それが長く続いたために非常に陳腐化をして日本の自動車に負けてしまつた、日本の鉄に負けてしまつたというような面も出てきているわけです。どちらも行き過ぎではないかぬのです。

そこで現在、高度経済成長から安定成長に移る。しかも税制の問題でも非常に厳しいという時代に入つてきておるわけであつて、一方膨大な国債を抱えておつて、これは返済しなければならぬという状態になつてまいりますと、世の中の時代も変わつておるし、いたしますから、そういう点についてどうあるべきかということ、一遍本心に真剣に検討してみる必要があるんじゃないか。そういう意味で、正森委員のいままでのいろいろなお話は実は大変私は勉強になつております。そういうふうな構成を直す、増収を図るという意味では大変いいのですが、あとは減税の問題がなければ真つぐ大蔵省の最高顧問にしてみたいのですけれども、いづれにいたしましても、これは大変いいお話をいろいろ聞かしてもらつて、われわれも謙虚に、今後税体系全体の見直しをするというふうなときに、ただいままでのずつとたび重なるいろいろな御提言については謙虚に検討させていただきます。

○正森委員 いま大臣の御答弁がございましたが、シャープ氏が帰りまして、わが国がサンフランシスコ条約で形式的、法律的には独立するといふことになりましたと、早速、いま大臣が、いいところのつまみ食いと言われたことの現象が起くるのです。これを全部挙げますとまた時間がかかつて御迷惑をかけますからしよつて申しますと、昭和二十六年にはこれは留保所得に対する積立金の利子の付加税という、これはやらなければ

ならないという理屈なんです、それは同族会社以外の二%はやめてしまふ、同族会社は七%から五%に下げる。昭和二十八年になりますと、この間言いましたように、シャープ氏が自分の税制の核心であると言つた有価証券譲渡所得の課税を廃止してしまふ。だから留保して、それによつて株価が上がつて、当然これは株主の資産ですが、それを売つたときに、実現したときに全然税金がからないという制度にしてしまつたわけですね。そうしますと、そのほかの制度との整合性は一遍になくなつてしまふわけでありまして。そのほか非常に非常におもしろいことは、法人税を重くする、三五%が四二%になるというふうなことになりますと、配当所得控除というのは、これは上げませんとぐあひが悪くなる。これが下がれば逆のことをやらなかつと整合がでないのですけれども、わが国の場合にはそれが連動いたしませんで、逆な現象が起つてきているというふうなことが、調べてみると全部あるわけですね。

このことは主税局長にも伺いたいのですが、これは法人擬制説をとつて説明するということとは非常に困難な現象ではなからうか。シャープ税制の場合には仮にも二五%の所得税額控除というのは所得税の五五%の最高のもので連動するといふような一定のセオリーがあつたわけですが、それが崩れてしまつてきていることになるわけでありまして。その上昭和三十年には、これは結論は中小企業に対する一定の政策税制であるということ結構なことだと思ひますけれども、法人税を二段階に分けました、中小企業には軽減課するといふことが起りました。これは中小企業を保護するといふ点ではいいのでしようが、しかし、厳密に法人擬制説をとりますと、株主に、大企業の株主だつて零細な所得しか持つていない人がいるのだし、中小企業の株主だつて相当金を持つておる人がおるのだから、この両者について所得税の段階で、きちつと取るものは取り返してもいいわけでありまして。

ところが、この法人税について二段階をとりま

したときに、配当控除率については何らの変更をしておらない。これも法人擬制説をとつて、法人と、それから個人との間の税額を調整しようという考えが全く破綻してしまつておるということを意味するものではないかというように思うわけですね。

それから、さらに言いますと、公益法人についても税金を取っておりますね。これについて、それじゃ税額が低いから公益法人の關係者に何らかの所得控除の差別を設けておるかといふと、幾ら一部の学者が言ひましても、法人個人課税一体説といふんですか、あるいは昔ながらの法人擬制説といふんですか、そういうような考え方といふのはどう考えても破綻をしていると言わざるを得ないと思ふのです。ですから私は、主税局あるいは財政当局が何もアメリカのまねをして経済の衰退を招くといふことを言うてゐるわけではありませぬ。アメリカが主要な点では法人実在説的な考えをとつていたといふことを私知つておりますけれども、私がここで言ひたいのは、法人擬制説といふ考えに固執して、だから一方では配当控除、一方では配当税額控除をやらなきゃいかぬとか、あるいは受取配当は絶対に益金に算入してはいかぬとか、そういうような固的な考えをやはり捨てて、どれが一番現在のわが国の財政状況やあるいは経済をさらに発展させるという意味からいって適當であり、許容される税制であるかという観点から考えてみる必要がある。そして、戦前には超過所得課税もあつたし、資本課税もあつたといふようなことを考えますと、私は、現段階でこの財政危機を突破するためにあれだけ国民に反対が多く、そして国会でも議決している課税ベースの広い間接税を鈴木総理の御意見を押し切つて大蔵大臣が何かまだ未練ありげな答弁をするといふようなのは一日も早くやめて、そして社会党からも御提案がございました、あすは私どもの党も提案いたしますが、法人税について緩やかな段階税率を考えると、プレミアム課税を行うとかあるいは

受取配当の益金不算入といふことについて考え直すとか、そういうような法人税について理屈の通つた考え方といふのを考えていく必要があるのではないかとこのように思ひますが、いかがですか。○高橋(元)政府委員 御承知でございますけれども、アメリカのマスグレレイブといふ人は現代財政学の代表的な学者だと思ふのでございますが、昨年やつてこられました、私もいろいろお話を承つたり懇談する機会があつたわけですから、私も、マスグレレイブさんと話をしておりましたときに私が一番聞きましたのは「ちよつと迂遠な話でお許しいただけますか。アメリカがなぜクラシカルメソッドといふのですか、いわゆる実在説的な法人とそれから個人配当の二重課税をやつておるか、これをヨーロッパ式のインピュテーションシステムに直さなければならぬ、その見通しはあるのか」といふことを聞きまして、結局支払配当について所得税をかけた法人税もかけておるといふことは、アメリカの企業を支配しております大株主の利益といふものに一番忠実な要請に沿つてゐるものだ、したがつて会社の内部に留保を残しまして、それで会社の財産ないし経営を支配し得る大株主の利益といふものが一番実在説のもとでは生かされるというように話をしておりました。それから、振り返つてみますと昭和三十九年とか四十年ごろにアメリカは配当税額控除をやめ、イギリスもいわゆるクラシカルメソッドになつて配当重課、留保輕課といふことをやつたことがございます。それも法人の内部留保による資金調達といふことを重視するといふ政策的な配慮であつたわけでございます。いづれにいたしましてもマスグレレイブの話でもそうでございますし、日本の財政学者といふいろいろお話ししていても、日本でございますが、いわゆる絶対法人税といふのはないのだ、法人が担税力を持つておつてこれに絶対的に法人税をかけるということではないのだといふことは法人税学者の共通の認識のようでございます。そういう観点から、先ほど来お話もございま

たけれども、昭和二十六年以来、たとえば二十八年の譲渡所得をやめた、これは先ほど大臣から理論倒れのところがあつたといふお話もございまして、たけれども、実際に株式の譲渡所得に課税をするという制度を設けましても何にも実績が上がつてこない、これは譲渡所得課税があるからといつて法人税制がシャープ的な意味での完結した体系であるといふ保証にはならない、むしろこれはやめてしまつた方が当時の資本市場の育成という観点からいひの、こういう政策的配慮が働いたからであらうと思ひます。

わが国の法人税制の戦後の変遷といひますのは、四十三年の長期答申に至りますまで、どちらかと言へば擬制説から実在説の方へ動いてきておつたと思ひます。配当控除率も下がつてまいりました。税率を上げて動かさない。それからお示しのように公益法人なり協同組合についてのさらに一段と輕減された税率も導入されてまいりました。しかしながら四十三年、四十六年の長期答申以降、これは小委員会の報告でも正森委員よく御理解いただいてゐると思ひますけれども、絶対的に擬制説が実在説かといふことでなくて、むしろディファレンシャルな見方と申しますか、いまの制度を動かしたら経済なり投資家なりどういふ影響があるのか、その影響をできるだけプラスの方に向に持つていく、そういう発想法に変わつてまいりました。その発想法が五十二年の答申で踏襲され、五十五年の中期答申でもまた出ておるといふことでございますから、現在は冒頭にお話のありました神学論争といふことを離れて、法人税制を動かした場合にそれが経済に与へべき影響、國際的な法人税の趨勢といふものを考えていくといふ局面にあると思ひます。國際的な趨勢と申しますと、アメリカ、イギリスが昭和四十年ごろに相次いでクラシカルメソッドに移りましてからまた十年たちまして國際的な流れはかわりまして、いまインピュテーション方式といふものがヨーロッパにおける統一した動きになつております。アメリカはなかなかそれに同調しないと思ひます。す

れども、しかしながらそういう全体の國際化の流れの中で、やはり税制といふものを考えていかなければならない、そういう必要性はますます高くなつてきておりますので、その辺を踏まえて昨年の小委員会の報告ができておる、そういうこととてでございます。

○正森委員 いま主税局長がマスグレレイブ氏に會つた話が出ましたが、恐らくこれは、アメリカでは統合賛成論者を統合論者もしくはイデアリストといふのだそうですが、インテグレーションニストといふのですか、それからイデアリスト、その一方の旗頭ですね。マスグレレイブといふのはたしか御夫婦で、リチャード・A・マスグレレイブとベギ・B・マスグレレイブ、この二人のことだろうと思ふのですけれども、お話が出たわけでありまして、確かにECでは、イギリスなどは独立課税主体説をとつておりましたが、ECに加盟しまして、ECではたしか昭和五十年ですかインピュテーションの統一指令を出しまして、そういう方向へ動いてゐるといふ事実はございまして、けれども、しかし依然としてアメリカではマスグレレイブ夫妻のような御意見もあつますが、がんな分離論者といひますか独立課税主体説論者もおりまして、アメリカだとかオランダといふのは依然として法人を獨立の課税主体と考へるといふ考え方をとつており、今度のこの企業課税小委員会の報告を見ても必ずしも國際的動向は定まつていない段階において、わが国でインピュテーション方式を採用するのは時期尚早である、こういう考え方をとつてゐると思ふのです。

そこで、いま企業課税小委員会の報告の話が主税局長から出しましたので、その中で一つ聞かしていただきたいと思ふのですが、これの六十二ページないし六十三ページをあげていただいたらいいと思ふのですけれども、「地方税における税負担の調整についての考え方」といふところがあるんですね。これは住民税の法人税割、それから個人に對しては住民税所得割といふのが課せられておるわけですね。これを完全に統合するマスグレレイブ

氏のような考え方をとりますと、これも当然統合しなければおかしいのだけれども、地方税の場合には統合することが全く行われていないのです。そこで考えておきますことは、地方団体が課税権を有しておいて法人の所在する地方団体と個人株主の所在する地方団体とは必ずしも一致しないという点から考えると、大体調整するという考え方は地方税になじまないということでは片づけているんですね。しかしこれは理屈としてはなかなかこれでは片づけられない問題だと思ふのです。税金を取る方からはなじまないといつて片づけても、取られる方から見ますと、おれはどこそこの会社の株主で大阪に住んでおる、東京には住んでおらないということでありまして、やはり自分の金が法人税として取られて所得税の前払いであるというのが統合論者の考え方ですから、どこに住んでおるうとそんなことは知ったことじゃない、同じ日本に住んでおるんだ、それは何らかの形で返せというのでなければ首尾一貫しないのです。そんなものこのごろのような発達したところで東京に本社のある会社は株主は全部東京に住んでおつて、大阪や名古屋、神奈川には全然おらないということはあり得ないのですから。ところが、そういうのを平然と、最高水準の人が書いたと思われる理由のところにあつたりとそういう理由で一言のもとに統合というのは法人税ではなじまないといつて切り捨てているのです。これは理屈としては非常にずさんな考え方ではなからうか。ですから、ここから言えるのは、私は何も法人税について無理やり統合しろと言っているのじゃないのです。統合できないのとはできないだけのわけがあり、住民の間でも東京に本社のある法人は東京で住民税の法人割を払いなさい、それだけ東京都に御迷惑をいろいろかけているのだから。個人は個人で大阪に住んでおる者は大阪で、沖繩に住んでおる者は沖繩で、茨城なり栃木に住んでおる者はそこで払いなさいという考えが日本に定着しているからだ。それはすでにそれぞれが独立の租税の負担をする主体であると

いう考えが地方税段階では完全に行き渡っているからだと考える方がむしろ自然であるというように思ふのです。そういう考え方や、国税でもいまい一体説が崩れつつある点からいいますと、主税局長、いまも引用されました昭和四十三年の長期税制答申が、さきにおつしやいましたから長くは申しませんが、法人には独自に担税力があるというように考えておるといふのは、その後E Cの動き等はございませうけれども、やはり一つの必然的な考えの流れではなからうかというように私は考えざるを得ないわけでありま。

大臣、昭和四十三年に税制調査会自身が現在の日本の法人税のあり方に大きな疑問を投げかけて「長期税制のあり方についての答申」というのを出しているのです。その中で法人税について一定の考え方を示して、長くなりますから一部だけを読みますが、「当調査会がさきに中間答申において、法人税を株主の所得税の前払いとしてではなく、法人独自の負担であるとするいわゆる法人利潤税方式の方向について検討すべき旨を指摘したのは、云々」以上のような基本的認識に基づくものである。以上のようなものは全部省略します。それからさらに、「このためには、法人税は株主の所得税の前払いとしてではなく、法人の独自の負担である」と認識し、企業の純利潤を株主の負担とは切りはなした企業独自の負担力の指標と考へる方向で検討することが適当と認めたのである。」といふことで、ここにいろいろな提案をしていくわけですが、この提案を全部読み上げるといふことは長くなりますが、非常に興味深い提案をしていくわけでありま。

鈴木総理が行政改革で政治生命をかけるといううなことを一方では言うておられ、いやいや行政改革だけでは心もとないのや、やはり課税ベースの広い間接税をやらなければならないといううな考えがありといううな激動の時代には、戦前のわが国税制の歴史を考え、また昭和四十三年の長期税制の答申を考え、やはり基本的に世間でい

ゆる不公平税制と言われているものについて考えてみる必要があるということ再度申し上げたいと思ふのです。

そこで、その場合にこれが企業のビヘービアに對してどういう影響を与えるだろうか、それがわが国の経済に、資本主義社会が当分の間は存続する、なるべく早く変わつたらいいと私どもは思っているのですが、当分の間存続するという前提のもとで余りに大きな変動を惹起するようであると、これは渡辺大蔵大臣としては、自民党としても困るということだろと思ふのです。ところがそれについても心配要らぬという答えが出てくるのです。これは皆さんはよく御存じであえて申すまでもないかとも思いますが、念のために指摘したいと思ふのですが、主税局長に答えてもらいましょうか。配当課税一本にしぼつた場合、インビュテーション方式を採用した場合、受取配当益金不算入を変えてしまつた場合、それぞれ企業のビヘービアにどういう変化があらわれるであろうかといふのが出ていと思ひますが、それを答えてください。

○高橋(元)政府委員　まず独立説が統合説かといふことでございませうけれども、法人税と所得税の間の税負担の調整を行わないといふことにいたしました、その場合の問題は、一つは資金調達との関連でございませう。もう一つは資本市場との関連でございませう。第三に国際資本交流との関連でございませう。これらにつきましては小委員会の報告に非常に詳細に書かれておるわけですが、ごく簡略に申し上げますと、企業の資金調達との関連で申せば、株式発行による資金コストが借入金や社債の外部資金コストに比べて高いものになる。したがって株式発行によらず借入金や社債の選択を促進させることになつてくる。さらに株式による資金調達が妨げられることによつて企業の景気に対する抵抗力といふものが少なくなつてまいります。こういうことからマイナスの影響があるであらう。

次に、資本市場との関連で申しますれば、留保に比べて配当に重い税金がかかりますから、大株主または支配的株主の意向が企業の配当政策に影響を持つ限り、企業は内部留保を好んで配当を抑制することになるだらう。そうなりますと、資本の再投資ということがより効率性を欠く。資本市場が本来持つておる適正な資金配分機能というのは害される。また配当が抑制されますと、とかく投資は投機ということになりやすいということが指摘されております。

国際資本交流との面では、仮に調整を行わない国に日本が移行したといたしますと、外国の投資の方が税負担上有利になつてきて、そこから資本の流出ということが働くようになるであらう。そういう意味で国際的なハーモナイゼーションといふことへの影響がある、こういうことが基本的にまず指摘されておるわけでございます。

そこで法人段階で調整を行うことが必要だといふことで配当課税、それから支払配当損金算入、それから配当税額控除、法人税加算調整、いわゆるインビュテーション、四つの方式についてそれぞれ検討しておるわけでございますけれども、いづれにいたしましても配当課税という形ではいけません、日本の株主といふのは現金配当というものを配当と考えて、配当にくつておりま法人税負担は自分に対する配当ではないといふ觀念をいたします。経営者の方はまた一定の払い込み資本に對する配当率を維持するといふことを経営の基本と考へる傾向がございませうし、配当控除につきましても、これは世間では株主に對する優遇措置であるといふ見方がございませうし、配当課税そのものが配当率の高い大企業に對しての優遇である、これはそれぞれ一種の言葉が悪いのですが、感情でありまして、理屈からいいますと首尾一貫しないものがありますけれども、そういう現状のもとで四つの方式を検討してみますと、いづれにしても一長一短でございませう。国際的なハーモナイゼーションといふことを重んずればやはりヨーロッパで行われておりますインビュテーション方式に移行するといふことを将来の方向と考へるに

ても、しかしながら、それはどのような投資、ポートフォリオと申しますか、金融資産選択にどう影響があるか、企業の資金調達にどう影響があるか、国際的な競争にどう影響があるか、そういうことを一つ一つ考えていかなければ答えが出てまいらない。それはもう少し国際的な動向が軌を一にするのを待つて方向を決定すべきだという答えになつておるわけでございます。

○正森委員 主税局長が非常に丁寧にお答え願ったのですが、私が伺いましたのは、ちよつと質問が不十分でしたが、違いますので、私の方から申し上げます。

「企業課税小委員会報告」の、大臣、お手元にもしお持ちでしたら、五十二ページをあけていただきたいのです。そこには、「配当課税方式に一本化した場合の配当政策」こういうことで、日本租税研究協会がアンケート調査をやつてゐるのですね。その結論が出てゐるわけです。

それは、「配当税額控除方式が廃止され、代わりに配当課税率が引き下げられた場合、配当政策をどうするか」「配当税額控除方式が廃止されてしまふ、それでかわりに配当課税率が引き下げられる、つまり言葉をかえると、配当課税方式に一本化してしまふ、この場合ですね。ですから、企業の負担と考えると、企業にとつては非常に利益になるわけですね。それに対する答えが、「配当率を据え置く」とした企業が約四七％、「他社に追随する」とした企業が約四〇％となつており、両者を合計すると約八七％となる。つまり、ほとんど変わらぬということですね。一本化して配当課税方式になるから、非常に租税が助かるからこの機会に配当をふやそうかというようなことは考えない、いままでの配当を維持する、あるいは他社に追随するという者が八七％を占める、こう言つてゐるのです。

そうしたら、インビュテーション方式に統合したらどうかという、今度は五十四ページを見てください。五十四ページの一番上に「法人税加算調整方式」、これはインビュテーション方式のこの

小委員会の日本語訳なんです、この場合の配当政策、「配当課税制度が廃止され法人税加算調整方式が採用された場合、配当政策をどうするか」これは株主にとつては利益なんです。しかし、企業にとつてはもうけにならないわけですが、それに對して、「配当率を維持する」とした企業が約五五％、「他社に追随する」とした企業が約三八％となつており、両者を合計すると約九三％となる。つまり、九三％はほぼ変わらぬと言つてゐるわけですね。

その次に、受取配当益金不算入、六十二ページを見てください。受取配当益金不算入というのは、企業にとつては利益ですね。これがもし廃止になるといふことになれば、企業にとつては猛烈たる反発が起るかと思つて興味を持つてそのアンケートを見れば、こう言つておるのです。受取配当益金不算入制度が廃止された場合、安定株主工作に対する協力、業務提携のため所有して、株式についてどうするかという問いに對し、「手放さない」とした企業が約八一％、「当該会社と協議して決める」とした企業が約一二％、「投資採算が悪化するので手放す」とした企業が約三％となつてゐる。こう書いてゐるのです。

つまり、受取配当益金不算入にしたら、いままでの財政当局の考えでは、株主に渡すまでに何遍も課税されて株主はたまらぬ、企業にとつてみては、一たんもう税金を取られてゐる配当についてまたおれのところで課税されるというんじや、そんな株は持つておつてもしょうがないということになつて大変な変動が起るであらう、こう思つておつたし、私もあるいはそうかなあとも思つたのです、あなたの方の宣伝が行き届いてゐるから、ところが、実際に調べてみて、アンケートをとつてみたら、手放すというのは三％で、ほかはやはり手放さぬと。せいぜいが当該企業と相談するというのが二％で、手放さぬというのが八一％だ。

そうしますと大臣、いまの制度をこつと変えろと、経済にごつと影響があると言われているわけです。ほかにはもつとたくさん項目があると思ひ

ますよ。株主の動向も調べなければいけませんからね。しかし企業に関する限りは、一番根幹である配当課税一本にしぼるとか、あるいはインビュテーション方式一本にしぼるとか、受取配当益金不算入をやめるとか、まあ言つたら、一番根源的な制度が変わつても、自分たちの配当政策やあるいは他社との協調のために持つておる株式、それについては変化はない、こう言つてゐるのです。

そうしますと、渡辺大蔵大臣たるもの、度胸のある大蔵大臣なら、ここまでアンケートでどうもなつておるのならば、ひとつやるかといふことになつてもこれはいいんじゃないかと思はれる数字が出てゐるのです。そうじゃないでしようか。

主税局長、えらい失礼しましたけれども、私はこのことを答えてほしかつたわけであります。

○渡辺国務大臣 どういう意図でそういう答えをしたか、私もその心理状態はよくわかりませんが、恐らくこの会社が、そこに何かいろいろな、自分の支配関係とかいろいろな下請をやらせて、人的な、やめた重役を天下りで送り込むとか、あるいはその会社と関係がなくなれば自分の企業の収益にもつと別な影響を及ぼすとか、あるいは会社のエゴが別に何か働いてゐるとか、だから、そういうことを答えた人の心理状態がわからないというの、私はそれを言つたわけですね。

だから、税金がよけいにかかるということになれば放すというのが普通なわけですから、それはそれ以上別な利益が何かあるんじゃないか。それは何であるかといふようなことも調べないとよくわかりませんが、いづれにしても、要するに会社同士が株の持ち合ひをやつてしまつておるというやうなことで、しかも日本の場合、個人株主がだんだんだんだん減つてしまつてゐるわけですよ。これは興味がないからですから、権利が守られないからだから。

だからこういう点については、法人実在説だけに割り切つてしまふのがいいのか、日本のような国は、安定的社会にするために個人株主をもつと

つくつた方がいいのか。たとえば日産とかトヨタとかたくさん大企業があるが、そういうところでもかく従業員にたくさん株を持たせる、そして従業員の中からも監査役が出るとか、大株主はまあ出ないだらうけれども、何か重役が出るとか、そういうやうな形のことか、これは大きな問題なんですよ。自由社会にとつては大変な問題で、これは崩すわけにはいかない問題でございまして、真剣にいろいろな角度から勉強させてもらいたいと思ひます。

きようは大変ありがとうございました。

○正森委員 礼を言われてもまだ終わつたわけではないのですが、委員長もときどき目をつぶつて非常に気持ちよさそうにしておられる時期がありますし、他の委員に御迷惑をかけてもいいけませんので、きようはこれで終わります、別の機会にまた聞かせていただきたいと思ひますが、現在では上場株式なんかについては、七〇％以上は法人が持つてゐるのです。個人はちよつとしか持つてゐないのです。そこへもつてきて受取配当は益金不算入だということになれば、これが法人の株式所有の傾向を高めることはあつても、減らすこととはないと思ふのです。

ですから、いまの資本主義社会が法人の法人のための資本主義社会だと言われないためにやはり考えていかなければいかぬといふことで、私は、そういう意味からは、神学論争には必ずしもこだわりませんが、わが国の法人税制の過去にはいろいろ現在とは違ふ考え方もあつたといふことも御参考にしていただいて、どの制度が財政再建にとつて有益であり、また経済に對しても一定の積極的な役割を果たすであらうかといふ点を考慮して、大所高所に立つて考えていただきたいといふことを申し述べまして、本日はこれで終わらせていただきます。

○綿貫委員長 次回は、明二十五日水曜日午前九時三十分理事会、午前九時四十分委員会を開くことにし、本日は、これにて散会いたします。
午後九時二十分散会

国税通則法の一部を改正する法律案

国税通則法の一部を改正する法律

国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 総則(第七十五条―第八十条)」を「第一款 総則(第七十五条―第七十八条)」を「第一款の二 国税審判庁(第七十九条―第八十条の六)」に改める。

第十一条中「国税庁長官、国税不服審判所長」を「国税審判庁長官又は国税庁長官」に、「又は税関長」を「若しくは税関長」に改める。

第十三条第一項中「国税不服審判所長」を「国税審判庁長官」に改める。

第七十五条第一項及び第三項から第五項までの規定中「国税不服審判所長」を「国税審判庁長官」に改める。

第七十八條及び第七十九條を削り、第八十条を第七十八條とする。

第八章第一節第一款の次に次の一款を加える。

第一款の二 国税審判庁

(設置)
第七十九條 内閣総理大臣の所轄の下に、国税審判庁を置く。

(所掌事務)
第八十条 国税審判庁は、国税に係る行政庁の処分についての不服に対する審査に関する事務をつかさどる。

(権限)
第八十条の二 国税審判庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(法律に基づく命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

六 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、刊行し、及び頒布すること。

七 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

八 国税審判庁の公印を制定すること。

九 国税に係る行政庁の処分についての不服に対する審査を行うこと。

十 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む)に基づき国税審判庁に属させられた権限

(地方支分部局)
第八十条の三 国税審判庁の地方支分部局として、各都道府県に、地方国税審判局を置く。

2 地方国税審判局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 地方国税審判局の事務の一部を取り扱わせるため、その地方国税審判局の管轄区域内に、地方国税審判局の支部を設けることができる。

(長官)
第八十条の四 国税審判庁の長は、国税審判庁長官とし、内閣総理大臣が任命する。

(国税審判官等)
第八十条の五 国税審判庁に国税審判官及び国税副審判官を置く。

2 国税審判官は、国税審判庁長官に対してされた審査請求に係る事件の審査を行い、国税副審判官は、国税審判官の命を受け、その事務を整理する。

3 国税副審判官のうち国税審判庁長官の指名する者は、国税審判官の職務を行うことができる。ただし、この法律において審判長の職務とされているものについては、この限りでない。

4 国税審判官の資格は、政令で定める。

(政令への委任)

第八十条の六 この款に定めるもののほか、国税審判庁の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十四条第六項、第八十八条第二項、第八十九条第一項及び第三項並びに第九十条第一項から第三項までの規定中「国税不服審判所長」を「国税審判庁長官」に改める。

第九十一条第一項中「国税不服審判所長」を「審判長」に改め、同条第二項中「国税不服審判所」を「国税審判庁」に改める。

第九十二条中「国税不服審判所長」を「審判長」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(審査の合議制)
第九十二条の二 審査は、三人の国税審判官(第八十条の五第三項(国税副審判官)の規定により国税審判官の職務を行う国税副審判官を含む。以下「審判官」という。)の合議体が行う。

2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。

(審判官の指定)
第九十二条の三 国税審判庁長官は、審査請求書を受理したときは、当該審査請求に係る事件について前条第一項の合議体を構成すべき審判官を指定しなければならない。

2 国税審判庁長官は、前項の規定により指定した審判官のうち審査に関与することに故障がある者があるときは、その指定を解いて他の審判官をもつてこれを補充しなければならない。

(審判長)
第九十二条の四 国税審判庁長官は、前条第一項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

2 審判長は、その審査に関する事務を総理する。

第九十三条第一項中「国税不服審判所長は、審査請求書を受理したときは、その審査請求が前条に「審判長は、審査請求があつたときは、当該審査請求が第九十二条(却下)に、「国税不服審判所長は、その受理した」を「審判長は、当該審査請求に係る」に改め、同条第四項中「国税不服審判所長」を「審判長」に改める。

第九十四条を次のように改める。

(審判官の除斥)
第九十四条 審判官は、次の各号の一に該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の審査請求人若しくは参加人であるとき又はあつたとき。

二 審判官が事件の審査請求人若しくは参加人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。

三 審判官が事件の審査請求人又は参加人の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四 審判官が事件について参考人又は鑑定人となつたとき。

五 審判官が事件の審査請求人若しくは参加人の代理人であるとき又はあつたとき。

六 審判官が審査請求に係る処分について国税庁、国税局、税務署、税関その他の行政機関の職員の職務(不服申立てについての職務を含む)を行つたとき。

七 審判官が事件について直後の利害関係を有するとき。

(審判官の忌避)
第九十四条の二 審判官について審査の公正を妨げるべき事情があるときは、審査請求人若しくは原処分庁(以下「審査請求人等」という。)又は参加人は、これを忌避することができ。

2 審査請求人等又は参加人は、事件について審判官の面前で陳述をした後は、審判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

(除斥又は忌避の申立ての方法)
第九十四条の三 除斥又は忌避の申立てをする者は、書面又は口頭をもつてその原因を開示しなければならない。

2 除斥又は忌避の原因は、前項の申立てをした日から三日以内に疎明しなければならない。前条第二項ただし書の事実も、同様とする。

(除斥又は忌避の申立てについての決定等)

第九十四条の四 除斥又は忌避については、その申立てに係る審判官以外の審判官が審査により決定をする。ただし、その申立てに係る審判官は、意見を述べる事ができる。

2 前項の決定は、書面で行い、かつ、理由を付さなければならぬ。

3 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定があるまで審査手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

(審理の方式)

第九十四条の五 審理は、口頭審理による。ただし、審判長は、審査請求人又は参加人の申立てにより、書面審理によるものとすることができ

2 審判長は、前項の規定により口頭審理による審理をするときは、その期日及び場所を定め、その旨を記載した書面を審査請求人等及び参加人に送達しなければならない。ただし、当該事件について出頭した審査請求人等又は参加人に對しこれを告知したときは、この限りでない。

3 第一項の規定による口頭審理は、公開して行う。ただし、審査請求人等又は参加人の申立てがあつたときは、公開しないことができる。

(職権による審理)

第九十四条の六 審判長は、審査請求人等又は参加人が正当な理由がなく前条第二項の規定により定めるところに従つて出頭しないときであつても、審理手続を進行することができる。

(審理又は裁決の範囲)

第九十四条の七 審判長は、審査請求人が審査請求の理由として主張しない事項については、審理をし、又は裁決をしてはならない。

第九十五条及び第九十六条中「担当審判官」を「審判長」に改める。

第九十七条第一項中「担当審判官」を「審判長」に改め、同項第一号中「(以下「審査請求人等」という。)」を削り、同条第二項中「国税不服審判所」

を「国税審判庁」に、「担当審判官」を「審判長」に改め、同条第三項中「国税不服審判所」を「国税審判庁」に改め、同条第四項中「国税不服審判所長」を「国税審判庁長官」に改める。

第九十八条第一項及び第二項中「国税不服審判所長」を「審判長」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 裁決は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行い、裁決をした審判官がこれに記名し、印を押さなければならない。

一 審査請求人等及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 審査事件の表示

三 裁決の結論及び理由

四 裁決の年月日

4 国税審判庁長官は、裁決があつたときは、裁決の謄本を審査請求人、原処分庁(第七十五条第二項第一号(国税局の職員の調査に係る処分についての異議申立て)に規定する処分に係る審査請求にあつては、当該処分に係る税務署長を含む。)、参加人及び審査に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

第九十九条から第一百一条まで次のように改める。

第九十九条から第一百一条まで 削除

第一百零三条中「国税不服審判所長」を「審判長」に改める。

第一百零四条第一項中「国税不服審判所長(以下「審判長等」という。)」を「審判長(以下「審判長等」という。)」に改め、同条第二項及び第三項中「国税不服審判所長等」を「審判長等」に改める。

第一百五條第四項から第七項までの規定中「国税不服審判所長」を「国税審判庁長官」に改める。

第一百零六條第三項及び第四項並びに第一百七條第四項中「国税不服審判所長等」を「審判長等」に改める。

第一百零八條第二項中「国税不服審判所長等」を「審判長等」に改め、同条第五項中「国税不服審判所長等(担当審判官を含む。)」を「審判長等」に改める。

第九十九条第一項から第三項までの規定中「国税不服審判所長等」を「審判長等」に改め、同条第四項中「担当審判官」を「審判長」に改め、同条第五項中「(第一百零一条第一項(異議申立てに関する規定の適用)において適用する場合を含む。)」を削る。

第一百零二條中「国税不服審判所長」を「国税審判庁長官」に改める。

第一百零三條の見出しを「(権限の委任)」に改め、同条中「国税不服審判所長」を「国税審判庁長官」に、「首席国税審判官」を「地方国税審判局長」に改める。

第一百零五條第一項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 その不服が、国税庁長官の発する通達が法令に適合しないことを理由とするものであるとき。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(従前の手続の効力)

2 この法律の施行前に改正前の国税通則法(以下「旧法」という。)の規定により国税不服審判所長に對してされた審査請求又はこれについての裁決その他の処分若しくは手続は、改正後の国税通則法(以下「新法」という。)の相当規定により国税審判庁長官に對してされた審査請求又はこれについての裁決その他の処分若しくは手続とみなし、新法第八章第一節の規定を適用する。ただし、旧法によつて生じた効力を妨げない。

(罰則に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(他の法律の一部改正)

4 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)の一部を次のように改正する。

第九十二条中「国税庁」を「国税審判庁若しくは地方国税審判局又は国税庁」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第七十一条第二項中「第一百五條第一項第三号」を「第一百五條第一項第四号」に改める。

第七十三條第一項中「国税不服審判所長」を「国税審判庁の審判長」に改める。

5 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「国税不服審判所の担当審判官」を「国税審判庁の審判長」に改める。

6 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十六條第七項中「国税不服審判所」を「地方国税審判局」に改める。

7 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「国土庁」を「国土審判庁」に改める。

8 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「国土庁」を「国土審判庁」に改める。

第十八條の表中国土庁の項の次に次のように加える。

国税審判庁	国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)
-------	----------------------

9 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十二号中「国税不服審判所以外の」を削る。

第三十九條を削り、第三十九條の二を第三十九條とする。

第四十一条第一項の表中国税審査会の項を削る。

る。

理由

納税者の権利利益の救済を図り、あわせて税務行政の適正な執行に資するため、国税に係る行政の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に対する不服について、独立の国税審判庁が審判を行うこととする制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約四十億円、平年度約百億円の見込みである。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「受取配当等（第二十三条・第二十四条）」を「削除」に改める。

第二条第十八号イ(2)中「第二十三条（受取配当等の益金不算入）」を削る。

第二編第一章第一節第三款第一目を次のように改める。

第一目 削除

第二十三条及び第二十四条 削除

第三十七条第二項を次のように改める。

2 内国法人が各事業年度において支出した寄付金の額（前項の規定の適用を受けた寄付金の額を除く。第五項において同じ。）の合計額が、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に掲げる金額（以下この条において「損金算入限度額」という。）を超えるときは、その超える部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる金額の合計額の二分の一に相当する金額

イ 当該事業年度終了の時における資本等の金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数乗じて計算した金額の千分の一に相当する金額

ロ 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の一に相当する金額

二 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本の金額又は出資金額を有しないもの 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の一に相当する金額

三 公益法人等 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）第三条（定義）に規定する学校法人又は社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二号（定義）に規定する社会福祉法人 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の五十に相当する金額（当該金額が年二百万円に満たない場合には、年二百万円）

ロ イに掲げる法人以外の公益法人等 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の三十に相当する金額

第三十七条第九項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項及び第六項を三項ずつ繰り下げ、同条第四項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 次に掲げる内国法人で退職給付その他の長期給付の事業を行うものが、各事業年度において、その長期給付の事業から融通を受けた資金の利子として収益事業から長期給付の事業に繰入れをした場合において、その繰り入れた金額（そ

の金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額）が当該事業年度の第二項第三号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額に相当する金額とする。

一 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

二 地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会及び地方団体関係団体職員共済組合

三 専売共済組合、国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合

四 私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合

第三十七条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 事業年度が一年に満たない法人に対する前項第三号イの規定の適用については、同号イ中「年二百万円」とあるのは、「二百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数乗じて計算した金額」とする。

4 第二項及び前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第三十九条の見出し中「損金不算入等」を「損金不算入」に改め、同条第一項中「以下この条において同じ。」を削り、同条第二項を削る。

第五十二条第一項を次のように改める。

内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権（これらの債権のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「貸金」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、当該事業年度終了の時における貸金の帳簿価額の合計額に、その内国法人の営む主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる割合を乗じて

計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。）千分の十六（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額若しくは出資金額が一億円以下の内国法人（以下この項及び第五十五条第一項において「中小法人」という。）又は割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義）に規定する割賦販売の方法による小売を主たる事業とする内国法人については、千分の二十）

二 製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理事業を含む。）千分の十二（中小法人については、千分の十五）

三 金融及び保険業 千分の三

四 前三号に掲げる事業以外の事業 千分の十（中小法人については、千分の十二）

第五十五条第一項中「金額については」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額又は当該見積額の百分の二十五（中小法人にあつては、百分の五十）に相当する金額から当該事業年度終了の時における前事業年度から繰り越された次項に規定する退職給付引当金勘定の金額を控除した金額のうちいずれか少ない金額」に改める。

第六十六条第一項を次のように改める。

内国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれ金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 年一億円以下の金額 百分の三十七

二 年一億円を超え、年十億円以下の金額 百分の四十二

に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に、「同項中」を「第一項中」「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、第二項中「七百万円」を「千万円」に改める。

第六十七條第二項第二号を次のように改める。

二 削除

第八十一條第一項中「内国法人の青色申告書」を「内国法人（当該事業年度終了の時に於いて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び保険業法に規定する相互会社を除く。以下この条において同じ。）の青色申告書」に改める。

第九十三條第二項第二号を次のように改める。

二 削除

第九十九條第一項を次のように改める。

内国法人である普通法人が解散をした場合における清算所得に対する法人税の額は、解散による清算所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 五億円以下の金額 百分の三十七

二 五億円を超える金額 百分の四十一

第二百二條第一項第三号中「あるときは」の下に「前号に掲げる法人税の額のうち、」を加え、「当該金額（」を「同条同項同号に掲げる金額（」に、「に百分の四十（協同組合等については、百分の二十三）を乗じて」を「に係る法人税の額として政令で定めるところにより」に改める。

第二百十五條第一項を次のように改める。

内国法人である普通法人が合併した場合における清算所得に対する法人税の額は、合併による清算所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 五億円以下の金額 百分の三十七

二 五億円を超える金額 百分の四十一

第四百四十三條第一項を次のように改める。

外国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第四百四十一條（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一 年一億円以下の金額 百分の三十七

二 年一億円を超え、年十億円以下の金額 百分の四十二

三 年十億円を超える金額 百分の四十七

第四百四十三條第二項中「七百万円」を「千万円」に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項及び第二項」に、「同項中」を「第一項中」「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、第二項中「七百万円」を「千万円」に改める。

別表第二第二号の表の学校法人の項中「昭和二十四年法律第二百七十五号」を削り、同表同号の表の社会福祉法人の項中「昭和二十六年法律第四十五号」を削る。

附 則

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人（新法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、な

お従前の例による。

3 新法第八十一條（新法第四百四十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

理 由

法人税の負担の適正化を図るため、法人の受取配当等の益金不算入制度を廃止し、法人税に累進税率を導入し、寄付金に対する課税を強化し、資本金額等が一億円を超える法人については、貸倒引当金及び退職給与引当金の繰入限度額を引き下げるとともに欠損金の繰戻しによる還付を行わないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第九条」に改め、「第一節の二 配当所得（第八条の二―第九条）を削り、「配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特例（第四十二條・第四十二條の二）を「削除」に、「第四十二條の三・第四十二條の四」を「第四十二條の二・第四十二條の三」に、「第六十八條」を「第六十八條の三」に改める。

第三条から第三条の三までの規定を次のように改める。

第三条 削除

第二章中第一節の二の節名を削る。

第八条の二から第八条の五までの規定を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十二條の二第一項及び第二項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

に改める。

第十二條の三第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第十三條第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第十三條の二第二項第一号中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第十四條第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第二十條第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第二十五條の二第二項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十八」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一」を「千万円を超える一億円以下の部分の金額については、百分の三十七、一億円を超える十億円以下の部分の金額については、百分の四十二、十億円を超える部分の金額については、百分の四十七」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の六十」を「千万円を超える一億円以下の部分の金額については、百分の五十七、一億円を超える十億円以下の部分の金額については、百分の五十一、十億円を超える部分の金額については、百分の四十五」に改め、同条第五項第二号中「七百万円」を「千万円」に、「百分の四十」を「当該達するまでの金額のうち当該加算した金額が一億円以下部分の金額については、百分の三十七、一億円を超える十億円以下の部分の金額については、百分の四十二、十億円を超える部分の金額については、百分の四十七」に改める。

第二十六條第一項中「各年」を「昭和五十六年までの各年」に改める。

第二十七條中「個人が」を「個人が、昭和五十六年十二月三十一日までに」に改める。

第二十九條の四第一項中「昭和五十六年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に改める。

改める。

第三十一条第一項中「四千万円」を「三千万円」に、「八千万円」を「六千万円」に、「八百万円」を「六百万円」に、「二百万円」とあるのを「四分の三」を「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額」に改める。

第三十一条の二第一項中「四千万円」を「三千万円」に、「八百万円」を「六百万円」に、「八千万円」を「六千万円」に、「四分の三」を「当該超える部分の金額」に改める。

第三十一条の三第一項中「八千万円」を「六千万円」に、「八百万円」を「六百万円」に、「六百万円」を「四百五十万円」に、「四千万円」を「三千万円」に改める。

第四十一条第一項中「新築住宅」を「建築住宅」に、「建築の工事」を「建築工事（新築、増築又は改築の工事をいう。次項において同じ）」に、「建築後」を「新築後」に改め、同条第二項中「新築住宅」を「建築住宅」に改める。

第四十一条の十二を次のように改める。

第四十一条の十二 削除

第三章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第四十二条 削除

第四十二条の三第一項中「以下この章において同じ。」の下に「（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び保険業法（昭和十四年法律第四十一号）に規定する相互会社（以下単に「相互会社」という。）を除く。）を加え、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改め、第一節の二中同条を第四十二条の二とする。

第四十二条の四第七項中「第四十二条の四」を「第四十二条の三」に改め、第一節の二中同条を第四十二条の三とする。

第四十三条第一項中「青色申告書を提出するもの」の下に「（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び相互会社を除く。）」を加える。

第四十五条の二第一項及び第三項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第四十五条の三第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第四十五条の四第一項第一号及び第二号中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第四十七条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第五十三条第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び相互会社を除く。）」を加える。

第五十四条第一項中「五億円」を「一億円」に、「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「千分の六・六（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額若しくは出資金額が一億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人については、千分の十三・六）を「千分の十三・六」に、「千分の九（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額若しくは出資金額が一億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人については、千分の十八・四）」を「千分の十八・四」に改める。

第五十五条第一項中「内国法人（」の下に「（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び相互会社並びに）」を加える。

第五十六条の三第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。）」を加える。

第五十六条の四及び第五十六条の五を次のように改める。

第五十六条の四及び第五十六条の五 削除

第五十六条の六第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。）」を加える。

第五十六条の八を次のように改める。

第五十六条の十第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。）」を加える。

第五十七条第一項及び第二項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び相互会社を除く。）」を加え、同条第三項中「第五十七条の二第五項」を「前条第九項」に改め、同条第五項中「第五十七条の二第五項及び第六項」を「前条第九項及び第十項」に改める。

第五十七条の二を次のように改める。

第五十七条の二 削除

第五十七条の三第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び相互会社を除く。）」を加え、同条第十四法律第四十一号」を削り、同条第六項中「において準用する前条第五項」を削り、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を次のように改める。

9 第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた場合において、その承認を受けた後異常危険準備金として積み立てた金額で同項の規定により当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額があるときは、当該金額に相当する金額のうち、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日において有していた異常危険準備金の金額で当該積立てをした事業年度終了の日において有するものに達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 前項の規定の適用については、法人が同項の規定の適用を受けた最初の事業年度終了の日後第六項から前項までの規定により益金の額に算入された金額は、まず、青色申告書の提出の承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日において有していた異常危険準備金の金額から成るものとみなす。

第五十七条の四第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び相互会社を除く。）」を加え、同条第三項中「第五十七条の二第五項」を「前条第九項」に改め、同条第五項中「第五十七条の二第五項及び第六項」を「前条第九項及び第十項」に改める。

第五十七条の五中「保険業法に規定する」を削る。

第五十八条第一項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。）」を加える。

第五十八条の二第一項及び第二項中「青色申告書を提出する法人」の下に「（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものを除く。）」を加える。

第六十一条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第六十二条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、「の百分の九十を削り、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額」を「当該法人の当該事業年度において支出する交際費等の額が基準交際費額に満たない場合には、当該限度超過額からその満たない部分の金額（当該金額が当該限度超過額を超える場合には、当該限度超過額に相当する金額）を控除した金額」に改め、各号を削る。

第六十三条第一項中「第四十二条第一項及び」を削り、同条第六項第二号中「第四十二条の三」

を「第四十二条の二」に、「第四十二条の四」を「第四十二条の三」に改める。

第六十四条第六項中「第四十二条の四」を「第四十二条の三」に改める。

第六十七条第一項中「各事業年度」を「昭和五十六年十二月三十一日までの日を含む各事業年度」に改める。

第六十七条の四第六項中「第四十二条の四」を「第四十二条の三」に改める。

第三章第八節に次の二条を加える。

(中小法人に対する不況期における法人税の延納の特例)

第六十八條の二 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの期間内にその法定納期限(国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。)の到来する法人税で中小法人に係るものに対する法人税法第七十八條の規定の適用については、同条第一項中「三月間」とあるのは「八月間」と、同条第二項中「五月」とあるのは「十月」と、同条第五項中「三月間」とあるのは「八月間」とする。

2 前項に規定する中小法人とは、内国法人(清算中のものを除く。)のうち、同項に規定する法人税ごとに当該法人税に係る事業年度終了の日において中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条各号の一に該当する者を含む。

(政治献金の損金不算入)

第六十八條の三 法人が各事業年度において政治資金規正法第三条第一項に規定する政治団体、同条第二項に規定する政党若しくは同法第五条第一項に掲げる団体又は同法第三条第一項第二号に規定する公職の候補者に対し同法第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附をした場合における当該寄附に係る支出金については、法人税法第三十七条第二項の規定は適用せず、当該支出金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

附則第四條第三項を削り、同条第四項を同条第三

三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第三十一条から第三十一条の三まで及び第四十一条の改正規定並びに附則第四条の規定は、昭和五十七年一月一日から施行する。

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十六年分以後の所得税について適用し、昭和五十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に支払を受けるべき改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する利子所得については、なお従前の例による。

2 施行日前に支払を受けるべき旧法第八條の二

第一項、第八條の四第一項、第八條の五第一項又は第九條に規定する配当所得については、なお従前の例による。

(住宅取得控除に関する経過措置)

第四条 新法第四十一条第一項の規定は、居住者が同項に規定する家屋を昭和五十七年一月一日以後に同項に規定するところによりその者の居住の用に供した場合における同年分以後の所得税について適用し、居住者が旧法第四十一条第一項に規定する家屋を昭和五十六年十二月三十一日以前に同項に規定するところによりその者の居住の用に供した場合における同年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置)

第五条 施行日前に発行された旧法第四十一条の十二第一項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、

なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第六条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税(清算中の事業年度分の法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置)

第七条 旧法第四十二条第一項に規定する内国法人で、その施行日を含む事業年度が施行日前に開始し、昭和五十六年九月三十日以後に終了するものの当該事業年度分の法人税については、同項中「昭和三十六年四月一日以後に開始する各事業年度」とあるのは「昭和五十六年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度」と、「その超える金額」とあるのは「その超える金額(昭和五十六年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度に六を乗じてこれを当該事業年度の月数(暦に従って計算した月数とし、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。)で除して計算した金額)」とする。

(法人の受けた配当等の益金不算入の特例等に関する経過措置)

第八条 旧法第四十二条の二第四項に規定する清算中の内国法人が、施行日を含む事業年度に同項に規定する配当等の金額を受けた場合においては、同項の規定は、なお、その効力を有する。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第九条 法人(当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び保険業法(昭和十四年法律第四十一号)に規定する相互会社(以下単に「相互会社」という。)に限る。次条第一項、第三項、第四項、第十三

項及び第十四項において同じ。)が施行日前に旧法第四十三条第一項に規定する特定設備等を同項の政令で定める期間内に取得、製作若しくは建設した場合における当該特定設備等については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十条 法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する旧法第五十三条第一項に規定する価格変動準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項及び第五項の規定の例による。

2 旧法第五十四条第一項の中小企業等海外市場

開拓準備金を積み立てている法人(当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものに限る。以下第八項、第十項、第十一項、第十五項及び第十六項並びに次条において同じ。)が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第六項に規定する中小企業等海外市場開拓準備金の金額の益金の額への算入については、同条第六項から第九項まで及び第十二項から第十四項までの規定の例による。

3 旧法第五十五条第一項の海外投資等損失準備

金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する海外投資等損失準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項から第七項まで及び第九項の規定の例による。

4 旧法第五十五条第一項の規定により海外投資

等損失準備金を積み立てている法人の当該海外投資等損失準備金に係る同項に規定する特定法人の同条第四項第一号に規定する特定債権等については、法人税法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

5 旧法第五十六条の三第一項の金属鉱業等鉱害

防止準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第二項に規定する金属鉱業等鉱害防止準備金の金額の益金の額への算入について

は、同条第二項から第四項まで及び第六項の規定の例による。

6 旧法第五十六条の四第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する特定鉄道工事償却準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

7 旧法第五十六条の五第一項の原子力発電工事償却準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する原子力発電工事償却準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

8 旧法第五十六条の六第一項の特定ガス導管工事償却準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する特定ガス導管工事償却準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項から第五項まで及び第七項の規定の例による。

9 旧法第五十六条の八第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第五項に規定する電子計算機買戻損失準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

10 旧法第五十六条の十第一項の株式売買損失準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する株式売買損失準備金の金額の益金の額への算入については、同条第二項から第五項まで及び第七項の規定の例による。

11 旧法第五十七条第一項の証券取引責任準備金又は同条第二項の商品取引責任準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第一項第一号に規定する証券取引責任準備金又は同条第二項第一号に規定する商品取引責任準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項から第六項まで及び第九項の規定の例による。

12 旧法第五十七条の二第二項の過水準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同項第二号に規定する過水準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

13 旧法第五十七条の三第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第六項に規定する異常危険準備金の金額の益金の額への算入については、同条第七項中「当該金額のうち政令で定める金額」とあるのは「政令で定めるところによりその積み立てた金額」として同条第六項から第九項まで及び第十一項の規定の例による。

14 旧法第五十七条の四第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する異常危険準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項から第五項まで及び第七項の規定の例による。

15 旧法第五十八条の二第二項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第四項に規定する探鉱準備金又は海外探鉱準備金の金額の益金の額への算入については、同条第四項から第六項まで及び第八項の規定の例による。

16 旧法第五十八条の二第二項の海外探鉱準備金を積み立てている法人の当該海外探鉱準備金に係る同項に規定する海外自主開発法人の同条第九項に規定する特定株式等については、法人税法第五十二条第一項の規定は、適用しない。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第十一條 法人が施行日前にした旧法第五十八条第二項各号に掲げる取引に係る収入金額については、なお従前の例による。

理 由

税制における負担の適正化を推進するため、個人の利子、配当課税の特別措置、支払配当に充てた法人所得の軽減措置、資本金額等が一億円を超える法人に係る特定設備等の特別償却制度及び価格変動準備金等の準備金制度並びに社会保険診療報酬課税の特例を廃止するとともに、個人の土地譲渡所得に対する重課及び法人の交際費に対する課税の強化を図るほか、住宅取得控除制度の適用対象を拡大し、中小法人に対し法人税の延納について特例を設け、政党その他政治団体に対する寄附金の損金算入を廃止する等の必要がある。これらが、この法律案を提出する理由である。

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十六号中「十分の一に相当する金額をこえる場合におけるそのこえる」を「百分の二に相当する金額（当該金額が二万円を超える場合には、二万円）を超える場合におけるその超える」に改め、同項第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 鰥夫 次に掲げる者で老年者に該当しないものをいう。

イ 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、妻と死別した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、合計所得金額が三百万円以下であるもの

第二条第一項第四十七号中「第百九十条」を「第百九十条第一項」に改め、同条第三項中「（第九十

二条（配当控除を除く。）を削る。

第九条第一項第五号を次のように改める。

五 給与所得を有する者で通勤するものの受け給与のうち、その通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために必要な額で、その者の通勤に係る運賃、費用、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法によるものに相当する部分として政令で定めるもの

第九条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 給与所得を有する者の受ける給与のうち、夜勤手当（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十八条（夜勤手当）に規定する夜勤手当をいう。）及びこれに類する給与で政令で定めるもの（それらの勤務一時間当たりの額が、政令で定めるところにより通常の勤務一時間当たりの給与額として計算した額の百分の二十五を超える場合においては、その超える額の合計額に相当する部分を除く。）

第九条第一項第十一号イを次のように改める。

イ 継続して有価証券を売買することによる所得として政令で定めるもの（その年中における株式又は出資の売買（政令で定める売買を除く。）の回数が二十回以上で、かつ、その売買をした株数又は口数（額面金額又は出資一口の金額が五十円として表示されていないものについては、これを五十円として計算した場合の株数又は口数）の合計が十万以上である場合に係る当該有価証券の売買による所得は、これに該当するものとする。）

第二十一条第一項第五号中「第三章第二節（税額控除）の規定により配当控除及び」を「第九十五条（外国税額控除）の規定により」に改める。

第二十八条第三項第五号中「と当該収入金額から千円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額」を削り、同条に次の二項を加える。

5 その年中の給与等の収入金額に係る必要経費

の額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超える者に係る給与所得の金額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該収入金額が第一号又は第二号に掲げる場合に該当するときは前項の規定による給与所得の金額に相当する金額からその超える部分の金額を控除した残額とし、当該収入金額が第三号又は第四号に掲げる場合に該当するときは当該給与等の収入金額からその超える部分の金額と第三項に規定する給与所得控除額との合計額を控除した残額とする。

一 当該収入金額が百五十万円以下である場合
（当該金額が二十五万円に満たない場合には、二十五万円）
二 当該収入金額が百五十万円を超え三百万円以下である場合
三十万円と当該収入金額から百五十万円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額

三 当該収入金額が三百万円を超え六百万円以下である場合
四十五万円と当該収入金額から三百万円を控除した金額の十分の一・五に相当する金額との合計額
四 当該収入金額が六百万円を超える場合
六十万円

六 前項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨及び同項に掲げる必要経費の額の計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

第三十条第三項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる」を「五十万円に政令で定める勤続年数を乗じて計算した」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同条第四項第二号中「五十万円」を「百万円」に改め、同項第三号中「五十万円」を「百万円」に、「百万円」を「二百万円」に改める。

第三十七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 その年分の給与所得の金額の計算上必要経費

に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、旅費、通勤費、衣服費、調査研究費その他の費用で第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等の収入金額を得るため直接に要したもの（第九条第一項第四号から第七号まで、非課税所得）に掲げる所得に対応するもの、第七十七条の二第二項（労働組合費控除）の規定の適用を受けることとなるもの及びその年において債務の確定しないものを除く。の額とする。

第四十五条第一項中「事業所得の金額」の下に「給与所得の金額」を加え、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、「居住者」の下に「又は給与所得を有する居住者」を、「これらの所得」の下に「又は給与所得」を加える。

第四十九条第一項及び第五十条第一項中「第三十七号」を「第三十七号第一項又は第三項」に改める。

第七十二条第一項中「十分の一に相当する金額をこえるときは、そのこえる」を「百分の二に相当する金額（当該金額が二万円を超える場合には、二万円）を超えるときは、その超える」に改める。
第七十三条第一項中「百分の五」を「百分の二」に、「五万円」を「二万円」に改める。
第七十七条の次に次の一条を加える。
（労働組合費控除）
第七十七条の二 居住者が、各年において、労働組合費を支出した場合には、その支出した金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 前項に規定する労働組合費とは、居住者が、その加入する労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条（労働組合）の規定に基づく労働組合、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二（職員団体）（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第百九十九号）において準用する場合を含む。）の規定に基づく国家公務員の団体、国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八条の二（組合）の規定に基づく国会議員の組合又は地方公務員

法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条（職員団体）の規定に基づく地方公務員の団体（以下「労働組合等」という。）に対して支出する金額で、労働組合等の通常の業務の運営に要する経常的な費用に充てられるためのものに相当する部分として政令で定めるものをいう。

3 第一項の規定による控除は、労働組合費控除（寒冷地控除）
第七十八号の次に次の一条を加える。
（寒冷地控除）
第七十八号の二 居住者が、各年において、政令で定める期間、北海道その他寒冷の地域で政令で定めるもの（以下「寒冷地」という。）に居住している場合には、寒冷地に居住することに基因して通常特別に支出する必要があると認められるものとして、居住者が居住する地域（以下「居住者」）に係る世帯主であるかどうか、居住者に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無、扶養親族の数その他の事項に応じて政令で定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 居住者が、各年において、前項の政令で定める期間内に、寒冷地以外の地域から寒冷地に異動した場合、寒冷地から寒冷地以外の地域に異動した場合又は寒冷地内において同項の政令で定める金額の異なる地域に異動した場合には、同項の政令で定める金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

3 前二項の規定による控除は、寒冷地控除という。
第八十一条の次に次の一条を加える。
（鰥夫控除）
第八十一条の二 居住者が鰥夫である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十三万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、鰥夫控除という。

第八十五条第一項中「寡婦」の下に「鰥夫」を、「第二条第一項第三十一号」の下に「又は同項第三十一号の二」を加える。

第八十七条第一項中「損害保険料控除」の下に「労働組合費控除」を、「寄付金控除」の下に「寒冷地控除」を、「寡婦控除」の下に「鰥夫控除」を加え、「行なう」を「行う」に改める。
第九十二条から第九十四条までの規定を次のように改める。

第九十二条から第九十四条まで 削除
第九十五条第一項中「第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）」を「前節（税率）」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第一項から第三項までの規定による控除をすべき金額は、課税総所得金額に係る所得税額、課税山林所得金額に係る所得税額又は課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。

第九十八号第一項第一号中「及び第九十二条（配当控除）」を削り、同条第三項中「第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）」を「前節（税率）」に改め、同条第四項第二号中「損害保険料控除」の下に「労働組合費控除」を、「損害保険料」の下に「労働組合費」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 寒冷地控除に関する規定の適用については、合算対象世帯員に係る第七十八条の二第一項（寒冷地控除）の政令で定める金額又は同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額は、主たる所得者に係る当該政令で定める金額又は当該政令で定めるところにより計算した金額とみなす。

第九十八号第四項第三号中「前二号」を「前三号」に、「又はその合算対象世帯員が支払ひ若しくは支出した前号」を「その合算対象世帯員が支払ひ若しくは支出した第二号」に改め、「損害保険料」の下に「労働組合費」を「特定寄付金」の下に「又は合算対象世帯員に係る前号に規定する政令で定める金額若しくは政令で定めるところにより計算した金額」を加え、「又は寄付金控除」を

「労働組合費控除、寄付金控除又は寒冷地控除」に改める。

第九十九条第一項中「十万円」を「四万円」に改める。

第一百一条中、「第九十八条第一項第一号（合算対象世帯員がある場合の税額の計算）に規定する合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合における同項及び同条第二項に規定する所得税の額の計算並びにこれらの規定」を「並びに同項並びに第九十八条第一項及び第二項（合算対象世帯員がある場合の税額の計算）の規定」に改める。

第二百二十条第一項中「こえる場合において」を「超える場合において」に、「の額の合計額が配当控除の額をこえるときは」を「の額があるときは」に改め、同項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 第二十八条第五項（給与所得）の規定の適用を受ける場合には、その旨

第二百二十条第三項第一号中「又は寄付金控除」を「労働組合費控除、寄付金控除又は寒冷地控除」に改める。

第二百二十一条第一項中「千万円以下であるもの」の下に「第九十九条第三項（年末調整）に規定する確定申告選択者を除く。」を加え、同項第一号中「第九十九条（年末調整）」を「第九十九条第一項」に改め、同項第二号中「第九十九条」を「第九十九条第一項」に改め、同号ロ中「損害保険料控除の額」の下に、「労働組合費控除の額、寒冷地控除の額」を加える。

第六百六十五条中「第七十七条」を「第七十七条の二」に、「第七十九条から第八十五条まで（障害者控除等）」を「第七十八条の二から第八十五条まで（寒冷地控除等）」に改める。

第九十条第一項に、「同条」を「同項」に改める。
第九十条第七号中「寡婦」の下に、「寡夫」を加える。
第九十条中「千万円以下であるもの」の下に

「第三項に規定する確定申告選択者を除く。」を加え、同条第二号中二をホとし、同号ハ中「寡婦」の下に「寡夫」を加え、ハをニとし、同号ロ中「支払った」を「支払い又は支出した」に、「保険料控除申告書」を「保険料控除等申告書」に、「金額及び」を「金額」に改め、「損害保険料の金額」の下に「及び第七十七条の二第一項（労働組合費控除）に規定する労働組合費の金額」を加え、「支払」を「支払等」に、「第七十七条」を「第七十七条の二」に改め、同号ロの次に次のように加える。

ハ 第七十八条の二第一項又は第二項（寒冷地控除）に規定する金額（その居住者がその年において提出した給与所得者の寒冷地控除申告書に記載され、かつ、第九十六条の二第二項（寒冷地控除を受けることができることを証する書類の提出等）に規定する書類の提出又は提示のあったものに限る。）につき第七十八条の二の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

第九十条に次の二項を加える。

2 居住者で前項に規定する給与等の金額が千万円以下であるもののうち、同項の規定の適用を受けたい旨の選択をしようとするものは、その給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、当該給与等の支払者の氏名又は名称、同項の規定の適用を受けたい旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第七十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。第九十二条第二項（不足額の徴収）において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書は確定申告選択申告書といふ、当該申告書を提出した者は確定申告選択者という。

第九十一条中「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第九十二条第一項中「第九十条」を「第九十条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第二項中「第九十条」を「第九十条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、「第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地」を削る。

第九十四条第一項第二号中「寡婦」の下に「寡夫」を加える。

第九十五条第一項中「寡婦控除の額」の下に「寡夫控除の額」を加える。

第九十六条の見出し中「保険料控除申告書」を「保険料控除等申告書」に改め、同条第一項中「第九十条」を「第九十条第一項」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「又は損害保険料」を「損害保険料又は労働組合費」に、「主たる給与等の支払者」を「主たる給与等の支払者」に改め、同条第三号中「支払った」を「支払い又は支出した」に、「金額及び」を「金額」に改め、「損害保険料の金額」の下に「及び第七十七条の二第一項（労働組合費控除）に規定する労働組合費の金額」を加え、同条第二項中「又は損害保険料の金額」を「損害保険料の金額又は労働組合費の金額」に改め、「支払」の下に「又は支出」を加え、同条第三項中「保険料控除申告書」を「保険料控除等申告書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（給与所得者の寒冷地控除申告書）

第九十六条の二 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第九十条第一項（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同項第二号ハに規定する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第七十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

らない。

一 当該給与等の支払者の氏名又は名称
二 第七十八条の二第一項又は第二項（寒冷地控除）に規定する金額につき同条の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

三 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、その年において同項第二号に規定する金額につき、その控除を受けることができる旨を証する書類を提出し又は提示しなければならない。

3 第一項の規定による申告書は、給与所得者の寒冷地控除申告書という。

第九十七条中「前三条」を「前四条」に改める。

第九十八条中「第九十四条」を「第九十条第二項（年末調整）又は第九十四条」に、「第九十六条」を「第九十六条の二」に改める。

第二百一条第二項中「第三十条第三項第一号」を「第三十条第三項」に改める。

第二百三十九条第一項、第二百四十条第一項及び第二百四十二条第三号中「第九十条」を「第九十条第一項」に改める。

別表第一第一号の表の国家公務員の団体（法人であるものに限り、）の項中「昭和二十二年法律第二百一十号」を削り、同表の地方公務員の団体（法人であるものに限り、）の項中「昭和二十五年法律第二百一十号」を削り、同表の労働組合（法人であるものに限り、）の項中「昭和二十四年法律第七十四号」を削る。

別表第四(三)中

3,360	
3,600	
3,840	
4,080	
4,320	
4,560	
を	
3,360	99,400
3,600	99,400円に、

その月の社会
保険料控除後
の給与等の
金額のうち
330,000 円を
超える金額の
55%に相当す
る金額を加算
した金額

に改め、同表四中

153,400円

3,840
4,080
4,320
4,560

153,400円に、
その月の社会
保険料控除後
の給与等の
金額のうち
450,000 円を
超える金額の
60%に相当す
る金額を加算
した金額

を削り、「183,400円」

を「192,900円」に改め、同表(四)及び(六)を次のよう
に改め、同表備考(4)中「算端、算式」を「算端、算式」
に改める。

(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
590,000 円		円 73,500	円 68,270	円 63,200	円 58,120	円 53,300	円 48,950	円 44,730	円 40,870	
590,000 円を超え 680,000 円に満た ない金額		590,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 590,000 円を超える金額の 25% に相当する金額を加算した金額								
680,000 円		円 96,000	円 90,770	円 85,700	円 80,620	円 75,800	円 71,450	円 67,230	円 63,370	
680,000 円を超え 770,000 円に満た ない金額		680,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 680,000 円を超える金額の 27% に相当する金額を加算した金額								
770,000 円		円 120,300	円 115,070	円 110,000	円 104,920	円 100,100	円 95,750	円 91,530	円 87,670	
770,000 円を超え 830,000 円に満た ない金額		770,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 770,000 円を超える金額の 31% に相当する金額を加算した金額								
830,000 円		円 138,900	円 133,670	円 128,600	円 123,520	円 118,700	円 114,350	円 110,130	円 106,270	
830,000 円を超え 890,000 円に満た ない金額		830,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 830,000 円を超える金額の 34% に相当する金額を加算した金額								
890,000 円		円 159,300	円 154,070	円 149,000	円 143,920	円 139,100	円 134,750	円 130,530	円 126,670	
890,000 円を超え 1,030,000 円に満た ない金額		890,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 890,000 円を超える金額の 38% に相当する金額を加算した金額								
1,030,000 円		円 212,500	円 207,270	円 202,200	円 197,120	円 192,300	円 187,950	円 183,730	円 179,870	
1,030,000 円を超え 1,190,000 円に満た ない金額		1,030,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,030,000 円を超える金額の 42% に相当する金額を加算した金額								

(六)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
1,190,000 円		円 279,700	円 274,470	円 269,400	円 264,320	円 259,500	円 255,150	円 250,930	円 247,070	
1,190,000 円を超え 1,450,000 円に満た ない金額		1,190,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,190,000 円を超える金額の46％に相当する金額を加算した金額								
1,450,000 円		円 399,300	円 394,070	円 389,000	円 383,920	円 379,100	円 374,750	円 370,530	円 366,670	
1,450,000 円を超え 1,860,000 円に満た ない金額		1,450,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,450,000 円を超える金額の50％に相当する金額を加算した金額								
1,860,000 円		円 604,300	円 599,070	円 594,000	円 588,920	円 584,100	円 579,750	円 575,530	円 571,670	
1,860,000 円を超え 2,690,000 円に満た ない金額		1,860,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,860,000 円を超える金額の55％に相当する金額を加算した金額								
2,690,000 円		円 1,060,800	円 1,055,570	円 1,050,500	円 1,045,420	円 1,040,600	円 1,036,250	円 1,032,030	円 1,028,170	
2,690,000 円を超え 3,530,000 円に満た ない金額		2,690,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち2,690,000 円を超える金額の60％に相当する金額を加算した金額								
3,530,000 円		円 1,564,800	円 1,599,570	円 1,554,500	円 1,549,420	円 1,544,600	円 1,540,250	円 1,536,030	円 1,532,170	
3,530,000 円を超え る金額		3,530,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち3,530,000 円を超える金額の65％に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7 人を超える場合には、扶養親族等の数が7 人の場合の税額から、その7 人を超える1 人ごとに2,900 円を控除した金額										従たる給与につ いての扶養控除 等申告書が提出 されている場合 には、当該申告 書に記載された 扶養親族等の数 に応じ、扶養親 族等1 人ごとに 2,900 円を、上 の各欄によつて 求めた税額から 控除した金額

備考(4)中「算出」を「算出、算入」に改める。

に改め、同表(四)及び(六)を次のように改め、同表の

円
575
585
595
610
620

を
に「6,150円」を「6,460円」

給与等の金額
のうち15,000
円を超える金
額の60%に
相当する金額
を加算

を削り、同表(四)中

円
575
585
595
610
620

3,330円に、そ
の日の社会保
険料控除後の
給与等の金額
のうち11,000
円を超える金
額の55%に
相当する金額
を加算した金
額

に改め、

5,130円

5,130円に、そ
の日の社会保
険料控除後の

別表第五(三)中

115
120
130
140
145
155

を

115 3,330円

(五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
27,500 円		円 4,590	円 4,415	円 4,245	円 4,075	円 3,915	円 3,770	円 3,630	円 3,500		
27,500 円を超え 30,000 円に満た ない金額		27,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 27,500 円を超える金額の 34% に相当する金額を加算した金額									
30,000 円		円 5,440	円 5,265	円 5,095	円 4,925	円 4,765	円 4,620	円 4,480	円 4,350		円 3,129
30,000 円を超え 34,000 円に満た ない金額		30,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 30,000 円を超える金額の 38% に相当する金額を加算した金額									3,129 円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 30,000 円を超える金額の 25% に相当する金額を加算した金額
34,000 円		円 6,960	円 6,785	円 6,615	円 6,445	円 6,285	円 6,140	円 6,000	円 5,870		円 4,129
34,000 円を超え 40,000 円に満た ない金額		34,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 34,000 円を超える金額の 42% に相当する金額を加算した金額									4,129 円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 34,000 円を超える金額の 29% に相当する金額を加算した金額
40,000 円		円 9,480	円 9,305	円 9,135	円 8,965	円 8,805	円 8,660	円 8,520	円 8,390		円 5,869
40,000 円を超え 48,000 円に満た ない金額		40,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 40,000 円を超える金額の 46% に相当する金額を加算した金額									5,869 円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 40,000 円を超える金額の 34% に相当する金額を加算した金額
48,000 円		円 13,160	円 12,985	円 12,815	円 12,645	円 12,485	円 12,340	円 12,200	円 12,070		
48,000 円を超え 62,000 円に満た ない金額		48,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 48,000 円を超える金額の 50% に相当する金額を加算した金額									
62,000 円		円 20,160	円 19,985	円 19,815	円 19,645	円 19,485	円 19,340	円 19,200	円 19,070		
62,000 円を超え 90,000 円に満た ない金額		62,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 62,000 円を超える金額の 55% に相当する金額を加算した金額									

(六)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
90,000 円		円 35,560	円 35,385	円 35,215	円 35,045	円 34,885	円 34,740	円 34,600	円 34,470		
90,000 円を超え 117,500 円に満たない金額		90,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 90,000 円を超える金額の 60％に相当する金額を加算した金額									
117,500 円		円 52,060	円 51,885	円 51,715	円 51,545	円 51,385	円 51,240	円 51,100	円 50,970		
117,500 円を超える金額		117,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 117,500 円を超える金額の 65％に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が 7 人を超える場合には、扶養親族等の数が 7 人の場合の税額から、その 7 人を超える 1 人ごとに 95 円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等 1 人ごとに 95 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	

別表第六中注及び備考以外の部分を次のように改め、同表の備考(二)中「養」を「養」に改める。

別表第六 貸与に対する源泉徴収税額の算出率の表(第百八十六条関係)

貸与の 金額に 乗ずる 率	甲														乙																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	扶 養 親 族 等 の 数							前月の社会保険料控 除後の給与等の金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	0		1		2		3		4		5		6			7		人 以 上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	以	上	以	上	以	上	以		上	以	上	以	上	以		上	以	上	以	上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
乗 き	0	千円 49千円未満	千円 67千円未満	千円 93千円未満	千円 120千円未満	千円 146千円未満	千円 173千円未満	千円 196千円未満	千円 219千円未満	千円 238千円未満	千円 258千円未満	千円 279千円未満	千円 304千円未満	千円 330千円未満	千円 381千円未満	千円 422千円未満	千円 462千円未満	千円 505千円未満	千円 558千円未満	千円 607千円未満	千円 645千円未満	千円 681千円未満	千円 719千円未満	千円 752千円未満	千円 787千円未満	千円 829千円未満	千円 866千円未満	千円 904千円未満	千円 942千円未満	千円 980千円未満	千円 1,018千円未満	千円 1,056千円未満	千円 1,094千円未満	千円 1,132千円未満	千円 1,170千円未満	千円 1,208千円未満	千円 1,246千円未満	千円 1,284千円未満	千円 1,322千円未満	千円 1,360千円未満	千円 1,398千円未満	千円 1,436千円未満	千円 1,474千円未満	千円 1,512千円未満	千円 1,550千円未満	千円 1,588千円未満	千円 1,626千円未満	千円 1,664千円未満	千円 1,702千円未満	千円 1,740千円未満	千円 1,778千円未満	千円 1,816千円未満	千円 1,854千円未満	千円 1,892千円未満	千円 1,930千円未満	千円 1,968千円未満	千円 2,006千円未満	千円 2,044千円未満	千円 2,082千円未満	千円 2,120千円未満	千円 2,158千円未満	千円 2,196千円未満	千円 2,234千円未満	千円 2,272千円未満	千円 2,310千円未満	千円 2,348千円未満	千円 2,386千円未満	千円 2,424千円未満	千円 2,462千円未満	千円 2,500千円未満	千円 2,538千円未満	千円 2,576千円未満	千円 2,614千円未満	千円 2,652千円未満	千円 2,690千円未満	千円 2,728千円未満	千円 2,766千円未満	千円 2,804千円未満	千円 2,842千円未満	千円 2,880千円未満	千円 2,918千円未満	千円 2,956千円未満	千円 2,994千円未満	千円 3,032千円未満	千円 3,070千円未満	千円 3,108千円未満	千円 3,146千円未満	千円 3,184千円未満	千円 3,222千円未満	千円 3,260千円未満	千円 3,298千円未満	千円 3,336千円未満	千円 3,374千円未満	千円 3,412千円未満	千円 3,450千円未満	千円 3,488千円未満	千円 3,526千円未満	千円 3,564千円未満	千円 3,602千円未満	千円 3,640千円未満	千円 3,678千円未満	千円 3,716千円未満	千円 3,754千円未満	千円 3,792千円未満	千円 3,830千円未満	千円 3,868千円未満	千円 3,906千円未満	千円 3,944千円未満	千円 3,982千円未満	千円 4,020千円未満	千円 4,058千円未満	千円 4,096千円未満	千円 4,134千円未満	千円 4,172千円未満	千円 4,210千円未満	千円 4,248千円未満	千円 4,286千円未満	千円 4,324千円未満	千円 4,362千円未満	千円 4,400千円未満	千円 4,438千円未満	千円 4,476千円未満	千円 4,514千円未満	千円 4,552千円未満	千円 4,590千円未満	千円 4,628千円未満	千円 4,666千円未満	千円 4,704千円未満	千円 4,742千円未満	千円 4,780千円未満	千円 4,818千円未満	千円 4,856千円未満	千円 4,894千円未満	千円 4,932千円未満	千円 4,970千円未満	千円 5,008千円未満	千円 5,046千円未満	千円 5,084千円未満	千円 5,122千円未満	千円 5,160千円未満	千円 5,198千円未満	千円 5,236千円未満	千円 5,274千円未満	千円 5,312千円未満	千円 5,350千円未満	千円 5,388千円未満	千円 5,426千円未満	千円 5,464千円未満	千円 5,502千円未満	千円 5,540千円未満	千円 5,578千円未満	千円 5,616千円未満	千円 5,654千円未満	千円 5,692千円未満	千円 5,730千円未満	千円 5,768千円未満	千円 5,806千円未満	千円 5,844千円未満	千円 5,882千円未満	千円 5,920千円未満	千円 5,958千円未満	千円 5,996千円未満	千円 6,034千円未満	千円 6,072千円未満	千円 6,110千円未満	千円 6,148千円未満	千円 6,186千円未満	千円 6,224千円未満	千円 6,262千円未満	千円 6,300千円未満	千円 6,338千円未満	千円 6,376千円未満	千円 6,414千円未満	千円 6,452千円未満	千円 6,490千円未満	千円 6,528千円未満	千円 6,566千円未満	千円 6,604千円未満	千円 6,642千円未満	千円 6,680千円未満	千円 6,718千円未満	千円 6,756千円未満	千円 6,794千円未満	千円 6,832千円未満	千円 6,870千円未満	千円 6,908千円未満	千円 6,946千円未満	千円 6,984千円未満	千円 7,022千円未満	千円 7,060千円未満	千円 7,098千円未満	千円 7,136千円未満	千円 7,174千円未満	千円 7,212千円未満	千円 7,250千円未満	千円 7,288千円未満	千円 7,326千円未満	千円 7,364千円未満	千円 7,402千円未満	千円 7,440千円未満	千円 7,478千円未満	千円 7,516千円未満	千円 7,554千円未満	千円 7,592千円未満	千円 7,630千円未満	千円 7,668千円未満	千円 7,706千円未満	千円 7,744千円未満	千円 7,782千円未満	千円 7,820千円未満	千円 7,858千円未満	千円 7,896千円未満	千円 7,934千円未満	千円 7,972千円未満	千円 8,010千円未満	千円 8,048千円未満	千円 8,086千円未満	千円 8,124千円未満	千円 8,162千円未満	千円 8,200千円未満	千円 8,238千円未満	千円 8,276千円未満	千円 8,314千円未満	千円 8,352千円未満	千円 8,390千円未満	千円 8,428千円未満	千円 8,466千円未満	千円 8,504千円未満	千円 8,542千円未満	千円 8,580千円未満	千円 8,618千円未満	千円 8,656千円未満	千円 8,694千円未満	千円 8,732千円未満	千円 8,770千円未満	千円 8,808千円未満	千円 8,846千円未満	千円 8,884千円未満	千円 8,922千円未満	千円 8,960千円未満	千円 8,998千円未満	千円 9,036千円未満	千円 9,074千円未満	千円 9,112千円未満	千円 9,150千円未満	千円 9,188千円未満	千円 9,226千円未満	千円 9,264千円未満	千円 9,302千円未満	千円 9,340千円未満	千円 9,378千円未満	千円 9,416千円未満	千円 9,454千円未満	千円 9,492千円未満	千円 9,530千円未満	千円 9,568千円未満	千円 9,606千円未満	千円 9,644千円未満	千円 9,682千円未満	千円 9,720千円未満	千円 9,758千円未満	千円 9,796千円未満	千円 9,834千円未満	千円 9,872千円未満	千円 9,910千円未満	千円 9,948千円未満	千円 9,986千円未満	千円 10,024千円未満	千円 10,062千円未満	千円 10,100千円未満	千円 10,138千円未満	千円 10,176千円未満	千円 10,214千円未満	千円 10,252千円未満	千円 10,290千円未満	千円 10,328千円未満	千円 10,366千円未満	千円 10,404千円未満	千円 10,442千円未満	千円 10,480千円未満	千円 10,518千円未満	千円 10,556千円未満	千円 10,594千円未満	千円 10,632千円未満	千円 10,670千円未満	千円 10,708千円未満	千円 10,746千円未満	千円 10,784千円未満	千円 10,822千円未満	千円 10,860千円未満	千円 10,898千円未満	千円 10,936千円未満	千円 10,974千円未満	千円 11,012千円未満	千円 11,050千円未満	千円 11,088千円未満	千円 11,126千円未満	千円 11,164千円未満	千円 11,202千円未満	千円 11,240千円未満	千円 11,278千円未満	千円 11,316千円未満	千円 11,354千円未満	千円 11,392千円未満	千円 11,430千円未満	千円 11,468千円未満	千円 11,506千円未満	千円 11,544千円未満	千円 11,582千円未満	千円 11,620千円未満	千円 11,658千円未満	千円 11,696千円未満	千円 11,734千円未満	千円 11,772千円未満	千円 11,810千円未満	千円 11,848千円未満	千円 11,886千円未満	千円 11,924千円未満	千円 11,962千円未満	千円 12,000千円未満	千円 12,038千円未満	千円 12,076千円未満	千円 12,114千円未満	千円 12,152千円未満	千円 12,190千円未満	千円 12,228千円未満	千円 12,266千円未満	千円 12,304千円未満	千円 12,342千円未満	千円 12,380千円未満	千円 12,418千円未満	千円 12,456千円未満	千円 12,494千円未満	千円 12,532千円未満	千円 12,570千円未満	千円 12,608千円未満	千円 12,646千円未満	千円 12,684千円未満	千円 12,722千円未満	千円 12,760千円未満	千円 12,798千円未満	千円 12,836千円未満	千円 12,874千円未満	千円 12,912千円未満	千円 12,950千円未満	千円 12,988千円未満	千円 13,026千円未満	千円 13,064千円未満	千円 13,102千円未満	千円 13,140千円未満	千円 13,178千円未満	千円 13,216千円未満	千円 13,254千円未満	千円 13,292千円未満	千円 13,330千円未満	千円 13,368千円未満	千円 13,406千円未満	千円 13,444千円未満	千円 13,482千円未満	千円 13,520千円未満	千円 13,558千円未満	千円 13,596千円未満	千円 13,634千円未満	千円 13,672千円未満	千円 13,710千円未満	千円 13,748千円未満	千円 13,786千円未満	千円 13,824千円未満	千円 13,862千円未満	千円 13,900千円未満	千円 13,938千円未満	千円 13,976千円未満	千円 14,014千円未満	千円 14,052千円未満	千円 14,090千円未満	千円 14,128千円未満	千円 14,166千円未満	千円 14,204千円未満	千円 14,242千円未満	千円 14,280千円未満	千円 14,318千円未満	千円 14,356千円未満	千円 14,394千円未満	千円 14,432千円未満	千円 14,470千円未満	千円 14,508千円未満	千円 14,546千円未満	千円 14,584千円未満	千円 14,622千円未満	千円 14,660千円未満	千円 14,698千円未満	千円 14,736千円未満	千円 14,774千円未満	千円 14,812千円未満	千円 14,850千円未満	千円 14,888千円未満	千円 14,926千円未満	千円 14,964千円未満	千円 15,002千円未満	千円 15,040千円未満	千円 15,078千円未満	千円 15,116千円未満	千円 15,154千円未満	千円 15,192千円未満	千円 15,230千円未満	千円 15,268千円未満	千円 15,306千円未満	千円 15,344千円未満	千円 15,382千円未満	千円 15,420千円未満	千円 15,458千円未満	千円 15,496千円未満	千円 15,534千円未満	千円 15,572千円未満	千円 15,610千円未満	千円 15,648千円未満	千円 15,686千円未満	千円 15,724千円未満	千円 15,762千円未満	千円 15,800千円未満	千円 15,838千円未満	千円 15,876千円未満	千円 15,914千円未満	千円 15,952千円未満	千円 15,990千円未満	千円 16,028千円未満	千円 16,066千円未満	千円 16,104千円未満	千円 16,142千円未満	千円 16,180千円未満	千円 16,218千円未満	千円 16,256千円未満	千円 16,294千円未満	千円 16,332千円未満	千円 16,370千円未満	千円 16,408千円未満	千円 16,446千円未満	千円 16,484千円未満	千円 16,522千円未満	千円 16,560千円未満	千円 16,598千円未満	千円 16,636千円未満	千円 16,674千円未満	千円 16,712千円未満	千円 16,750千円未満	千円 16,788千円未満	千円 16,826千円未満	千円 16,864千円未満	千円 16,902千円未満	千円 16,940千円未満	千円 16,978千円未満	千円 17,016千円未満	千円 17,054千円未満	千円 17,092千円未満	千円 17,130千円未満	千円 17,168千円未満	千円 17,206千円未満	千円 17,244千円未満	千円 17,282千円未満	千円 17,320千円未満	千円 17,358千円未満	千円 17,396千円未満	千円 17,434千円未満	千円 17,472千円未満	千円 17,510千円未満	千円 17,548千円未満	千円 17,586千円未満	千円 17,624千円未満	千円 17,662千円未満	千円 17,700千円未満	千円 17,738千円未満	千円 17,776千円未満	千円 17,814千円未満	千円 17,852千円未満	千円 17,890千円未満	千円 17,928千円未満	千円 17,966千円未満	千円 18,004千円未満	千円 18,042千円未満	千円 18,080千円未満	千円 18,118千円未満	千円 18,156千円未満	千円 18,194千円未満	千円 18,232千円未満	千円 18,270千円未満	千円 18,308千円未満	千円 18,346千円未満	千円 18,384千円未満	千円 18,422千円未満	千円 18,460千円未満	千円 18,498千円未満	千円 18,536千円未満	千円 18,574千円未満	千円 18,612千円未満	千円 18,650千円未満	千円 18,688千円未満	千円 18,726千円未満	千円 18,764千円未満	千円 18,802千円未満	千円 18,840千円未満	千円 18,878千円未満	千円 18,916千円未満	千円 18,954千円未満	千円 18,992千円未満	千円 19,030千円未満	千円 19,068千円未満	千円 19,106千円未満	千円 19,144千円未満	千円 19,182千円未満	千円 19,220千円未満	千円 19,258千円未満	千円 19,296千円未満	千円 19,334千円未満	千円 19,372千円未満	千円 19,410千円未満	千円 19,448千円未満	千円 19,486千円未満	千円 19,524千円未満	千円 19,562千円未満	千円 19,600千円未満	千円 19,638千円未満	千円 19,676千円未満	千円 19,714千円未満	千円 19,752千円未満	千円 19,790千円未満	千円 19,828千円未満	千円 19,866千円未満	千円 19,904千円未満	千円 19,942千円未満	千円 19,980千円未満	千円 20,018千円未満	千円 20,056千円未満	千円 20,094千円未満	千円 20,132千円未満	千円 20,170千円未満	千円 20,208千円未満	千円 20,246千円未満	千円 20,284千円未満	千円 20,322千円未満	千円 20,360千円未満	千円 20,398千円未満	千円 20,436千円未満	千円 20,474千円未満	千円 20,512千円未満	千円 20,550千円未満	千円 20,588千円未満	千円 20,626千円未満	千円 20,664千円未満	千円 20,702千円未満	千円 20,740千円未満	千円 20,778千円未満	千円 20,816千円未満	千円 20,854千円未満	千円 20,892千円未満	千円 20,930千円未満	千円 20,968千円未満	千円 21,006千円未満	千円 21,044千円未満	千円 21,082千円未満	千円 21,120千円未満	千円 21,158千円未満	千円 21,196千円未満	千円 21,234千円未満	千円 21,272千円未満	千円 21,310千円未満	千円 21,348千円未満	千円 21,386千円未満	千円 21,424千円未満	千円 21,462千円未満	千円 21,500千円未満	千円 21,538千円未満	千円 21,576千円未満	千円 21,614千円未満	千円 21,652千円未満	千円 21,690千円未満	千円 21,728千円未満	千円 21,766千円未満	千円 21,804千円未満	千円 21,842千円未満	千円 21,880千円未満	千円 21,918千円未満	千円 21,956千円未満	千円 21,994千円未満	千円 22,032千円未満	千円 22,070千円未満	千円 22,108千円未満	千円 22,146千円未満	千円 22,184千円未満	千円 22,222千円未満	千円 22,260千円未満	千円 22,298千円未満	千円 22,336千円未満	千円 22,374千円未満	千円 22,412千円未満	千円 22,450千円未満	千円 22,488千円未満	千円 22,526千円未満	千円 22,564千円未満	千円 22,602千円未満	千円 22,640千円未満	千円 22,678千円未満	千円 22,716千円未満	千円 22,754千円未満	千円 22,792千円未満	千円 22,830千円未満	千円 22,868千円未満	千円 22,906千円未満	千円 22,944千円未満	千円 22,982千円未満	千円 23,020千円未満	千円 23,058千円未満	千円 23,096千円未満	千円 23,134千円未満	千円 23,172千円未満	千円 23,210千円未満	千円 23,248千円未満	千円 23,286千円未満	千円 23,324千円未満	千円 23,362千円未満	千円 23,400千円未満	千円 23,438千円未満	千円 23,476千円未満	千円 23,514千円未満	千円 23,552千円未満	千円 23,590千円未満	千円 23,628千円未満	千円 23,666千円未満	千円 23,704千円未満	千円 23,742千円未満	千円 23,780千円未満	千円 23,818千円未満	千円 23,856千円未満	千円 23,894千円未満	千円 23,932千円未満	千円 23,970千円未満	千円 24,008千円未満	千円 24,046千円未満	千円 24,084千円未満	千円 24,122千円未満	千円 24,160千円未満	千円 24,198千円未満	千円 24,236千円未満	千円 24,274千円未満	千円 24,312千円未満	千円 24,350千円未満	千円 24,388千円未満	千円 24,426千円未満	千円 24,464千円未満	千円 24,502千円未満	千円 24,540千円未満	千円 24,578千円未満	千円 24,616千円未満	千円 24,654千円未満	千円 24,692千円未満	千円 24,730千円未満	千円 24,768千円未満	千円 24,806千円未満	千円 24,844千円未満	千円 24,882千円未満	千円 24,920千円未満	千円 24,958千円未満	千円 24,996千円未満	千円 25,034千円未満	千円 25,072千円未満	千円 25,110千円未満	千円 25,148千円未満	千円 25,186千円未満	千円 25,224千円未満	千円 25,262千円未満	千円 25,300千円未満	千円 25,338千円未満	千円 25,376千円未満	千円 25,414千円未満	千円 25,452千円未満	千円 25,490千円未満	千円 25,528千円未満	千円 25,566千円未満	千円 25,604千円未満	千円 25,642千円未満	千円 25,680千円未満	千円 25,718千円未満	千円 25,756千円未満	千円 25,794千円未満	千円 25,832千円未満	千円 25,870千円未満	千円 25,908千円未満	千円 25,946千円未満	千円 25,984千円未満	千円 26,022千円未満	千円 26,060千円未満</

別表第八の付表「第百九十条第二号」を「第百九十条第一項第二号」と改める。同表の備考(一)中「保険料控除申告書」と「保険料控除等申告書」とを改め、同表の備考(二)の次に次のように加え、同表の備考(一)中「寡婦」と「寡婦、寡夫」を改める。

(6) 給与所得者の保険料控除等申告書により申告された労働組合費(第七十七条の二第一項(労働組合費控除)に規定する労働組合費をいう。)の金額がある場合には、その金額(7) 給与所得者の寡婦控除申告書により申告

された第百九十六条の二第一項第二号(控除されるべき金額)に規定する金額がある場合には、その金額別表第八の備考中「第三十条第三項第一号」を「第三十条第三項」と改める。

別表第八の付表中注及び備考以外の部分を次のように改める。

別表第八の付表(第二百一条関係)

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額	
	一 般 退 職 の 場 合	障 害 退 職 の 場 合
2 年 以 下	千円 1,000	千円 3,000
3 年	1,500	3,500
4 年	2,000	4,000
5 年	2,500	4,500
6 年	3,000	5,000
7 年	3,500	5,500
8 年	4,000	6,000
9 年	4,500	6,500
10 年	5,000	7,000
11 年	5,500	7,500
12 年	6,000	8,000
13 年	6,500	8,500
14 年	7,000	9,000
15 年	7,500	9,500
16 年	8,000	10,000
17 年	8,500	10,500
18 年	9,000	11,000
19 年	9,500	11,500
20 年	10,000	12,000
21 年	10,500	12,500
22 年	11,000	13,000
23 年	11,500	13,500
24 年	12,000	14,000
25 年	12,500	14,500
26 年	13,000	15,000
27 年	13,500	15,500
28 年	14,000	16,000
29 年	14,500	16,500
30 年	15,000	17,000
31 年	15,500	17,500
32 年	16,000	18,000
33 年	16,500	18,500
34 年	17,000	19,000
35 年	17,500	19,500
36 年	18,000	20,000
37 年	18,500	20,500
38 年	19,000	21,000
39 年	19,500	21,500
40 年	20,000	22,000
41 年 以 上	20,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに500千円を加算した金額	22,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに500千円を加算した金額

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十六年分以後の所得税について適用し、昭和五十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(通勤に必要な額に相当する給与部分の非課税に関する経過措置)

第三条 新法第九条第一項第五号の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けるべき給与に係る同号に規定する部分について適用し、施行日前に受けるべき給与に係る当該部分については、なお従前の例による。

(夜勤手当の非課税に関する経過措置)

第四条 新法第九条第一項第六号の二の規定は、施行日以後に受けるべき同号に掲げる夜勤手当及びこれに類する給与で政令で定めるものについて適用し、施行日前に受けるべき当該夜勤手当及びこれに類する給与で政令で定めるものについては、なお従前の例による。

(配当控除の廃止に関する経過措置)

第五条 施行日前に支払を受けるべき改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第九十二条第一項に規定する利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第六条 新法第四編第二章第一節の規定及び新法別表第四から第六までは、施行日以後に支払うべき新法第八十三条第一項に規定する給与等(以下「給与等」という。)について適用し、施行日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 新法第九十四条第一項の規定は、施行日以後に提出する給与所得者の扶養控除等申告書に

ついて適用する。

(年末調整に関する経過措置)

第七条 新法第九十条第一項及び第三項の規定並びに新法別表第七及び同表の付表は、昭和五十六年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

2 新法第九十条第二項、第九十六條第一項及び第二項並びに第九十六條の二の規定は、それぞれ、施行日以後に提出する確定申告選択申告書、給与所得者の保険料控除等申告書及び給与所得者の寒冷地控除申告書について適用する。

(退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第八条 新法第二百一条の規定並びに新法別表第八及び同表の付表は、施行日以後に支払うべき新法第九十九條に規定する退職手当等(以下「退職手当等」という。)について適用し、施行日前に支払うべき退職手当等については、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第九条 施行日前に昭和五十六年分の所得税につき旧法第二百二十七條(旧法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六號)第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和五十七年三月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた

場合において、新法第五十九條第二項(新法第六十八條において準用する場合を含む。)の規定による還付金について国税通則法第五十八條第一項に規定する還付加算金を計算するとき、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日前からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七條第一項の規定による充当(以下「充当」という。)をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)

第十条 昭和五十六年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき旧法第九十九條から第二百二條までの規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき新法第二百一条及び第二百二條の規定を適用した場合における所得税の額を超えるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年十二月三十一日までに、納税地の所轄税務署長に対し、その超える金額の還付を請求することができる。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の昭和五十六年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収(退職手当等に係る源泉徴収を除く。)及び還付(当該請求に係る還付を除く。)に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する新法第二百一条第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第九十九條から第二百二條までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行われたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八條第一項に規定する還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる同項の

期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(他の法律の一部改正)

第十一条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第九十條」を「第九十條第一項」に改める。

第十二條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の四第四項第三号中「第九十二條及び」を削り、「同法第九十二條第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第二十八條の四第一項(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第二十八條の四第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五條を「同条」に改める。

第二十九條の四第三項第三号中「第九十條第二号」を「第九十條第一項第二号」に改める。

第三十條第一項中「第三十七條第二項」を「第三十七條第三項」に改める。

第三十一條第三項第三号中「第九十二條及び」を削り、「同法第九十二條第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第三十一條第一項(長期譲渡所得の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第三十一條第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」

とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第三十一條第一項(長期譲渡所得の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第三十一條第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」

と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する課税長期譲渡所得金額に係る所得税額」と、同法第九十五条を「同条」に改める。

第四十一条第五項を次のように改める。

5 第一項の規定による控除すべき金額は、所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する課税山林所得金額に係る所得税額又は同項に規定する課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。この場合において、当該控除すべき金額がその年分の所得税額を超えるときは、当該控除をすべき金額は、当該所得税額に相当する金額とする。

第四十一条の二第一項中「第九十条」を「第九十条第一項」に、「同条」を「同項」に、「同条第二号」を「同条第一項第二号」に改め、同条第四項第二号中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置法第四十一条の二第一項（年末調整に係る住宅取得控除）の規定による控除をされる金額との合計額」を「場合によっては」とあるのは、「場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条（税率）及び第九十一条（簡易税額表）の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が租税特別措置法第四十一条の二第一項（年末調整に係る住宅取得控除）の規定による控除をされる金額を超えるときは」に改める。

第四十一条の四第一項中「第九十二条第一項に規定する所得税額」を「第二編第三章第一節の規定による所得税の額」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第四十一条第五項の規定は、住宅貯蓄控除をすべき金額について準用する。

第四十一条の五第一項中「第九十条」を「第九十条第一項」に、「同条」を「同項」に、「同条第二号」を「同条第一項第二号」に改め、同条第四項第二号中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置法第四十一条の五第一項（年末調整に係る住宅貯蓄控除）に規定する住宅貯蓄年末調整控除額との合計額」を「場合によっては」とあるのは、「場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条（税率）及び第九十一条（簡易税額表）の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が租税特別措置法第四十一条の五第一項（年末調整に係る住宅貯蓄控除）に規定する住宅貯蓄年末調整控除額を超えるときは」に改める。

第四十一条の十四第二項の表の上欄中「第九十条第二号ハ」を「第九十条第一項第二号二」に改める。

第十三条 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項第一号中「第九十条」を「第九十条第一項」に改める。

理由

最近における国民生活の実情と所得税負担の現状にかんがみ、かつ、現行の所得税制度を是正する見地から、給与所得者の確定申告選択制度及び必要経費の実額控除制度の創設、給与所得者の通勤手当の非課税限度の撤廃、退職所得控除額の引上げ、夜勤手当の非課税制度、労働組合費控除制度、寒冷地控除制度及び鰥夫控除制度等の創設並びに雑損控除及び医療費控除の拡充によりその負担の軽減を図るとともに、有価証券の譲渡による所得の課税の強化、配当控除制度の廃止及び給与所得控除の最高限度額の設定により税制における負担の公平化の推進を図る必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

昭和五十六年四月三日印刷

昭和五十六年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W